

# 九州佐賀 総合政策研究

2020年  
第4号



佐賀地域経済研究会

ISSN 2433-426X

# 九州佐賀 総合政策研究

佐賀地域経済研究会

第4号 2020年(令和2年)9月 目次

[寄稿論文]

## 佐賀県内における外国人宿泊者の動向とインバウンド戦略 ー宿泊施設へのアンケート調査からー

佐賀大学経済学部 准教授 野方 大輔 …… 1

## 地域福祉とまちなかの役割 ー長崎県佐々町の事例からー

北九州市立大学大学院マネジメント研究科 特任教授 幕 亮二 …… 8

## 医療介護総合確保法に基づく都道府県計画の評価基準に関する基礎的考察 ー佐賀県計画を題材にー

北海道大学大学院法学研究科 名誉教授 加藤 智章 …… 15

[地域課題調査 報告書]

## コロナ後の旅行行動変化と地域観光における連携の必要性 ー近畿圏居住者を対象とした意識調査ー

北九州市立大学大学院マネジメント研究科 特任教授 幕 亮二  
佐賀大学経済学部 4年生 中村 祐斗 …… 31

## 神埼市におけるマイクロツーリズム展望 ー北部九州地方居住者を対象とした意識調査ー

佐賀大学経済学部 4年生 中村 祐斗 …… 47

## 神埼市におけるインバウンド観光の新たな可能性 ー日本在留外国人を対象とした調査からー

九州産業大学地域共創学部 教授 大方 優子 …… 62

[研究会 報告]

## 第223回 佐賀地域経済研究会 神埼市 観光戦略のプロセス

…… 79

佐賀地域経済研究会 開催記録

## 佐賀県内における訪日外国人宿泊者の動向とインバウンド戦略 ー宿泊施設へのアンケート調査からー★

佐賀大学経済学部 准教授 野方 大輔

### 1. はじめに

国土交通省観光庁（2019）の『宿泊旅行統計調査』から、2018年における都道府県別延べ宿泊者数（日本人、訪日外国人および在日外国人3者の宿泊日数の合計）を確認すると、佐賀県はおよそ275万人泊で、47都道府県中45位と低位である。宿泊者の伸び率も、対前年比で7%減少しており、他の都道府県に後塵を拝している。しかし、訪日外国人に注目して彼らの宿泊動向を確認すると、訪日外国人は県内宿泊者の14%を占めており、47都道府県中13位と比較的高い順位にある。

センサデータの傾向から、佐賀県は日本人の宿泊者数の少なさを外国人でカバーしており、県内の宿泊施設は訪日外国人に適度に好まれていることがうかがえる。実際、佐賀県の宿泊施設では客室稼働率が毎年右肩上がりに上昇し<sup>(注1)</sup>、2018年には62%の稼働率となっている。これは、同年の稼働率の全国平均61.2%と同程度の水準である。さらに既存調査においても、佐賀県が訪日外国人宿泊者の誘致に成功していることが紹介されている（みずほ総合研究所、2018）。

このように、県内の宿泊施設が訪日外国人に積極的に利用されることで、施設の経営効率が高まっているのならば、海外顧客をターゲットとした集客戦略を進めることによって、佐賀県の観光利益の増大につなげることができるとも考えられる。そこで、2019年3月に県内の宿泊施設に向け実施

したアンケート調査の結果をもとに、どのような施設が宿泊者を獲得しているかを整理し、佐賀県における訪日外国人の集客戦略の検討材料を提供したい。

アンケート調査の対象は、各自治体の観光ポータル、国内インターネット旅行会社（OTA：Online Travel Agent）<sup>(注2)</sup>から情報が得られた214軒の宿泊施設であり、その内71軒から回答を得た（回収率33%）。質問票では、2018年1～12月における日本人と訪日外国人宿泊者の平均延べ人数、旅行形態、過去実施した集客の取り組みや付帯設備（決済端末、温泉施設の有無）をたずねた。

本稿は2019年11月の佐賀地域経済研究会におけるインバウンド関連の報告内容を一部抜粋・編集したものである。2020年1月以降の新型コロナウイルスの急激な感染拡大により、インバウンド需要は激減してしまった。観光業のいち早い復活を願うばかりである。

### 2. 集客の取り組みと訪日外国人宿泊者数

本章では、アンケート調査に基づき、近年（2018年）の佐賀県における宿泊動態を概観し、その後、過去（2017年まで）に実施した集客の取り組みと訪日外国人宿泊者数の関連を示す。

#### 2.1 延べ宿泊者数

まず、2018年の佐賀県における宿泊動態を施設

\* 本稿は、2019年（令和元年）11月21日（水）に、佐賀大学で開催された佐賀地域経済研究会 第222回 例会で報告した「佐賀県内における外国人宿泊者の動向とインバウンド対応」を論文化したものである。

の客室規模、旅行形態からみてみたい。

表 1a は、佐賀県内の各宿泊施設に日本人と訪日外国人の延べ宿泊者数をたずねて、客室規模毎に平均宿泊者人数を単純集計したものである。

10 室未満の施設では、日本人が平均 1,676 人、訪日外国人は平均 138 人と少なく、主要な顧客は日本人である。しかし、客室規模が拡大して 10 室以上 30 室未満の施設になると、訪日外国人の宿泊者は、急増して 996 人となり、10 室未満の小規模施設のそれのおよそ 7 倍になる。30 室以上 50 室未満、50 室以上 100 室未満の中規模な施設も訪日外国人の宿泊者は、規模に比例して増加する。さらに大規模な 100 室以上の施設になると、訪日外国人宿泊者が大幅に増加し、1 万人超に達する。以上の結果から、10 室未満の小規模施設はあくまで日本人をメインに、それ以上の規模を有する施設は、日本人も訪日外国人の顧客も積極的に獲得していく傾向にある。

表 1a 日本人と訪日外国人の平均宿泊者数  
(単位：人)

客室規模	日本人	外国人
10 室未満	1,676	138
10 室以上 30 室未満	8,104	996
30 室以上 50 室未満	19,153	2,194
50 室以上 100 室未満	24,619	3,262
100 室以上	55,690	13,298

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

表 1b は、旅行形態を個人旅行と団体旅行で分けて、宿泊施設の客室規模毎に訪日外国人の平均宿泊者人数を単純集計したものである。

10 室未満の宿泊施設では、個人旅行と団体旅行の平均宿泊者数は、それぞれ 173 人と 132 人で、両者に大きな違いは見られない。しかし施設規模が 10 室以上 30 室未満に拡大すると、個人旅行の

数が 577 人に増加するのに対して、団体旅行の数は 73 人へと減少し、個人と団体の人数差が顕著になる。さきほど表 1a では 10 室未満から施設規模の拡大にともない、訪日外国人の宿泊者の急増がみられたが、それは主に個人旅行の訪日外国人宿泊者によって支えられているといえよう。この背景には、個人旅行の訪日外国人をメインターゲットにせざるをえないキャパシティの事情が挙げられるだろう。さらに規模が拡大して 50 室以上 100 室未満の中規模の施設では、個人旅行よりも団体旅行の数が多くなる。このことは、一定規模の施設になると、客室稼働率の向上をめざして団体旅行の訪日外国人にターゲットをシフトすることを意味するのかもしれない。100 室以上の大規模宿泊施設になると旅行形態に関係なく宿泊者が増加する。以上の動向をまとめると、小規模施設では個人旅行、中規模施設では団体旅行、大規模施設では個人・団体両方の訪日外国人宿泊者を増加させている。

表 1b 訪日外国人の旅行形態別平均宿泊者数  
(単位：人)

客室規模	個人旅行	団体旅行
10 室未満	173	132
10 室以上 30 室未満	577	73
30 室以上 50 室未満	1,313	764
50 室以上 100 室未満	1,307	1,813
100 室以上	32,464	11,454

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

## 2.2 集客の取り組み

次に、県内の宿泊施設の集客の取り組みを複数回答形式でたずね、その取り組みの項目毎に施設の訪日外国人の宿泊者数の多寡（平均宿泊数）に違いがみられるかを表 2 で概観する。

表 2 のなかで、訪日外国人宿泊者数を増加させ

る上位3項目を挙げる。最も大きな増加をもたらすのは「宿泊施設内の多言語表記」の取り組みである。この取り組みを行なった施設は、そうでない施設に比べて平均宿泊者数が5,000人多い。よって、施設内の多言語表記は訪日外国人を集客する上で必要最低限の投資といえるだろう。次いで宿泊者の増加に寄与するのは「外国人従業員の雇

用」である。この取り組みを行なった施設は、そうでない施設に比べ平均3000人ほど宿泊者を多く獲得できている。また「多言語による周辺地域のガイドマップ作成」も訪日外国人宿泊者の獲得に寄与している。なお、紙幅の制約上掲載しないが、これらの傾向は旅行形態によって変化しない。

表2 集客の取り組みと訪日外国人の平均宿泊者数の関係（単位：人）

集客の取り組み	(1) 回答した施設	(2) 回答しなかった施設	(1) - (2) 宿泊者数の差
a) SNSによる情報発信	3,835	2,455	1,380
b) 多言語による周辺地域のガイドマップ作成	4,164	2,631	1,533
c) 宿泊施設内の多言語表記	6,580	1,580	5,000
d) 多言語ホームページの作成	3,475	2,490	985
e) Wi-Fi環境の整備	2,624	3,716	-1,092
f) 映像通訳サービス等の利用	156	2,984	-2,828
g) 外国人従業員の雇用	5,426	2,363	3,063
h) 従業員への語学教育	2,817	2,851	-34
i) 従業員への接客教育	3,817	2,598	1,219
j) 特になし	429	3,202	-2,773

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

以上より、佐賀県内の宿泊施設においては、施設内や周辺地域の魅力を伝える多言語化が効果的に働く。これに関して、たとえば2018年から国土交通省観光庁の取り組んでいる「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」の内容を参考にすることが考えられる（図1参照）。当該事業では、観光庁が他省庁と連携して、多言語解説文の作成指針を示し、一部地域の観光資源の英語解説文事例集を用意している。事業対象外の地域の解説文はないものの、2018～2019年度の事業で蓄積された解説文の情報には無料でアクセス可能である。この

成果物のノウハウを佐賀県の観光資源の魅力を伝える手段として活用できるのではないだろうか。

また、国土交通省観光庁のホームページでは、同事業で英語解説文作成に関わった専門人材の一覧（内容監修者等）が一部公開されている。当該リストに掲載されている機関や人物とコンタクトできれば、観光資源の既存の解説文をより洗練されたものに変えるアドバイスを受けることができるかもしれない。貴重なネイティブ人材の獲得にあたって有益なヒントをもらえる可能性もある。これらの伝手をもとに、魅力あるストーリー作り、

訪日外国人の集客に着手する必要があるだろう。

他方で、「映像通訳サービス等の利用」に関しては、その取り組みをしない施設において訪日外国人宿泊者が著しく多い。映像通訳サービスを導入した施設はそのサービスを顧客の新規開拓・管理

には活用できず、恩恵を享受できていないのかもしれない。また「特になし」と答えた施設では、明らかに外国人宿泊者数が少ない。アンケートでは、マナーの問題を理由に外国人の受け入れに消極的との意見を記述する施設もみられた。

図1 地域観光資源の多言語解説整備支援事業



出所：国土交通省観光庁ホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/kankoch/shisaku/kankochi/content/001341362.pdf>)

### 3. 付帯設備と訪日外国人宿泊者数

付帯設備は宿泊施設の魅力の1つである。以下では、付帯設備の有無と訪日外国人宿泊者数の関係を概観する。

#### 3.1 キャッシュレス決済端末

諸外国はキャッシュレス化が進んでいて、日本における訪日外国人のキャッシュレス決済のニーズが大きいと指摘されることが多い（たとえば、経済産業省、2020）。この動向を踏まえた施策も必要になるだろう。そこで、県内の宿泊施設にキャッシュレス決済の導入状況（端末の有無）をたず

ね、決済端末の有無によって施設の訪日外国人の宿泊者数の多寡（平均宿泊数）に違いがみられるかを概観する。なお、キャッシュレス決済環境はある程度の事業規模になると整備されているケースが多い。事実、本調査の対象施設のうち10室以上の規模になると、9割以上がキャッシュレスに対応済みであった。そこで本節では決済環境を整備する余地の大きな10室未満の施設規模に注目する。結果を表3に記載する。

キャッシュレス対応済みの施設は、訪日外国人の平均宿泊者数が317人で、未対応の施設の69人に比べて多い。この傾向は、既存調査の指摘と整合的な結果である（経済産業省、2020）。しかし、



小規模の宿泊施設にはキャッシュレス決済環境整備への理解・ノウハウが不足しがちで、環境整備資金が確保しづらいなど困難な側面が多いかもしれない。

表3 キャッシュレス決済対応と訪日外国人の平均宿泊者数（単位：人）

キャッシュレス 対応済	キャッシュレス 未対応
317	69

注：10室未満の施設の回答

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

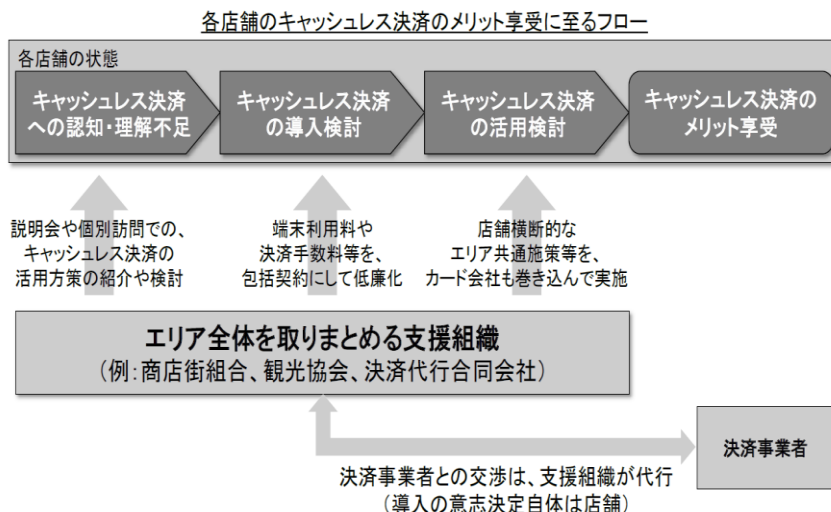
どのような形で宿泊施設の決済環境を整備していくと効果的かを語るうえでは、野村総合研究所（2017）の提案が大いに参考になる（図2参照）。それは、一定のエリアをとりまとめる支援組織（商店街組合、観光協会など）が各事業者の問題のレ

ベルに応じてキャッシュレス決済に関わる認知や理解を補足し、決済環境整備を先導するというものである。

これを宿泊施設のケースにそくして述べると、たとえば、各自治体の観光協会や温泉組合が、とりまとめの支援組織となつて、キャッシュレス決済への認知や理解が不足している段階にある施設に対して、不足知識を補完する説明会を開く。そこで宿泊施設での決済端末の活用法を紹介する。また既にキャッシュレス決済の導入の検討段階にある施設には、当該決済導入にともなう各種手数料を低廉化させるための包括契約を検討する。キャッシュレス決済をさらに活用しようとする施設には、クレジットカード会社なども巻きこみ、施設横断的なアイデアを実施するためのサポートを充実させる。そして、決済事業者との実際の交渉はとりまとめの支援組織が行うというものである。

図2 支援組織による課題解決フローチャート

- エリア全体と取りまとめる支援組織が各店舗を取りまとめ、各店舗の認知・理解促進や導入に伴う包括契約締結を支援することで、より広範囲での普及促進が期待できる。
- 但しその実現には、当該エリアの各店舗オーナーとの信頼関係やキャッシュレス決済に関する知識を有する人材の確保等、種々の課題も存在している。



出所：野村総合研究所（2017）を一部抜粋

([https://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/H28FY/000162.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H28FY/000162.pdf))

ちなみに、本調査では、キャッシュレス決済対応しているか否かを問う設問を用意したが、施設の中には、「クレジット決済のみに対応しています」と補足的に記述してもらったケースが1割ほどあった。このことからキャッシュレス決済のなかでも、まずはクレジット決済導入にともなうメリット・デメリット周知、既出の問題解決を中心に支援組織の人員配置や対応を考えるとよいかもかもしれない。

上記の施策は魅力的であるが、この方法を実施するにあたって支援組織が負担を背負うことにも留意すべきである。その場合、1つのエリアにとどまらず、エリア横断的に支援組織を形成するなどして、組織の負担分散化をはかる必要がある。

### 3.2 温泉設備

毎年、旅行代理店、OTAによる投票をもとに[雰囲気][泉質][見所・体験の充実][郷土の食文化]のそれぞれについて100位までを順位付けする『にっぽんの温泉100選』（観光経済新聞、2019年1月1日付）では、佐賀県の温泉地も各カテゴリにしばしばランクインする。佐賀県全体でみると、調査対象となった施設のおよそ半数の宿泊施設には温泉が付帯している。こうした温泉施設の付帯は、一般に客足を増やすように思えるが、実態はどうだろうか。温泉施設の有無によって、宿泊者数の多寡に違いがみられるかを表4に示す。

表4 温泉の有無と訪日外国人の平均宿泊者数  
(単位：人)

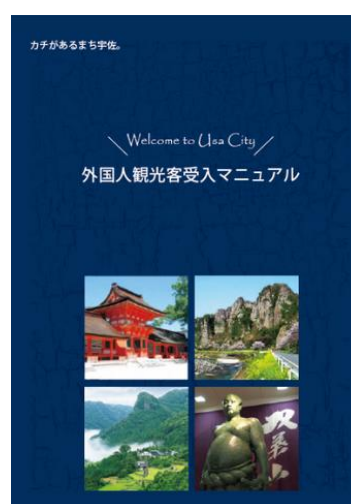
温泉有り	温泉無し
2,381	3,110

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

表4をみると、意外にも温泉無しの宿泊施設を利用する訪日外国人が多い。ちなみにこの傾向は

旅行形態にも依存しない。背景には2つの要因があると考えられる。1つは、訪日外国人旅行者がビジネスホテルを選択している可能性である。佐賀県の訪日外国人旅行者の5割程度は福岡空港からの入込客とされる（みずほ総合研究所、2018）。県全体では温泉付帯の旅館が多いものの、福岡を起点にすれば佐賀市内のホテルが選択され、結果的にビジネスホテルの利用が多くなる可能性がある。もう1つは、温泉文化への不慣れに起因する入浴マナーの問題である。既出の表2でも触れたが、過去、宿泊施設に対して、インタビューを行ったところ、温泉地では、「外国人の入浴マナーが悪く、受け入れに消極的になっています」とマナーの問題が指摘されることがあった。こうした課題解決のためには、諸外国の文化・慣習を理解することが必要かもしれない。これには、大分県宇佐市の取り組みが参考になる。当該自治体では温泉のマナーポスターを作成するだけでなく、外国人の地域性に合わせた受け入れマニュアルを公開している（図3参照）。こうした事例を参考に、受け入れ方を多様化することも重要である。

図3 宇佐市の外国人観光客受け入れマニュアル



出所：宇佐市公式観光サイト

(<https://www.city.usa.oita.jp/tourist/companyschool/9938.html>)



#### 4. おわりに

本稿では、佐賀県の宿泊施設の集客の取り組み、温泉や決済端末という付帯設備に注目し、それらと外国人の宿泊動向の関係を整理した<sup>(注3)</sup>。そこから導かれた諸課題に対して、行政・自治体、民間調査を参考に訪日外国人の集客戦略を例示した。

現在、新型コロナウイルスの影響により、国内外の客足は急激に落ち込んでいる。市場の観光消費のマインドが元通りポジティブになるには時間を要するだろう。実際、佐賀県の主要顧客だった韓国からの旅行者も激減している。

今後は行政、宿泊施設および業界団体が連携し、地域の実態に合わせた衛生管理のガイドライン作りが求められる。加えて、集客ターゲットを分散させて、特定イベントによる顧客減のリスク分散も重要な課題となろう。

#### 注

(注1) 2015年から2018年にかけての宿泊施設の客室稼働率を確認すると、全国平均は60.3%から61.2%へ、佐賀県は55%から62%へと上昇している。なお、佐賀県の客室稼働率の順位は、47都道府県中14位と相対的に高いものとなっている。

(注2) 具体的には楽天トラベル、じゃらん情報に掲載されている施設を対象とした。

(注3) より詳細な分析結果は、野方(2020)を参照されたい。

#### 参考文献

- 経済産業省(2020)『キャッシュレスの現状及び意義』([https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/cashless/image\\_pdf\\_movie/about\\_cashless.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/cashless/image_pdf_movie/about_cashless.pdf))
- 国土交通省観光庁(2019)『宿泊旅行統計調査』(<https://www.mlit.go.jp/common/001296050.pdf>)
- 野方大輔(2020)「宿泊施設の顧客拡大に向けた取り組みが外国人宿泊者数に与える影響—佐賀県の宿泊施設を事例として—」『交通学研究』63、pp. 103-110.
- 野村総合研究所(2017)『平成28年度商取引適正化・製品安全に係る事業(観光地におけるキャッシュレス決済の普及状況及び加盟店におけるクレジットカードに係るセキュリティ対策の実施状況に関する実態調査)最終報告書(「観光地におけるキャッシュレス決済の普及状況に関する実態調査」パート)』(経済産業省委託調査)([https://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/H28FY/000162.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H28FY/000162.pdf))
- みずほ総合研究所(2018)『インバウンド需要の地方圏への波及に向けた鍵は何か』(<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/jp180312a.pdf>)

## 地域福祉とまちなかの役割 ー長崎県佐々町の事例からー★

北九州市立大学大学院マネジメント研究科 特任教授 幕 亮二

### 1. はじめに

筆者は、齢知命に達し永年勤めた東京のシンクタンクを退職、郷里の佐賀に還りコンサルティング業を営んでいる。また、2019年からビジネススクールの実務家教員として、4半世紀にわたる失敗談を講義で話すようになり、はや1年が過ぎた。

本稿は、2019年度まで受託事業として携わった、長崎県佐々町の地域福祉計画と子ども・子育て支援事業計画の同時策定に関する講演内容を、寄稿用に編集したものである。講演時は両計画の策定委員会座長や商工会会長、町の担当課長が会場に居られ、些か遠慮し十分伝えられなかった部分もあったが、今般の新型コロナウイルス感染拡大で対面交流が制限されるなかでも、佐々町住民の地域福祉の取り組みが、確実に前進しつつあることを含め伝えたい。

### 2. 佐々のきせき

#### 2.1 ぜんざい川がカブトガニ産卵地へ

佐々町（さざちょう）は、人口13,792人（住民基本台帳2018年3月31日）、長崎県県北地域に位置する。平成の大合併において、隣接他町が佐世保市に編入されるなか町制を維持し、町の中心部を流れる佐々川河口部以外、佐世保市に囲まれている。明治から昭和にかけて、北松炭田屈指の産炭地として、最盛期には人口2万人を超え、洗炭

で佐々川はまるで善哉のように真っ黒になったと伝えられている。炭鉱閉山後、人口は一時1万人を下回るが、その後、鉄道・道路による通勤・通学アクセス条件が良いことから、佐世保市のベッドタウンとして人口1万人を回復し、今に至る。

炭鉱閉山後、清流を取り戻した佐々川の河口部には、同川の水量と水質を評価し、世界的な天然だし製造業のアリアケジャパン株式会社が主力工場を立地している。そしてさらに驚くことには、その工場の目の前には、ハクセンシオマネキ等の希少生物が多数生息する干潟があり、カブトガニの産卵場所がある、自然環境とリーディング産業が共存共栄する奇跡の地でもある。

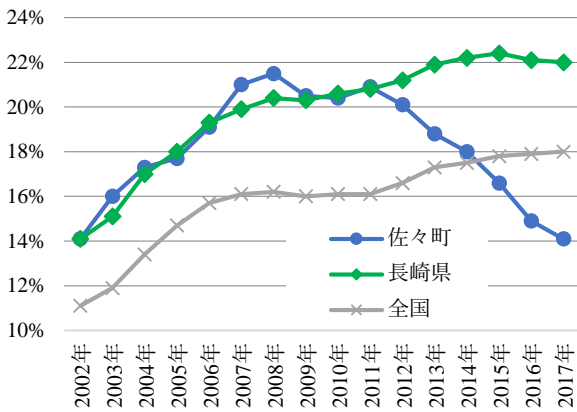
#### 2.2 介護保険制度存続の危機からの脱出

奇跡の軌跡は、恵まれた自然環境と産業立地だけではない。2000年の介護保険開始以降、長崎県の要介護（要支援）認定率は、全国の中でも高い水準にあるが、そのなかでも佐々町の認定率は県内一高かった時期がある。

図1は、佐々町の要介護（要支援）認定率の推移を、長崎県及び全国の平均値と比較したものであるが、2009年以降、佐々町の同認定率は減少を続け、全国平均を下回る水準となった。その結果、図2のように、高齢者数が右肩上がりに増加する中、介護給付費給付実績も増加から減少に転じ、介護保険制度存続の危機から、脱出し全国の先進事例となった。

\* 本稿は、2019年（令和元年）7月31日（水）に、佐賀大学で開催された佐賀地域経済研究会 第221回 例会で報告した「地域福祉とまちなかの役割」を論文化したものである。

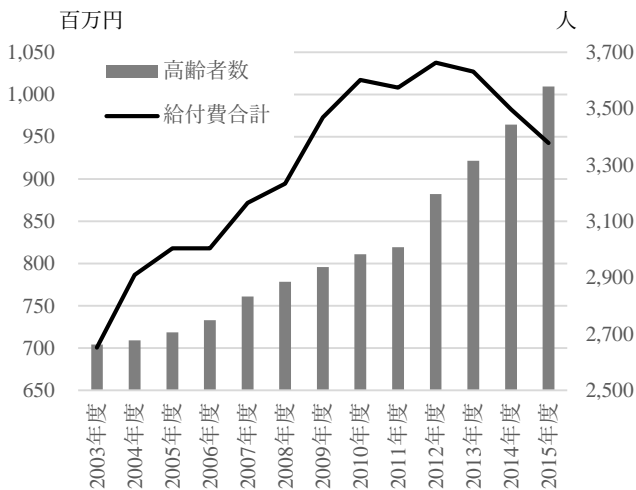
図1 要介護（要支援）認定率の推移



注：毎年の9月末の数字

出所：佐々町住民福祉課 地域包括支援センター（2016）

図2 高齢者数及び介護給付費給付実績の推移



出所：佐々町住民福祉課 地域包括支援センター（2016）

### 3. 形成されたネットワーク

#### 3.1 制度の目的に還り成功した住民参画

法は政策目的の手段であり、国民の福祉こそが本来の目的だ。全国各地で異なる事情に、遍く対応する制度と運用マニュアルは作れない。しかし、皮肉なことだが、実直誠実な自治体ほど、マニュアルを厳守する傾向があり、政策効果を得にくいことが多い。佐々町も、介護保険がスタートした直後、同じ悩みを抱えた。

一生懸命やっても結果が出ない時は、調査分析による事実認識の共有が大事だ。厚生労働省(2014, p. 105) は「要因分析からは、要支援1～要介護1の割合が高く、廃用症候群や認知機能低下で要介護認定の申請に至り、次第に重度化していることがわかった」ということを指摘している。

介護保険法第4条第1項に、「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。」とあるが、佐々町では、江田(2015, p.13) が指摘しているように「介護サービスの利用に当たっては、“何をしてほしいですか” から“何ができるようになりたいですか”へと質問の仕方を変えた。そして、介護保険制度だけでは多様化するニーズを解決できないという前提」を遵守することにした。

佐々町の幸運は、法の原点に立ち還り、それを住民にも地道に伝える努力を惜しまない行政・専門職が居たことだ。最終的には、介護ボランティアをはじめ、住民発意の事業に背中を押されるほどの、人的ネットワークが形成され、その成果が認定率や給付費給付実績の低下に繋がった。そして、その取り組みと成果は、厚生労働省が主催する2018年「健康寿命をのばそう！AWARD」の介護予防・高齢者生活支援分野において、厚生労働大臣最優秀賞を受賞するが、介護保険制度崩壊の危機という将来のリスクに、住民自らが真正面から向き合い成果を上げてきた「地域力」が評価されたわけである。

#### 3.2 ピンチをチャンスに変えた波及効果

心身ともに元気になり、支援（お世話）される

側から支援（お世話）する側になることの自己承認欲求が、佐々町の共生社会を支える原動力となってきたことで、自助・共助の取り組みが目に見える効果を生んできた。この成功体験が、制度の利用者でありその支え手ともなった高齢者に、自信とともに、複合化・多様化する地域生活課題解決への意欲を掻き立てることとなった。

また、包括支援センター・健康相談センター・社会福祉協議会といった公共部門の入る「佐々町福祉センター」が、介護予防や子育て支援のボランティア団体が活動の場となることで、周辺の図書館を含めた町の中心部が、内発的に形成された共助のネットワークの中心となった。まちなかの賑わい創出を目的に、その手段として福祉機能・交流機能を設置する事例が全国各地で後を絶たないが、その全く逆だ。

#### 4. 地域福祉計画策定の目的と方法

##### 4.1 住民福祉課の経験値

社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画は「地域における福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、「上位計画」として位置付けられた。また「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加された。地域福祉計画は、その策定プロセスを活用し、関係者が地域課題と目指す地域の姿（ビジョン）を理解・共有し、創意工夫により、包括的な支援体制の具体化・展開の契機となる役割を担う計画となる。

市町村の地域福祉計画策定は努力目標とされ、その策定に当たっては社会福祉法人 全国社会福祉協議会（2018）「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」に、背景や目的とともに先行事例も含めた丁寧な解説がある。佐々町においても、同ガイドブックを参考に

計画策定に臨んだが、策定委員会の設計において、経験値を活かした先見の明があった。

まず、子ども・子育て支援事業計画／次世代育成支援行動計画と、同じ策定委員会メンバーで同時策定を行ったことである。これにより、多世代参画による地域福祉の課題解決と、そのための施策を、次世代・次々世代含め推進していく合意形成が可能となった。

次に委員会委員の任期が、計画策定後次期計画策定時まで長期間に設定され、実際の介護ボランティアや民生児童委員・教育機関やPTA等地域づくりの担い手である委員会委員に、計画の不断の検証を通じ、単なる計画書に終わらせない仕掛けが組まれている。

これらは、先の介護予防における成果を踏まえ住民の力を信じた、町の住民福祉課職員の経験値によるものだ。

##### 4.2 地域生活課題の把握

計画策定作業は、先の成功体験を踏襲し、丁寧に実態を調査分析することを起点とした。回答者は世帯主に限らず、世帯人員であれば誰でも回答者になれるよう、調査票を設計した。家族で本アンケート調査を機会に、地域福祉やまちづくりに関する会話を促進してもらいたかったからだ。

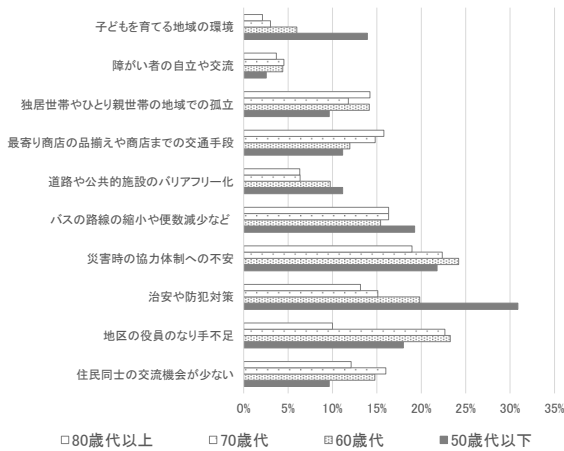
町内会加入の全世帯（4,411世帯）を対象に、喫緊及び将来不安な地域生活課題についてアンケート調査を実施した。町内会経由で調査票を配布した上で、郵送によって回収した結果、1,238通の回答を得た（回収率28%）。2019年2月を配布・回収時期としていたが、4月に入り料金後納郵便の期間が切れても、役場に丁寧に記入した調査票を持参する方もおいでになられた。

アンケート調査の活用では、用意した選択肢への回答以上に、自由回答への記載内容をとくに重視した。別紙にわたり長文で書かれたものもあり、

熱意と意思を明確に読み取れる記載ばかりで、すべてを転記すると A4 版 30 ページにも及んだ。策定委員会では、この自由回答を各委員に複数回にわたり参照し、グループディスカッションも行き議論を重ねた。

図 3 のアンケートの結果からは、世代によって感じる不安や不満には差があることが解った。50 歳代以下の子育て世代は、防犯や子育て環境といった現況に対する不安・不満が多いのに対して、介護予防においてボランティアへの参加等により自身が成果を上げて来た 60～70 歳代は、民生児童委員や自治会等地区の役員の高齢化や、自身がボランティアに参加する際の自家用車運転継続への不安等、将来の地域福祉維持・増進への不安・不満が目立った。

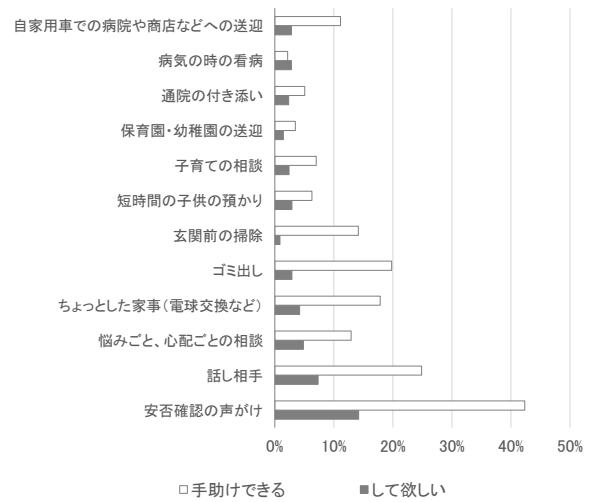
図 3 回答者及び家族の感じる不安・不満



出所：佐々町（2020a）『第 1 期 佐々町地域福祉計画』

図 4 にあるように、ボランティアとして自分達が手助けできることと、逆に困っているので手助けして欲しいことを問う両問の回答集計結果では、驚くことにほぼ全ての項目で手助けできるとの回答率が、手助けして欲しいとの回答率を上回る結果が得られた。しかし同時に、ボランティア参加のきっかけが解らないという意見が多数あった。

図 4 手助けできることとして欲しいこと



出所：佐々町（2020a）『第 1 期 佐々町地域福祉計画』

## 5. 多世代交流の促進と重点施策

### 5.1 多世代交流の必要性

策定委員会では、世代間で不満や不安が異なることは、逆にミスマッチを解消することで共助のメニューを増やし得る可能性ではないかと考えた。そのような積極的な意見が、複数の世代間で共有できたのは、成功体験への自信であると同時に、差し迫る将来への備えを急ぎ、具体的な行動に移ることで漠然とした不安を今払拭するの必要を感じたからに他ならない。全世帯を対象とするアンケートを行い、各自由回答まで策定委員に読み込んでもらい、丁寧にディスカッションを重ねて頂いた結果、佐々町の地域福祉計画の基本方針は、次の 5 本柱となった。

- ① 制度の隙間で十分に対応ができない地域課題を、地域で発見・共有し解決の方向を試行錯誤していく、そのための施策や事業を推進する。
- ② 全世代の地域共生社会への参画機会を促進し、「生涯活躍のまち」を目指す。福祉サービ

スの人材育成や働き方改革により、適切なサービス需給の維持を図る。

- ③ コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスとして対応する起業や業態拡大を促進する。
- ④ 生涯学習の機会や楽しく参加できる交流の場や機会の創出を行い、次世代及びその次の世代以降の地域福祉に関する活動への参加促進を図る。
- ⑤ 分野別に施設や窓口等を可能な限り分離せず、総合的な情報ネットワークのハブ機能の拡充と適正な運用を行う。

本計画が計画策定で決して終わらないよう、引き続きその進捗と成果を評価する役割を担う委員会は、基本方針を具体的に推進するための重点施策とその工程表を作成した。重点施策検討における視点として、以下の3点を総合的に勘案するものを優先した。

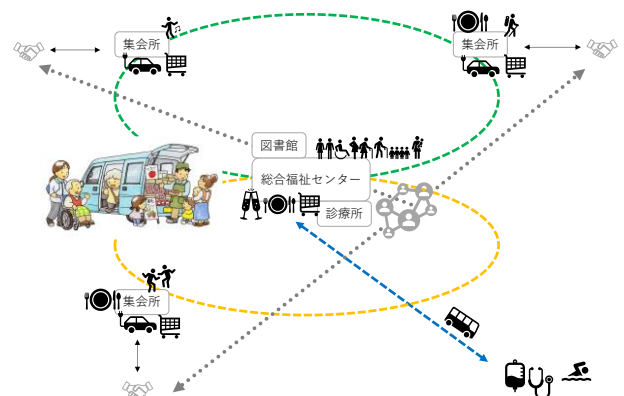
- ① 移動支援と安全安心
- ② 活動拠点と相談窓口
- ③ 持続可能な社会参加と促進

一般社団法人日本老年医学会(2014)によれば、「要介護状態に陥る前の中間的な段階を指す用語として使われる“フレイル”は、身体的問題のみならず、認知機能障害やうつなどの精神・心理的問題、独居や経済的困窮などの社会的問題を含む概念であり、加齢に伴って不可逆的に老い衰えた状態ではなく、しかるべき介入により再び健全な状態に戻るといふ可逆性が包含されている」とされる。フレイルの原因は加齢ではなく、外出機会が減り人との会話や交流が少なくなることが一因である。積極的に外出し、世代や地域を超え様々な人達と交流することが、フレイルの予防に繋がる。佐々町には、総合福祉センターにおける「生

きがい教室」や「はつらつ塾」、地区集会所における地域デイサービス等、介護予防に繋がる多様な交流の場があるが、65歳以上人口が4割になる超高齢化社会を見据えるなか、移動困難な方向けに何らかの送迎支援がない場合、参加者の減少は避けられない。また、現在75歳以上の方の外出支援として、町によるタクシー利用券の助成が行われているが、今後対象者が増加することで、将来的に町の財政を逼迫しかねないことを住民自らが危惧しており、持続可能な移動支援サービスが重点施策のひとつとして挙げられた。

図5で示したように、町全体の情報ネットワークの中心は総合福祉センター(まちなか)に置き、各地区での活動の拠点は集会所の活用を想定している。現状では、集会所等の利活用度は、地区によって差があるが、集会所は地域防災の拠点としてだけでなく、むしろ非常時の安全な集合・利用を確認する目的から、今後さらに各地区の多世代交流の拠点として積極的に活用される必要がある。そのためには、現状にあったルールや使用方法を検討するとともに、交流機会促進の観点から施設の有効活用を図り、地区間での交流活動に係る企画や催行情報の共有を図る。

図5 多世代交流拠点としてのまちなかと集会所



出所：佐々町(2020a)『第1期 佐々町地域福祉計画』

施設の活用度(稼働率)の向上を図ることで、



前述した移動支援事業の利用者を増加させ、事業としての持続性にも寄与することとなる。高齢者に限らず多様な世代の外出・交流を促進することが、移動支援サービスや拠点施設の利用増大と同時に、地域の情報ネットワーク（自発的な個人情報の開示を含む相談や交流）を拡充し、持続可能な「共に支え合う地域社会づくり」の基盤の形成に繋がると考えた。

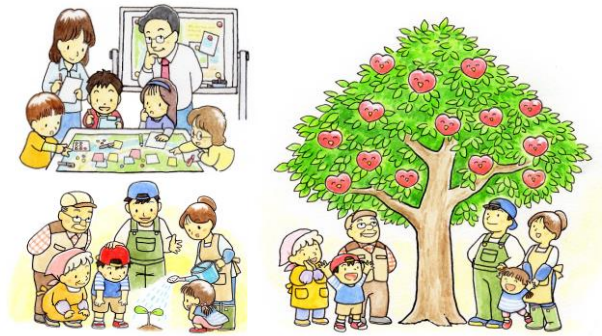
## 5.2 次世代の参画を促す次々世代の子供たち

地域福祉計画は、老人福祉法や児童福祉法等、既存の法制度に基づく各種計画と調和・連携を求められる上位計画だが、各計画で位置づけられる施策や事業を網羅的に含めるだけでは、地域福祉計画策定の趣旨にはそぐわない。

佐々町の地域福祉計画は、既存の法制度に基づく施策・事業だけでは対応が十分ではない、言い換えれば制度の隙間で十分に対応できない地域課題を、地域で発見・共有し、解決の方向を試行錯誤していくための施策や事業を記す計画となっている。むしろ制度の隙間に落ちた課題こそ、自助・共助・公助のスクラムをがっしりと組む契機となる「種」と考えた。

このことを、自宅と学校以外の地域全体の空間的な広がり認識するようになる、小学校3年生以降の総合的な学習の時間等の機会に学ぶことができるように、地域福祉計画と子ども子育て支援事業計画のエッセンスを副読本として編集した（図6）。きっかけがなくこれまでボランティアに参加経験の無い親世代と、家族の食卓で話題にしてもらい、子ども達が親世代を地域福祉の次世代の担い手として引っ張り出してくれればと期待している。

図6 学童向け副読本に掲載した挿絵（一部）



出所：佐々町（2020b）『ともにささえあう生涯活躍のまちづくり 佐々の地域福祉』

## 6. おわりに—佐々町から発信する「新しい生活様式」—

第1期佐々町地域福祉計画および第2期佐々町子ども・子育て支援事業計画についての答申が、両計画策定委員会座長の吉井秀樹長崎県立大学名誉教授から町長に手渡されたのは、2020年1月21日である。その後、3月に入り長崎県内でも感染発生事例が報告され、全国で感染拡大が続くなか、政府は4月16日、特別措置法に基づく緊急事態宣言を全都道府県に拡大、佐々町の介護予防活動もやむなく一時休止となる。5月14日、長崎県を含む39県で緊急事態宣言は解除されたが、未だ多くの活動が休止されている。

全国的な報道でも、ステイホームによる徹底した巣ごもりが、健康や体力維持や認知症進行抑止に悪影響を及ぼすリスクが指摘されており、感染予防対策と両立させる「新しい生活様式」が課題となっている。

地域福祉計画策定委員会委員でもある福田修三氏が代表の「佐々町元気カフェ・ぶらっと」は、総合福祉センター2階で、介護予防と人とのふれあいを目的に集まるお年寄りに対して、体温を計測し、2mの社会的距離を取り、インストラクターの映像を見て体操して頂くよう運営配慮しつつ活

動を再開された。

筆者は、参加者は少なくとも、活動の灯は消さないことが、諦めて社会的に衰弱するフレイルに陥らないことに繋がると信じている。「新しい生活様式」の画一的かつ完璧なマニュアルを待つ前に、佐々が実践を通じて再び新たな提案を示してくれることも。

## 参考文献

- 江田佳子 (2015) 「住民が主役、地域包括ケアのシステム構築」『国際文化研修 2015 年 冬』第 86 号、(公財) 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所、pp. 13-16.
- 厚生労働省 (2014) 『市町村介護予防強化推進事業報告書 ー資源開発・地域づくり実例集ー』 pp. 105-112.
- 佐々町住民福祉課 地域包括支援センター (2016)  
(<https://www.sazacho-nagasaki.jp/list00080.html>)
- 佐々町 (2020a) 『第 1 期 佐々町地域福祉計画』
- 佐々町 (2020b) 『ともにささえあう生涯活躍のまちづくり 佐々の地域福祉』
- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (2018) 『地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック』
- 一般社団法人日本老年医学会 (2014) 「フレイルに関する日本老年医学会からのステートメント」 ([https://www.jpn-geriat-soc.or.jp/info/topics/pdf/20140513\\_01\\_01.pdf](https://www.jpn-geriat-soc.or.jp/info/topics/pdf/20140513_01_01.pdf))

## 医療介護総合確保法に基づく都道府県計画の評価基準に関する基礎的考察 —佐賀県計画を題材に—★

北海道大学大学院法学研究科 名誉教授 加藤 智章

### 1. はじめに

総合確保方針とそれに基づく都道府県計画は、行政計画論として法的評価および政策的評価の対象となる。本稿は、これらの評価を正面から行うものではない。総合確保方針および都道府県計画の法的評価ないし政策的評価を行うための前提作業として、地域医療介護総合確保法（以下、確保法という）に基づいて、都道府県がどのような計画を作成し、いかなる事業を展開するのかを明らかにしたうえで、都道府県計画の評価基準に関する基礎的な考察を行おうとするものである。

### 2. 確保法の制定経緯

社会保障制度改革国民会議<sup>(注1)</sup>の報告書は、患者の住み慣れた自宅や地域全体で、医療、介護さらには住まいや自立した生活の支援までもが切れ目なくつながる「地域完結型」の医療に変わらざるを得ないとの認識を示し、「病院完結型」医療から「地域完結型」医療への転換のためには、全国一律に設定された診療報酬・介護報酬とは別の財政支援の手法が不可欠であるとともに、医療機能の分化・連携、病床の統廃合などには一定の期間を必要とすることから、医療法体系の見直し手法として基金方式も検討に値するとした。

政権交代にもかかわらず、“受益と負担の均衡が

とれた持続可能な社会保障制度の確立”という政策の方向性は維持され、社会保障制度改革プログラム法（平25法112号）に基づき「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（以下、「医療介護総合確保推進法」という）が制定された。この医療介護総合確保推進法は、3つの法改正すなわち地域医療介護総合確保基金（以下、「確保基金」という）を創設する確保法<sup>(注2)</sup>、地域医療構想の策定を定めた医療法、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を図る介護保険法について所用の整備が行われた。

### 3. 確保法の目的と総合確保方針、都道府県計画

確保法は、地域における創意工夫を生かしつつ、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を通じて、医療及び介護の総合的な確保を促進する措置を講じ、もって健康で安らかな生活を営むことができる地域社会を形成することを目的とする（1条）。

この目的を実現するため、厚生労働大臣は、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）を定めなければならない。総合確保方針では、地域における医療及び介護の総合的な確保の意義、基本的な方向に関する事項、医療計画基本方針及び介護保険事業

計画基本方針との整合性の確保等を定めることとされている（3条2項）。

都道府県は、この総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画（以下、「都道府県計画」という）を作成することができる（4条）。そして、この都道府県計画に掲載された事業に要する費用の全部または一部を支弁するため地方自治法241条の基金を設ける場合には、国はその財源に充てるために必要な資金の3分の2を負担する（6条）。この基金を確保基金といい、国が負担する費用については消費税の収入をもって充てられる（7条）。

都道府県計画に掲載される事業は5つの事業区分からなる。①医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、②居宅等における医療の提供に関する事業、③公的介護施設等の整備に関する事業、④医療従事者の確保に関する事業および⑤介護従事者の確保に関する事業である。以上の5つの事業区分は、医療分と介護分とに大別される。医療に該当するのが①②および④の事業であり、介護については③と⑤が対応する。

このように、都道府県で展開される事業は多種多様である。医療と介護に大別されるほか、実施主体も都道府県や市町村のほか医療機関や医師会、社会福祉協議会、介護保険事業者など多岐にわたる。事業の内容についても、施設・設備整備のための費用補助、人件費や運営費などの経費助成、研修会や相談会の実施などである。

#### 4. 都道府県計画と基金の関係

確保法のシステムは、厚労大臣の定める総合確保方針に基づき都道府県計画が作成されることからトップダウン型の行政計画ということが出来る。しかし、都道府県で展開される事業について、個

別事業者からの申請に基づき採択・交付される手上げ方式に着目すればボトムアップ型の側面を持つ。また、事業展開に要する費用の全部または一部を支弁することから給付効計画に分類される。

確保法に基づく都道府県計画は、地域の事情に応じた医療提供体制の構築および地域包括ケアシステムの構築を一体的に行うため、医療計画、市町村介護保険計画および都道府県介護保険事業支援計画との整合性を確保することが求められる（確保法4条3項）。

#### 4.1 総合確保方針における確保事項

このような整合性の確保について、まず厚生労働大臣が総合確保方針において、整合性確保に関する事項を定めることとされており、そこでは、平成30年度までの取組事項と平成30年度以降の対応事項とに分けて定めている（確保法3条4項、平26年9月12日告示、平28年12月26日一部改正）。

平成30年度以降の対応事項としては、計画の一体的な作成体制の整備、2次医療圏と老人福祉圏域との計画作成区域の整合性を図ること、計画作成の際に用いる人口推計等の基礎データやサービス必要量等の推計に関する整合性を確保することが求められている。また、平成30年度までの間に取り組むべき事項としては、第6期市町村介護保険事業計画および都道府県事業支援計画における医療および介護の総合的な確保に関連して在宅医療・介護の連携を具体的に定めることや、地域医療構想に関連して国がガイドラインを作成することなどが定められた。

#### 4.2 医療計画等との整合性確保

医療計画の作成を根拠づける医療法もまた、確保法に基づく都道府県計画や都道府県介護保険事業支援計画との整合性を確保することを求めている

る（医療法 30 条の 11）。佐賀県の場合、佐賀県保健医療計画のほか、佐賀県総合計画および佐賀県医療費適正化計画など各種計画と連携調和するよう、計画を策定することとされている。

このような多くの計画の間に整合性を確保することは当然であるとしても、ここで注意しなければならないのは、なにをもって整合性というのか、整合性の意味内容が明らかではないことである。

行政計画である以上、計画には一定の計画目標が存在するわけであるが、他の計画に関係なく個別に計画目標を実現できる場合を除けば、複数の計画目標を実現するための優先順位が必要となるように思われる。それぞれの計画の計画範囲、設定されている計画目標値を達成するための期間や必要とされる財源など、各計画の性格に応じた個性が存在するはずで、それぞれの個性をどのように尊重し実現してゆくかの見通しが必要で、その見通しにしたがった整合性が求められるものと考え（西田（2006））。

## 5 確保基金の意義

確保法は、地域包括ケアシステムの定義規定（2 条 1 項）を設けたほか、財政支援として基金方式を採用した。社会保障制度改革国民会議の報告書が指摘した診療報酬・介護報酬とは異なる財政支援の具体化ということもできる。ここでは、確保基金の意義について考察する。

確保基金の意義は、イニシャルコストに対する財源の恒久化、公正かつ透明なプロセスの確保（当事者意見の反映と公平性・透明性の確保）および病床機能転換の誘導という 3 点である。

第 1 は、イニシャルコスト財源に関する恒久化である。わが国の医療提供体制に対する資金提供は、基本的にランニングコストに相当する診療報酬・介護報酬が主たるものであった。病院建設や

設備導入のためのイニシャルコストについては、公立病院における公費を別にすれば、制度的に対応する費目は存在しなかった。ただ、確保基金が導入される以前、予算措置として平成 21 年度補正予算から導入された「地域医療再生基金」が存在した（前田（2014））。そこで、消費税率引き上げによる増収分を財源として、確保法により確保基金が制定された。かくして、施設開設者による手挙げ方式とはいえ、確保基金の導入は、制度的にイニシャルコストを導入した初めての試みと評価することができる。

また、総合確保方針によれば、都道府県計画の計画期間は、基金を充てて実施する事業の進捗管理の観点から、原則として 1 年間とするが、個別の事業については、その内容に応じて実施期間を複数年とすることも可能とされた。このように、資金配分については単年度主義ではなく、繰越可能な基金方式を採用することによって柔軟な事業対応が可能とされた。

第 2 は、病床機能転換の誘導である。これについては、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平 28 年 6 月 2 日閣議決定）において『都道府県への支援を行うとともに、地域医療介護総合確保基金のメリハリある配分等により、病床の機能分化・連携を推進する』としているため、「病床の機能分化・連携」に重点化した配分を行った”という説明がなされている<sup>(注3)</sup><sup>(注4)</sup>。このような言明に従い、平成 28 年度計画から、確保基金を構成する医療と介護というふたつの区分のうち、医療区分に属する“地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業”により多くの資金が投入されることになった。

また、病床機能転換の誘導は、地域医療構想との共働作業ということができる。医療介護総合確保推進法は確保法を設けると同時に、地域医療構想の導入を図る医療法の改正を行った。地域医療

構想は、医療資源の効果的かつ効率的な配置を促し急性期から回復期、慢性期まで患者がその状態に見合った病床で、患者の病状にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制を設けることを目的とする。このため、病棟単位での病床機能の現状を明らかにすることを通じて、地域の病院等が担うべき病床機能に関する協議や情報の共有等を行う地域医療構想調整会議が設けられる。将来的な方向性を都道府県に報告する病床機能報告制度をもとに策定される。診療報酬算定上、不利益に取り扱われる可能性があるとの危惧のもと、現状をありのままに報告されていないなど、地域医療構想は十分に機能していないものの、地域医療における病床機能の協議や情報共有を図る地域医療構想と、病床機能の分化連携を促進するための事業を具体化する都道府県計画とが一体となって病床機能の転換あるいは再編成を目指すこととなる。

第3は、公正かつ透明なプロセスの確保である。確保法3条は、厚生労働大臣が地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）を定めるものとしている。

この総合確保方針では、確保基金に関する事項「関係者の意見が反映される仕組みの整備並びに公正性及び透明性の確保」として、以下のように述べている。やや長いが引用すると、「基金については、その財源として、社会保障と税の一体改革による消費税増収分が充てられていることに鑑み、当該基金を充てて実施する事業が地域の医療・介護サービスに還元されることが地域住民に対して明確に示される必要がある。このため、基金を充てて実施する事業については、その決定に際し、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、会議や議事録の公開等により決定プロセスの透明性を確保する必要がある。また、事業主体間の公平性を確保し、適切か

つ公正に行われることが必要である」という。

このように公正かつ透明なプロセスの確保には、関係当事者の意見を反映させる仕組みの整備、事業主体間の公平性など公平性・透明性の確保が含まれる。この透明性の確保には、PDCAサイクルのもと、基金の配分から具体的な実施結果に関する事後評価まで、様々な媒体を利用した情報提供も求められる。

## 6. 佐賀県における医療・介護提供体制

### 6.1 概況

佐賀県は10市10町から構成されており、総人口（2015年）約83万3,000人が2025年には78万5,000人、2040年には69万7,000人に減少する一方、75歳以上人口は12万1,000人（2015年）から15万4,000人（2040年）に増加すると見込まれている。

2次医療圏は5つ設定されており、日医総研によれば、いずれも地方都市型に分類されている。人口規模でいえば佐賀市の属する中部次医療圏（34万9,000人）が最大で、伊万里市・有田町からなる西部医療圏（7万5,000人）が最小であり、北部、西部、南部医療圏の人口減少が顕著である。2次医療圏見直しの指標のひとつであるトリプル20（人口20万人未満、流入率が20%未満、流出率20%）を満たしている医療圏は存在しない。

また、国民健康保険運営方針によれば、佐賀県ではすべての市町で保険税方式を採用している。国保財政の都道府県化に伴う所得水準の反映については、全国平均と比較した佐賀県の所得水準を表す係数（ $\beta$ ）をそのまま用い、応能割と応益割の割合は $\beta:1$ としており、医療費水準の反映係数（ $\alpha$ ）については当面 $\alpha=1$ とするが、平成33年度に $\alpha=0.7$ を目指すこととされている。

さらに、さがゴールドプラン21によれば、「地



域包括ケアシステムの深化・推進」の実現に向けて、「自立支援・介護予防の推進」、「生活支援サービスの充実」、「認知症の人への支援」、「医療・介護の連携」および「医療・介護人材の確保」が重点事項として取り組むこととされている。

## 6.2 医療提供体制

佐賀県地域医療構想によれば、佐賀県は特定機能病院や地域医療支援病院などがバランスよく配置されており、県そのものがコンパクトであるうえ、地理的に極端な条件不利地域がないこともあり、県全体として、医療提供体制は良好である。脳卒中や心筋梗塞など「待てない急性期」に対する医療アクセスも良好であるとされている<sup>(注5)</sup>。

具体的には、病院数、病床数ともに全国平均を大きく上回っており<sup>(注6)</sup>、特に病院の療養病床数、診療所病床数の多さがひとつの特徴である。医師数については、総医師数、病院医師数および診療所医師数ともに全国平均レベルであり、総看護師数、総療法士数は非常に多いとされている。ただ、1病院あたりの規模が小さいとの指摘もある。

## 6.3 介護提供体制

介護施設に目を転じると、日医総研の資料によれば、高齢者施設・住宅の定員数は全国平均レベルをやや下回っており、介護職員の合計は全国平均を大きく上回っている。在宅療養支援診療所および在宅療養支援病院は全国平均をやや上回るものの、訪問看護ステーションは全国平均レベルである。地域医療構想によれば、訪問診療（同一建物）は全国1位のサービス提供状況にあるが、往診や訪問診療（特定施設、居宅）については全国平均を下回っている。これは、在宅医療を提供する基盤は一定程度あるものの、実際の供給量は同一建物に対する訪問診療に偏りがあることを意味しているとされる。このこととも関連して、在宅

介護に係る職員数は、施設職員とは逆に、全国平均レベルを下回っている。

## 6.4 医療費・介護費用

佐賀県は、市町村国保や後期高齢者医療制度のほか被用者保険各制度を含めた医療保険制度全体における平成29年度「一人あたり年齢調整後医療費」の年齢調整後医療費42万9,306円で全国1位であり、全国でも有数の高医療費県といえることができる（厚生労働省『平成29年度（2017年度）医療費の地域差分析』）。

介護給付費についても、佐賀県の1人あたり費用額は高い水準にある。サービス体系別受給者1人あたり費用額は、総数、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスについて計上されている。このなかの“総数”にしぼると、佐賀県は、平成29年4月審査分では20万3,800円で全国4番目（全国平均値は19万4,200円）、平成30年4月審査分では20万5,700円で5番目（全国平均値19万1,200円）となっている（厚生労働省『平成29年度介護給付費等実態調査の概況』）。

## 7. 佐賀県確保基金の概要—見える化—

ここでは、平成28年度計画以降を対象に、佐賀県における確保基金に基づく事業展開を検討する。検討の補助線として、大分県との比較を行っている。28年度以降を対象とするのは、計画に基づく事業内容等の記載項目が28年前後で異なるため、その前後の比較に一貫性を保てないと考えるからである<sup>(注7)</sup>。なお、ここで行った費用構成の“見える化”作業は、計画策定時の総事業費をもとに行っている。このため、継続事業の総事業費は翌年度以降の費用も算入されていること、総事業費には、国および都道府県の支弁する基金のほか、事業の実施主体すなわち医療法人などの民間が負

担する費用も含まれていることに留意すべきである。当該計画年度における資金配分に純化されていないので、この点は差し引いて検討する必要がある。このことは表2、表3も同様である。

### 7.1 確保基金における医療・介護の事業費割合

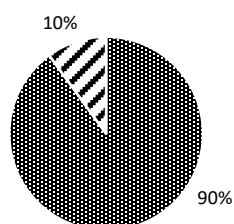
すでに述べたように、確保基金は医療と介護について5つの事業が展開される。表1-1は、佐賀県と大分県における5つの事業を医療と介護に大別した事業費割合を示している。表1-2は、確保基金の金額ベースにおける推移を全国の動向も含

めて示している。

表1-2からいえば、平成30年度の佐賀県の状況だけが、全国レベルでの配分割合に近い。それ以外の平成28年度29年度の佐賀県と28年度から30年度までの大分県は医療分に重点が置かれている。佐賀県における平成30年度の介護分の増額は、介護施設等整備事業が平成29年度から倍増していることと介護従事者確保関係の事業数が増え、それに伴い事業費がほぼ1.5倍に膨らんだことが影響している。

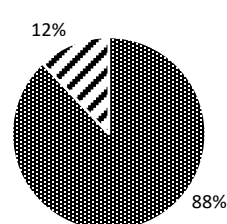
表 1-1 医療・介護構成

佐賀県 平成28年度 医療・介護



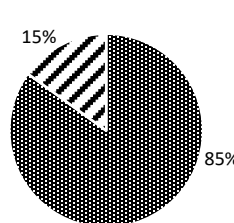
■ 医療分 ■ 介護分

大分県 平成28年度 医療・介護



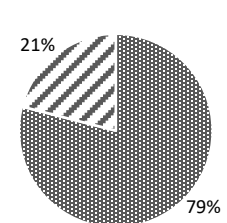
■ 医療分 ■ 介護分

佐賀県 平成29年度 医療・介護



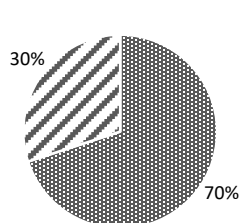
■ 医療分 ■ 介護分

大分県 平成29年度 医療・介護



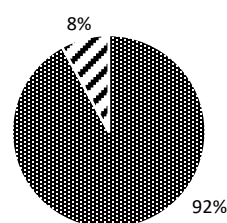
■ 医療分 ■ 介護分

佐賀県 平成30年度 医療・介護



■ 医療分 ■ 介護分

大分県 平成30年度 医療・介護



■ 医療分 ■ 介護分

出所：医療介護総合確保促進法に基づく都道府県各年度計画に基づき筆者作成

表 1-2 確保基金・金額ベースの推移 (注8)

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分
全国	904	724	904	724	934	724	1,034	824
比率	55.5%	44.5%	55.5%	44.5%	56.3%	43.6%	55.7%	44.3%
佐賀県	45	4.9	26.2	4.8	8	3.4		
大分県	15.7	2	21.3	5.6	16	1.3		

出所：医療介護総合確保促進法に基づく都道府県各年度計画に基づき筆者作成

## 7.2 医療 3 事業構成

表2は、医療3事業の構成比をみたものである。凡例の①②④は、それぞれ①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業、②居宅等における医療の提供に関する事業および④医療従事者の確保に関する事業である。医療3事業の検討に関連して注目されるのは、平成29年度および30年度計画について、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」において、「改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点から、地域医療介護総合確保基金のメリハリある配分」を行うこととしたうえで、「病床の機能分化・連携」に重点化した配分を行った、とされている<sup>(注9)</sup>。「病床の機能分化・連携」は端的に言えば、急性期病床を削減し、回復期・慢性期病床を増床することとすれば、「病床の機能分化・連携」の重点化は、医療機関の施設または設備の整備に関する事業に注力することを意味する。

以上の点に注目すると、表2から明らかなように、佐賀県は平成30年度計画から、大分県の場合には平成29年度計画から、医療機関施設設備整備事業に重点をおくことになった。ただ、佐賀県では後に検討するように、平成28年度計画から回復期機能病床整備事業が採択されており、「病床の機能分化・連携」については十分意識されていると

いうことができる。また、大分県の平成30年度計画では、居宅等医療提供事業の採択がないうえ、総事業費総額の9割強を病床機能分化・連携推進基盤整備事業に配分している。

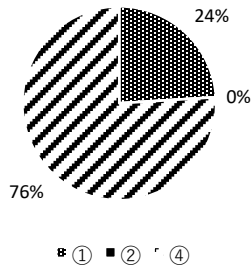
このような予算配分のシフト変更については、全国レベルの政策目標と地域の事情に応じた政策選択を、どのように調和させるかという問題が存在する。例えば北海道の場合、「病床の機能分化・連携」の重点化という配分方針にも関わらず、人材不足の解消を急務として、医療従事者確保事業に重点的に予算配分を行っている。とはいえ、そこには、21の二次医療圏が存在し、医療資源の地域格差が大きいという地域特性を背景に、病床機能の分化・連携に関する体制作りが十分ではないという事情も伏在しているのではないかと考える。

## 7.3 介護 2 事業

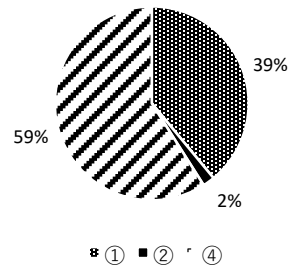
表3は、介護2事業の構成比をみたものである。凡例の③は公的介護施設等の整備に関する事業を、⑤は介護従事者の確保に関する事業を示している。平成28年度、平成29年度は佐賀県、大分県ともに③事業に重点を置いていた。特に、大分県にその傾向が強い。しかし、平成30年度は一転して、両県とも介護従事者確保事業の割合が増加している。

表 2 医療 3 事業構成

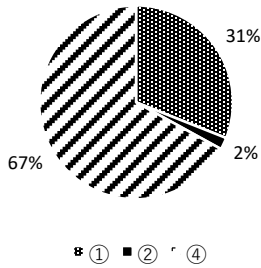
佐賀県 平成28年度 医療3事業



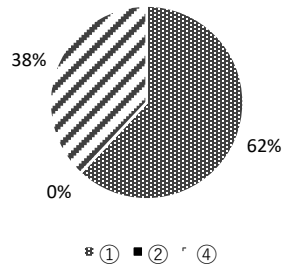
大分県 平成28年度 医療3事業



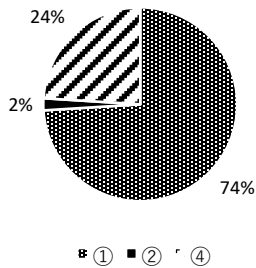
佐賀県 平成29年度 医療3事業



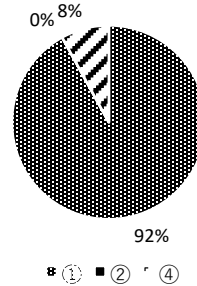
大分県 平成29年度 医療3事業



佐賀県 平成30年度 医療3事業



大分県 平成30年度 医療3事業



出所：医療介護総合確保促進法に基づく都道府県各年度計画に基づき筆者作成

表 2-2 医療 3 事業・金額ベースの推移（億円）

	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	施設	在宅	従事者	施設	在宅	従事者	施設	在宅	従事者
佐賀県	10.9	0.15	3.40	8.17	0.60	17.42	5.90	0.18	1.93
大分県	6.10	0.39	9.20	13.15	1.0	8.06	14.76	0	1.25

出所：医療介護総合確保促進法に基づく都道府県各年度計画に基づき筆者作成

このような構成比の大きな変動は、平成 27 年の補正予算に基づく追加配分が影響していると思わ

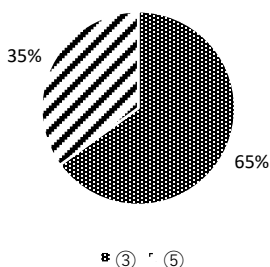
れる。一億総活躍国民会議での議論を踏まえ「介護離職ゼロ」を実現するため、「在宅・施設サービ

ス等の整備の充実・加速化」、「介護サービスを支える介護人材の確保」を目的に総額 1,561 億円（介護施設等整備 1,406.6 億円、介護従事者確保 154.4 億円）、佐賀県には 8.3 億円（介護施設等整備 6.4 億円、介護従事者確保 1.8 億円）が追加配分されたからである。ただし、表 3-2 には、追加配分額は反映されていない。このため、追加配分をあら

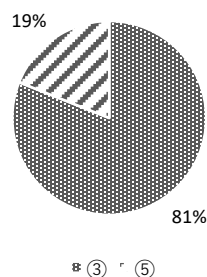
かじめ想定した計画が策定されたのか、追加配分とは関係なく計画が策定されたのかなど、平成 28 年度計画と追加配分の関連性は明らかではない。さらに、追加配分に関する配分計画や事後評価は、平成 28 年度以降の都道府県計画では言及されていない。

表 3 介護 2 事業構成

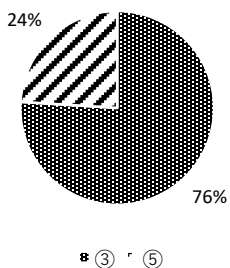
佐賀県 平成28年度 介護2事業



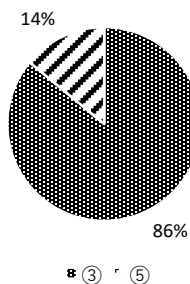
大分県 平成28年度 介護2事業



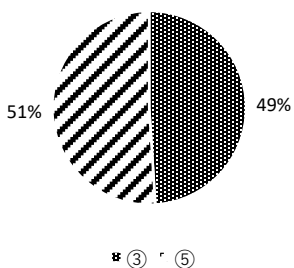
佐賀県 平成29年度 介護2事業



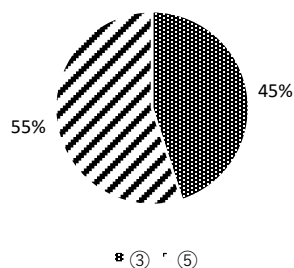
大分県 平成29年度 介護2事業



佐賀県 平成30年度 介護2事業



大分県 平成30年度 介護2事業



出所：医療介護総合確保促進法に基づく都道府県各年度計画に基づき筆者作成

表 3-2 介護 2 事業・金額ベースの推移（億円）

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	施設	従事者	施設	従事者	施設	従事者
佐賀県	3.18	1.72	3.62	1.14	1.68	1.72
大分県	1.66	0.39	4.82	0.81	0.60	0.73

出所：医療介護総合確保促進法に基づく都道府県各年度計画に基づき筆者作成

## 8. 佐賀県計画における事業

ここでは、佐賀県計画のなかで展開されている事業のうち、各事業区分において大きな割合を占める事業、注目される事業について検討する。医療 3 事業については、重点分野とされている医療機関の施設設備整備事業における回復期機能病床整備事業、医療従事者確保事業における看護師等養成所施設整備事業費補助を取り上げる。介護 2 事業については、介護従事者確保事業について特徴的な事業を取り上げる。

### 8.1 回復期機能病床整備事業

回復期機能病床整備事業は、先に述べた確保基金の核心的な意義を実現しようとするものであり、事業区分 1（医療機関施設設備整備事業）のなかで大きな比重を占めている。佐賀県では平成 28 年度計画から平成 30 年度計画まで 3 年連続で採択されている。

ここで注目されるのは、この事業の事業期間が計画年度の翌年度から始まることである。平成 28 年度計画という場合、その計画は平成 28 年度中に策定され予算配分される。例えば 10 月に配分額が決定され、4 月から遡及して配分されるという仕組みとなっている。表 3 にも示したように、本件事業は 28 年度計画では翌年 4 月 1 日から 4 年間、29 年度および 30 年度計画では翌々年度の 4 月 1 日から 4 年間で事業期間としている。何故、翌年度ないし翌々年度から実施される事業を前年度計

画ないし前々年度計画の中で示されなければならないのか、年度計画および事後評価のいずれにおいても説明されていない。

また年度計画では、総事業費の算定根拠や算定方法などが示されていないうえ、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所要見込額を記載することとされている備考欄についても、各年度の見込額が示されていない。さらに、平成 29 年度計画および平成 30 年度計画のなかで、平成 28 年度計画に関する事後評価の記載は存在しない。

### 8.2 看護師等養成所施設整備事業費補助

看護師等養成所施設整備事業費補助は、看護師等養成所運営費補助と並んで、佐賀県計画の事業区分 4（医療従事者確保事業）では大きな比重を占める。

本事業は、表 4 に示したように事業期間に空白や重複がみられるほか、計画事業の記載方法の変更により平成 27 年度と平成 28 年度の間で、アウトカム指標に変更がみられる。この事業に関する年度計画の記載では備考欄に、各年度の見込額が記載されている。しかし、当然のことながら、計画時点の総事業費と事後評価の総事業費は異なっている。しかも、事後評価では総事業費しか記載されていない。このように費用の動きについて、年度計画およびその事後評価では詳細な情報が提供されていない。具体的に示せば、平成 29 年度計画における本事業の総事業費は 14 億 3,573 万 2 千



円が計上されていたが、平成 30 年に行われた事後評価の総事業費は 9 億 9,294 万円であった。また平成 29 年度計画における備考欄では、平成 28 年度および平成 29 年度基金で整備予定とされ、平成 28 年度基金 5,301 万 8 千円、平成 29 年度基金 2 億 5,793 万 5 千円と記載されている(これらの数字自

体、平成 28 年度計画備考欄に記載されている数字とも異なっている)。このように、年度計画の総事業費と備考に示されている配分予定額、そして当該年度計画の事後評価に示されている総事業費がどのように関連するのか、その説明は一切示されていない。

表 4 回復期機能病床整備事業に関する計画推移

年度計画		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
項目				
事業期間		H.29.4.1～H.32.3.31	H.31.4.1～H.34.3.31	H.32.4.1～H.35.3.31
アウトカム指標		H.37：3099 床 (注 a)	49 床	40 床
アウトプット指標		260 床	1 医療機関	2 医療機関
総事業費 (千円)		867,366	766,590	350,000
基金	国	289,122	255,530	116,666
	都道府県	144,561	127,765	58,334
	計	433,683	383,295	175,000
その他		433,683	383,295	175,000

(注 a) この数字は佐賀県地域医療構想における平成 37 年必要病床数である。

出所：医療介護総合確保促進法に基づく都道府県各年度計画に基づき筆者作成

本事業とも密接に関連すると思われる看護師等養成所運営費補助では、事後評価における総事業費が計画時点の総事業費を大きく上回るケースも存在する。例えば、平成 27 年度計画では総事業費として 2 億 5 万 2 千円を計上していたが、平成 28 年 29 年の事後評価では 11 億 2,046 万 8 千円であったし、平成 29 年度計画で 2 億 231 万 1 千円とされていたが平成 29 年の事後評価では 11 億 6,163 万 9 千円であった。なお、看護師等養成所運営費補助は平成 26 年度以前から実施されていた国庫補助の継続事業であるが、平成 30 年度計画では佐賀県大分県ともに計上されていない。

このように、看護師等養成所に関する施設整備および運営費補助は、事業区分 4 (医療従事者確保事業)において大きな比重を占める計画事業で

ある。施設整備はイニシャルコストであるのに対して、運営費補助はランニングコストであり、その目的は異なる。ただ佐賀県の場合、少なくとも看護師数は全国平均を大きく上回っており、運営費の補助にここまで資金を充当する必要があるか疑問なしとしない。

### 8.3 介護 2 事業および介護従事者確保事業について

表 3-2 介護 2 事業・金額ベースを概観すると、大分県との比較から佐賀県は人口規模の割には、介護 2 事業に資金を投入していることがわかる。

表5 看護師等養成所施設整備事業費補助に関する計画推移

年度計画		平成27年度	平成28年度	平成29年度
項目				
事業期間		H.27.12～H.28.4	H.29.1～H.29.12	H.28.12～H.29.12
アウトカム指標		13,804.3人 →14,420.5人	64.8%→66.2%	64.4%→66.4%
アウトプット指標		記載欄なし	1施設	1施設
総事業費(千円)		130,278	1,7416,960	1,435,732
基金	国	36,570	35,345	171,957
	都道府県	18,285	17,673	85,978
	計	75,423	53,018	257,935
その他		75,423	1,363,942	1,177,797
備考(千円)		H.27 : 43,884 H.28 : 10,971	H.28 : 15,547 H.29 : 37,471	H.28 : 53,018 H.29 : 257,935

出所：医療介護総合確保促進法に基づく都道府県各年度計画に基づき筆者作成

介護施設等整備事業が地域密着型サービス施設等の整備など4項目の事業内容から構成されるのとは対照的に、介護従事者確保事業は、予算規模の小さい数多くの事業から構成されていることがひとつの特徴である。

佐賀県における介護従事者確保事業のなかで、平成28年度以降、最も高額な事業は、平成28年度地域包括ケアシステムに携わる人材の育成のための研修事業(5,257万5千円)、平成29年度介護ロボット導入コーディネート事業(3,447万円)、平成30年度施設内保育施設運営費補助(6,764万9千円)である。また、地域包括ケアシステム関連では、平成30年度計画では地域包括ケアシステム機能強化事業として642万7千円が計上されている。さらに、介護ロボットに関連する事業については、平成27年度計画の介護ロボット導入支援事業について平成29年度事後評価において30万6千円が計上されている。このほか、平成27年度計画以降、認知症関連事業が数多く展開されているが、佐賀県の場合は、大分県との比較からい

ば、相対的に多数多様な事業を年度に応じて柔軟に展開しているということが出来る。これに対して、大分県についてみれば地域包括ケアシステム構築推進事業が、平成29年度30年度と2年連続して最高額事業となっているほか、介護ロボット導入支援事業は事業費の変動はあるものの平成27年度計画から継続して採択されている。

## 9. 結びにかえて

ここまで、確保法に基づく都道府県計画について、佐賀県の医療・介護提供体制を概観したうえで、大分県計画を補助線として比較対象とし、佐賀県計画の推移を検討してきた。都道府県計画の評価基準としては、診療報酬・介護報酬との役割分担、他省庁が行う補助金・交付金との役割分担、あるいは事業採択の決定権者と事業の実施主体との利益相反性なども指摘することができる(島崎(2016))。以下では、これまで検討してきたことを、佐賀県計画の問題と都道府県計画そのものの

問題に分けて要約する。

## 9.1 佐賀県計画について

基金の配分方針から明らかなように、確保法の主たる政策目標は「病床の機能分化・連携」にある。このような政策目標が直ちに実現することは難しいとしても、目標実現に向けていかなる事業が展開されているかは検証可能である。

この点から佐賀県計画を見ると、先に検討した回復期機能病床整備事業以外にも、医療機関の施設設備整備事業については、ICT 医療連携推進事業や高度急性期・救急機能強化事業費補助などに配分されている。バランスのよい医療提供体制が実現していることもあり、順調に「病床の機能分化・連携」に向けた取組が実施されているように思われる。

全国レベルでの政策目標との関連性という視点とは別に、都道府県計画に関する評価基準として、都道府県計画で採択されている事業が地域の実情に適合しているか（地域適合性）、基金の交付配分は適切か（配分適切性）という基準を設定することができる。

このうち配分適切性については、一時的な費用を計上しなければならない事情であったり、重点政策の変更や優先順位の変更など、多くの要因に基づくことから、交付配分の評価は困難である。これに対して、地域適合性については地域特性との関係で、採択された事業の適切性を評価することができる。

この点に関して、看護師数が全国平均を大きく上回っている佐賀県にあって、看護師等養成所施設設備事業費補助および看護師等養成所運営費補助に大きな資金を注入する意義については十分な説明が必要と考える。このうち、施設設備整備事業費補助は、佐賀市医師会立看護専門学校の改修に充当されたものである。一時的に必要な資金助

成であること、補助の対象が明らかにされていることなどから、助成の必要性が検証可能であることは高く評価できる。しかし、後者の養成所運営費補助は、平成 26 年度以前からの国庫補助金の継続事業であるとはいえ、地域特性からは必ずしも必要な事業といえるのか疑問である。

## 9.2 都道府県計画そのものの問題

ここでの問題は、ひとつには基金の財源に関連する説明責任であり、いまひとつは総合確保方針と都道府県計画の関係性についてである。

確保基金の財源は、消費税の収入をもって充てられる。ここから導き出される財政運営に関する規範については、総合確保方針において、都道府県及び市町村の事業が、「公平性及び透明性を確保しつつ、実施されるようにする」と定めているが、事業に要する費用の額については「事業に要する費用の額及びそれらの総額」を、そして事後評価についても「都道府県計画で設定した目標の達成状況及び事業の実施状況に係る事後評価の方法」を記載するものと定めているにとどまる。せいぜい、基金を構成する国と都道府県の費用額、その他の項目と、基金充当額における公民の別を明らかにすぎない。

基金方式のメリットは、ややもすれば硬直的な資金運用となる単年度主義を採用せず、資金の繰越を認めることによって柔軟な事業対応が可能となることである。このようなメリットを十分活用すべきであると考えるが、年度計画および事後評価の中では、個別の事業における資金の流れがほとんど明らかにされていない。

回復期機能病床整備事業の検討で指摘したように、いくつかの構造的な問題があるように思われる。これは、当該事業固有の問題である可能性も否定できないが、翌年度開始事業を前倒しで策定しなければならない理由が明らかにされていない。

そして、このことと密接に関連して、当該事業に関する事後評価がなされていない。また、看護師等養成所運営費補助では、計画時点と事後評価での総事業費が大きく異なるうえ、どのような事業が展開され、いかなる費用配分がなされたのかという説明はなされていない。このことは、佐賀県計画に特有の問題ではなく、都道府県計画全体の共通する問題である。複数年度ごとの所要見込額など記載ミスと思われる事象も想定されるが、総事業費の算定根拠や算定方法が示されないことも、計画全体に共通する問題である。

いまひとつは、総合確保方針と都道府県計画を含めた総合確保方針の方向性ともいうべき問題である。

国が作成した総合確保方針では、医療及び介護の提供体制の整備を「地域の将来の姿を踏まえて「まちづくり」の一環として位置付けていくという視点を明確にしていくことも重要である」と述べている。東京都や札幌市のような人口が密集する大都市はさておき、人口減少と高齢化が同時進行している人口過疎地域にあっては、医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築は、医療分野・介護分野の対策・政策にとどまらない。交通インフラや住まいの問題を含めた生活全般のインフラ整備といかえることができるからである。これは、総合確保方針が明らかにしているように、「まちづくり」の問題である。そして、このことは実は個別の市町村の問題に限定されるものではなく、都道府県ひいては日本全体の「くにづくり」「国のあり方」に結びつく問題である。

ややもすれば東京など大都市圏を前提とした一極集中型のシステム構想が語られることが多いように思われる。人口過疎地域にも配慮した多極分散型システムの方向性を示す必要がある。2019年9月に具体的な対応方針の再検証をすべき公立・公的病院が公表されたことが波紋を呼んでいるが、

これは唐突な公表という手続きにも問題があるが、まちづくりに対するビジョンも方向性も示されないまま、病院機能の見直しだけを迫られることのギャップにも起因すると考える。

平成28年度計画から、事後評価項目の変更により、事業の有効性・効率性については、丁寧な記載がされているように思われる<sup>(注10)</sup>。しかし、事業に要する費用については、費用の額と総額しか記載義務はなく、事後評価においても具体的な金の動きを示す必要はない。このことは、個別事業の費用について合理的かつ適正に執行されていることを前提としていると思われる。しかし、事業の有効性・効率性が具体的に記載されたとしても現実に投入された費用との関係が明らかにされない限り、費用対効果に関する情報提供としては透明性に欠けるといわざるを得ない。さらにいえば、基金の流れを正確に示すことが納税者に対する説明責任の根幹ではないだろうか。また、施設設備整備のための費用補助、人件費や運営費の助成あるいは研修会などの経費援助など、多岐にわたる事業内容についても、事業主体との関係、一過性の事業か経常的な事業かという事業の性格との関係などから、都道府県計画を評価する枠組みを構築しなければならない。

なお、介護事業について、十分な検討を加えることができなかった。これと関連して、地域包括ケアシステムについて、都道府県計画がどのような機能を果たしているか、十分な考察を加えることができなかった。これらについては、今後の検討課題としたい。

## 注

(注1) 社会保障制度改革推進法(平24法64号)に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に設置された。平成24年11月から平成25年8月にかけて20回にわたり開

催され、平成 25 年 8 月 6 日、報告書がとりまとめられた。その後、同会議は社会保障制度改革推進法の施行から 1 年間の設置期限をむかえ、平成 25 年 8 月 21 日、廃止された。

(注 2) 医療介護総合確保推進法(平 26 法 83 号)に基づき「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」(平元法 64 号)を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(地域医療介護総合確保法)と改題したうえ、その内容を改正した(傍点:筆者)。

(注 3) 「メリハリある配分」との表現は「経済財政運営と改革の基本方針 2015」にも見られるが、「病床の機能分化・連携を推進する」と明言したのは「経済財政運営と改革の基本方針 2016」である。

(注 4) 病床機能の分化に・連携に関連して、OECD 経済審査報告書 2017 は、都道府県の病院病床数と入院受療率、平均在院日数、1 人あたり医療支出は相互に強い関連があるとの認識に立ち、病院病床数を減らすことが重要であると述べるとともに、介護を病院から切り離すことが最優先事項であるとしている。

(注 5) 令和元年 9 月 26 日、厚生労働省「地域医療構想に関するワーキンググループ」第 24 回会議において、高度急性期もしくは急性期の病床を持つ公立・公的医療機関等 1455 病院のうち 424 病院を、2025 年の地域医療構想を踏まえた具体的対応方針の再検証を要請する対象として、その病院名を公表した。佐賀県では 13 の公立病院のうち小城市市民病院、多久市立病院、独立行政法人国立病院機構東佐賀病院、同伊万里松浦病院、町立太良病院の 5 機関である。

(注 6) 平成 16 年 10 月 1 日現在、病院数は 108 施設で、人口 10 万人あたり 12.9 施設で全国平均の 6.7 施設を大きく上回っている。一般診療所数は 684 施設であり、人口 10 万人あたり 81.9 施設(全国平均 79.1 施設)となっている。

(注 7) 都道府県計画で展開される各事業の内容について、平成 27 年度までは、事業区分、事業名、事

業対象となる区域、事業の実施主体、事業目標、事業期間、事業に要する経費および備考を記載事項としていた。このうち事業区分から事業の実施主体までは変更はないが、平成 28 年度からは、事業目標に変わり「背景にある医療・介護ニーズ」の欄を設け、そこに目標等を記載する部分とアウトカム指標を記述する部分が設けられた。それに続いて事業内容、アウトプット指標、アウトカムとアウトプットの関連という記載欄が設けられた。

(注 8) 確保基金は平成 26 年度、医療分だけ先行実施する形で 904 億円が配分された。表 1-2 を補えば、平成 27 年度の当初予算額は 1,628 億円(医療分 904 億円、介護分 724 億円)である。令和元年度に計画について佐賀県・大分県の情報は入手できていない。なお、平成 27 年度は補正予算において、一億総活躍国民会議での議論を踏まえ「介護離職ゼロ」を実現するため「在宅・施設サービス等の整備の充実・加速化」、「介護サービスを支える介護人材の確保」を目的に 1,561 億円が追加配分された。

(注 9) 平成 29 年度および平成 30 年度の地域医療介護総合確保基金の交付状況については、医療介護総合確保促進会議(厚労省 HP)参照。平成 30 年度の交付状況のなかで「経済財政運営と改革の基本方針 2015」を引用しているが、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」と思われる。

(注 10) 事後評価項目の変更については、平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金「医療及び介護の総合的な確保に資する基金の効果的な活用のための持続的な評価と計画への反映のあり方に関する研究」によるところが大きいと思われる。この研究では、「指標例に使用されている公的統計の一次集計が二次医療圏単位で公表されることや全国レベルで医療・介護連携を測定する尺度を決定したうえで公的統計として調査・公表すること」、「研究者によるアウトプットとアウトカムの関連性についての評価研究は基金事業がより効率

的に行われるために重要な要素であり、それらの推進が望まれる」との重要な提言が行われている。後者のアウトプットとアウトカムの関連性については、どこまでエビデンスに基づいた評価が可能か、あるいは逆に数字では示されない効果も考慮する基軸を打ち出せるかがポイントになるものと思われる。本研究に関する報告は、2017年9月7日に開催された第11回医療介護総合確保促進会議において行われている。そこでは、「患者・住民の立場からはアウトカムが重要」との指摘がなされている。筆者はこれに加えて、あるいはそれ以上に、本文でも指摘するように、個別事業に関する費用の流れに関する透明性を確保することが優先されるべきと考える。

## 参考文献

- 厚生労働省「医療と介護の一体的な改革—地域医療介護総合確保基金」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html>)
- 厚生労働省「医療費の地域差分析」([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuuhoken/database/iryomap/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/database/iryomap/index.html))
- 厚生労働省「地域医療介護総合確保促進会議」([https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-hoken\\_206852.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-hoken_206852.html))
- 厚生労働省「地域医療構想に関するワーキンググループ」([https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei\\_368422.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_368422.html))
- 厚生労働省「平成29年度介護給付費等実態調査の概況」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/kyufu/17/index.html>)
- 佐賀県(2016)「佐賀県地域医療構想 平成28年3月」([https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00334385/3\\_34385\\_1\\_2016412173259.pdf](https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00334385/3_34385_1_2016412173259.pdf))
- 佐賀県(2018a)「佐賀県国民健康保険運営方針 平成30年1月(平成31年1月一部改正)」([https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00359785/3\\_59785\\_190487\\_up\\_cdt0v7n0.pdf](https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00359785/3_59785_190487_up_cdt0v7n0.pdf))
- 佐賀県(2018b)「第7期さがゴールドプラン21—佐賀県高齢者保健福祉計画・佐賀県介護保険事業支援計画—」([https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00361016/3\\_61016\\_107643\\_up\\_1xjwu7hr.pdf](https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00361016/3_61016_107643_up_1xjwu7hr.pdf))
- 島崎謙治(2011)『日本の医療』東京大学出版会
- 島崎謙治(2016)「医療提供制度を改革する政策手法—診療報酬、計画規制、補助金—」『社会保障研究』Vol. 1 No. 3, pp. 596~611
- 西田幸介(2006)「行政計画の実体的統制と整合性の原則」『大阪経済法科大学法学論集』第64号, pp. 15~60
- 日医総研(2018)「地域の医療提供体制の現状—都道府県別・二次医療圏別データ集—(2018年度版)」『日医総研ワーキングペーパー』No. 426 ([http://www.jmari.med.or.jp/research/research/wr\\_668.html](http://www.jmari.med.or.jp/research/research/wr_668.html))
- 前田由美子(2014)「新たな財政支援制度『基金』の活用に向けて—地域医療再生基金の振り返り—」『日医総研ワーキングペーパー』No. 317, pp. 1~47
- 前田由美子(2018)「地域医療介護総合確保基金の現状(2017年都道府県計画)」『日医総研リサーチエッセイ』No. 65, pp. 1~27
- OECD(2017)「OECD経済審査報告書 日本」(<https://www.oecd.org/economy/surveys/Japan-2017-OECD-economic-survey-overview-japanese.pdf>)

## 追記

本研究は、日本学術振興会・課題設定による先導的人文学・社会科学的研究推進事業実社会対応プログラム「地域特性が生きる医療介護総合計画の評価基準の確立—小児在宅医療を起点として」の成果の一部である。

## コロナ後の旅行行動変化と地域観光における連携の必要性 —近畿圏居住者を対象とした意識調査—

北九州市立大学大学院マネジメント研究科 特任教授 幕 亮二  
佐賀大学経済学部 4年生 中村 祐斗

---

### 1. はじめに

高速交通機関の選択行動における、いわゆる「4時間の壁」とは、航空機利用と鉄道利用の優位性の分岐点を指すものである。筆者は、在京のシンクタンクに四半世紀勤め、齢知命を迎えJターンし佐賀市内で起業、昨年来の新型コロナウイルス感染拡大により頻度は極端に少なくなったものの、九州各地のみならず在京・在阪のシンクタンク時代のクライアントの間を飛び回りつつ、北九州市立大学大学院マネジメント研究科というビジネススクール（MBA コース）で教鞭も取っている。航空・空港関係の仕事上の付き合いが多い筆者でさえ、乗り換え時間を含め所要時間が4時間以内の場所への出張では、鉄道利用を先ず計画する。在来特急より遅延リスクが少ない新幹線が整備されていれば、なおさらである。

九州新幹線西九州ルートは、2022年秋に長崎—武雄温泉間が対面乗換方式（リレー方式）で開業予定である。整備方式に関する議論には触れないが、長崎—新大阪間の所要時間がちょうど4時間に短縮されると言われている。佐賀在住の筆者にとって、クライアントが待つ大阪（梅田）まで、在来線の遅延リスクや新鳥栖駅での乗り換え時間を大目に見ると、現状では約4時間かかるというのが実感である。そのため、出張時の利用交通機関選択肢の拡大として、佐賀空港の開港時にあった佐賀—伊丹便の復活を待ち望むひとりでもある。とはいえ、新幹線直通ではないものの、既に鉄道利用で「4時間の壁」を切っている近畿圏は、当面、訪日外国人旅行者の戻りが見込めない中、佐賀県各所の観光地にとって最も重要な市場のひとつである。

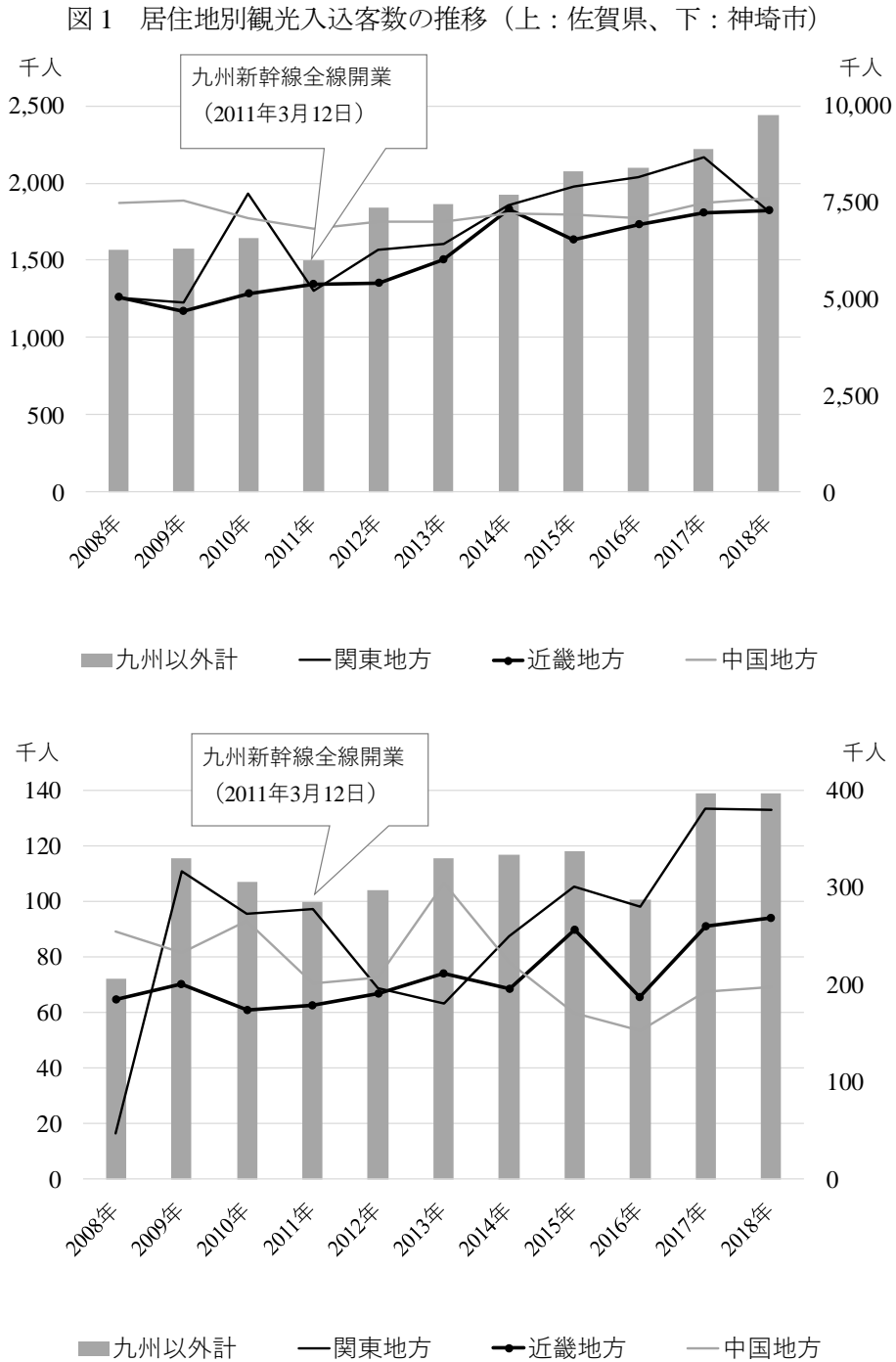
本稿は、近畿圏2府2県（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）の30歳以上の男女を対象にした、コロナ後の旅行行動変化に関するアンケート結果をもとに、佐賀県の観光産業の課題を検討するとともに、佐賀県神埼市の九年庵を活用した観光商品の市場性について、仮想評価法（CVM：Contingent Valuation Method）によって評価する。



## 2. 近畿圏市場の特徴

### 2.1 佐賀県・神崎市観光入込客数における近畿圏市場

図1は、2008～18年における佐賀県及び神崎市に対する九州外の居住地からの観光入込客数の推移を地域市場別に見たものである。



注：左軸は折れ線グラフの目盛であり、右軸棒グラフの目盛である。

出所：佐賀県地域交流部観光課（各年版）に基づき筆者作成

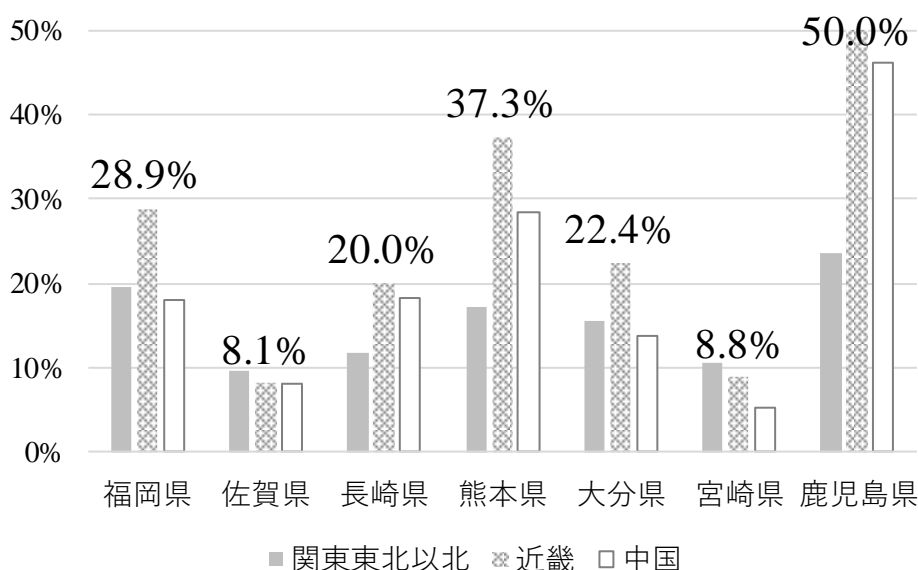
佐賀県全体としては、2008年時は距離的に近い中国地方からの観光入込客数が、九州外からの観光入込客数として最も多かったが、同数が横ばいで推移する一方、2011年の九州新幹線鹿児島ルート全線開業以降、関東地方・近畿地方からの同数が徐々に増加し、構成比で逆転が見られるようになり、さらに重要な市場となっていることがわかる。

神崎市においても、中国地方からの観光入込客数が徐々に減少傾向となる一方、とくに関東地方からの同数が大幅に増加し、構成比において中国地方は関東地方の約半分となっている。近畿地方からの観光入込客数は上図の佐賀県全県合計値に比べ安定した増加傾向とは言えないものの、中国地方の構成比を超え関東地方に次ぐ構成比となっている。また、九州新幹線鹿児島ルート全線開業による観光入込客数の増加は、佐賀県合計値の推移のような安定的な増加傾向とは言えないものの、関東地方・近畿地方ともに近年大きく増加しており、神崎市においても重要な市場となっていることがわかる。

## 2.2 九州新幹線鹿児島ルート全線開業による九州各県の観光産業への効果

九州新幹線鹿児島ルート全線開業から3年が経過した2013年に、国土交通省九州運輸局が、各県の大手・中堅宿泊施設や主要な観光施設を対象にアンケート調査を行っている。図2は、この新幹線全線開業による来訪客の変化に関するアンケート調査において、来訪者の居住地別に同数が増加した（他の選択肢は、減少した／変わらない又はもともと来ていない／わからない）と回答した標本が各都道府県の標本全体に占める構成比（回答率）である。

図2 新幹線全線開業による来訪客の変化



出所：国土交通省九州運輸局（2014）に基づき筆者作成

九州新幹線鹿児島ルート全線開業による時間短縮効果の大きな沿線地域である熊本県や鹿児島県において高い回答率となっている。来訪者の居住地別に見ると、佐賀県や宮崎県以外の県で、近畿圏からの来訪者数が増加したとする回答率が最も高くなっている。佐賀県における同回答率は最も低く、約8%に留まっている。

新鳥栖駅が所在している佐賀県も、熊本県や鹿児島県ほどの時間短縮効果はないものの、乗り換えなしで近畿圏と高速鉄道で移動できるようになった沿線地域である。しかし、全線開業3年後の時点では、佐賀県がその効果を十分に取り込めていなかったことがわかる。

### 3. アンケート調査の概要と結果

#### 3.1 調査の概要

2020年8月に実施した「佐賀県神埼市の観光に関するアンケート調査」は、近畿圏2府2県（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）の居住者の他、同様の調査票で北部九州地方居住者に対しても調査を実施した。本稿は、このうち近畿圏の調査対象の回答結果をもとに考察を加えた。

年齢分布では、60歳以上が252人（40.0%）で最も多く、50～54歳が73人（11.6%）、45～49歳が68人（10.8%）、35～39歳が66人（10.5%）で続いている（表1）。なお、調査にあたって、性別・年齢階級別に一定数（N>20）を確保できるようモニターリクルートを調整している。

表1 アンケート調査の概要

実施期間	2020年8月14日（金）～8月15日（土）
実施方法	登録モニターを対象とするインターネットアンケート ※九年庵のプロモーションビデオを見た上で回答してもらう。
調査対象	近畿圏2府2県（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）の30歳以上の男女（N=630）
主な設問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動行動（ウォーキング経験の有無含）</li> <li>・旅行行動（実績及びコロナ後の意向）</li> <li>・九年庵の認知度や訪問意向</li> <li>・九年庵を活用した観光商品に対する支払意思額に関する設問（CVMによる評価のための設問）</li> </ul>

表2 アンケート回答者の年齢分布

	人数	%
30～34歳	60	9.5
35～39歳	66	10.5
40～44歳	58	9.2
45～49歳	68	10.8
50～54歳	73	11.6
55～59歳	53	8.4
60歳以上	252	40.0
合計	630	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

### 3.2 回答者の特徴

回答者の居住地分布は、大阪府が319人（50.6%）で最も多く、次に兵庫県が185人（29.4%）であった。2県の合計で全体の約80%を占める（表3）。

表3 アンケート回答者の居住地分布

	人数	%
京都府	78	12.4
大阪府	319	50.6
兵庫県	185	29.4
奈良県	48	7.6
合計	630	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

回答者の家族構成は、未婚者が175人（27.8%）、既婚者が455人（72.2%）。子供のない回答者は未婚・既婚含め219人（34.8%）、子供のある回答者は同411人（65.2%）である（表4）。

表4 アンケート回答者の家族構成

	人数	%
未婚	175	27.8
既婚	455	72.2
合計	630	100.0

	人数	%
子供なし	219	34.8
子供あり	411	65.2
合計	630	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

回答者の世帯年収分布は、年収600万円未満までで回答者全体の50%以上（53%）、同800万円未満までで同7割弱（68.6%）、同1,000万円未満までで同8割弱（77.2%）を占める。世帯年収1,000万円以上の回答者は全体の6.5%である（表5）。

表5 アンケート回答者の世帯年収分布

	人数	%
200万未満	44	7.0
200～400万円未満	147	23.3
400～600万円未満	143	22.7
600～800万円未満	98	15.6
800～1,000万円未満	54	8.6
1000～1,200万円未満	19	3.0
1200～1,500万円未満	13	2.1
1,500～2,000万円未満	5	0.8
2,000万円以上	4	0.6
合計（不詳・無回答含）	630	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

### 3.3 観光行動とコロナ後の変化

#### (1) 過去1年間の旅行経験

前年（2019年）1年間の国内旅行回数を見ると、全く出かけていない人が254人（40.3%）と最も多かった（表6）。一方、出かけた人については、1回が最も多く162人（25.7%）、次いで2回が105人（16.7%）であった。

表6 前年（2019年）1年間の国内旅行回数

	人数	%
0回	254	40.3
1回	162	25.7
2回	105	16.7
3～5回程度	92	14.6
6回以上	17	2.7
合計	630	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

また、旅行に出かけた人に対し、その主な同行者を尋ねたところ、家族が268人（42.5%）と最も多く、次いで友人が59人（9.4%）であった（表7）。一人旅は22人（3.5%）と少なく、職場関係やサークルといった団体での旅行はそれぞれ約1%とさらに少ない。

表7 旅行時の主な同行者

	人数	%
一人旅	22	3.5
友人	59	9.4
恋人	12	1.9
家族（配偶者も含む）	268	42.5
職場関係の団体	8	1.3
サークルなどの団体	7	1.1
無回答	254	40.3
合計	630	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

新型コロナウイルス感染症が克服された後の旅行に対する態度を尋ねたところ、「感染症流行以前ほど旅行には出かけないだろう」と回答した人が243人(38.6%)、「どちらとも言えない」が101人(16.0%)、「わからない」が75人(11.9%)と新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて旅行活動にネガティブな気持ちを持つ人が半数以上を占める一方、「感染症流行以前の計画以上に積極的に観光地を訪問する」というポジティブな回答も136人(21.6%)と一定数おり、「感染症流行以前の計画のまま変わらない」と回答した人が44人(7.0%)と選択肢中最も少なかった。GoTo キャンペーン等地域の観光振興に向けた施策に後押しされるなか、むしろコロナ後の大きく変わる観光行動に如何に観光地がアピールできるかが課題となると考えられる(表8)。

表8 新型コロナウイルス終息後の観光行動に対する考え

	人数	%
感染症流行以前の計画のまま変わらない	44	7.0
感染症流行以前の計画以上に積極的に観光地を訪問する	136	21.6
感染症流行以前ほど旅行には出かけない	243	38.6
どちらとも言えない	101	16.0
わからない	75	11.9
無回答	31	4.9
合計	630	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

## (2) 観光旅行において重視する項目

日本国内での観光旅行に出かける際、目的地の選択において重要視する項目を尋ねた。最も多かったのが、「観光地（現地）へのアクセス」の559(回答率88.7%)人である(表7)。続いて「現地で散策

できる」の414人（同65.7%）、「現地での交通手段の良さ」の377人（同59.8%）となっており、交通利便性を重視する傾向がわかる（表9）。また、「感染症対策が整っている」が275人（同43.7%）とこれらに次いで多く、今後の観光地選択における重要要素となると考えられる。

表9 観光目的地選択の際に重視する項目（複数回答）

	人数	%
観光地（現地）へのアクセス	559	88.7
現地での交通手段の良さ	377	59.8
現地で散策できる	414	65.7
Wi-Fi環境が整っている	60	9.5
キャッシュレス決済ができる	68	10.8
感染症対策が整っている	275	43.7
ロコミサイトなどが充実している	113	17.9
その他	24	3.8

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

### 3.3 佐賀県への観光について

これまで佐賀県を訪れたことがあるかどうか尋ねたところ、6割以上の方は訪問経験が無いと回答している。訪問回数1回と回答した人は133人（21.1%）で、一方訪問回数2回以上のリピーターとして複数回訪問している人も合わせて90人（14.3%）であった（表10）。

表10 佐賀への訪問回数

	人数	%
0回	404	64.1
1回	133	21.1
2回	43	6.8
3～5回程度	35	5.6
6回以上	12	1.9
居住、通勤・通学経験がある	3	0.5
合計	630	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

また、佐賀県来訪の際に訪れた場所を見ると、嬉野・武雄温泉の79人が最も多く、次いで、有田陶器市と吉野ヶ里歴史公園が60人、呼子59人となっている（表11）。



表 11 佐賀での訪問先（複数回答）

訪問先	延べ人数
佐賀インターナショナルバルーンフェスタ	3
唐津くんち	30
鳥栖プレミアムアウトレット	12
有田陶器市	60
嬉野・武雄温泉	79
祐徳稲荷神社	16
御船山楽園	9
吉野ヶ里歴史公園	60
呼子	59
九年庵	7

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

### 3.4 九年庵への観光について

#### (1) 九年庵に対する認識

アンケート調査では、回答者に九年庵を紹介する約3分半の動画を視聴してもらった後で、九年庵に関連する質問を行った。動画は、九年庵の全景と内部の映像を中心に、周辺の空撮映像、周辺の観光スポット（仁比山神社や吉野ヶ里歴史公園）の画像、ロケーションマップ、アクセス情報で構成されている。

今回の調査以前に九年庵を知っていたかどうかを見ると、「全く知らなかった」が552人（87.6%）と8割以上を占めた（表12）。知っているとした回答者の中でも、「名前を知る程度」が32人（5.1%）、「少し知っていた」が5人（0.8%）であり、「詳しく知っていた」という回答者は3人（0.5%）と僅かであり、ほぼ認知されていない現状があきらかとなった。

表 12 九年庵に対する認識

	人数	%
全く知らなかった	552	87.6
あまり知らなかった	31	4.9
名前を知る程度	32	5.1
少し知っていた	5	0.8
詳しく知っていた	3	0.5
無回答	7	1.1
合計	630	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

(2) 九年庵への訪問意向

動画を見て、九年庵及び周辺地域に旅行で訪れてみたいと思ったどうかをたずねたところ、「非常にそう思う」と回答した人が 40 人 (6.3%)、「ややそう思う」が 221 人 (35.1%)、一方否定的な回答は「あまりそう思わない」と「全くそう思わない」を合わせて 204 人 (32.3%) であり、ほぼ拮抗しており強い来訪意向は確認できなかった (表 13)。

表 13 九年庵及び周辺地域への訪問意向

	人数	%
非常にそう思う	40	6.3
ややそう思う	221	35.1
どちらでもない	165	26.2
あまりそう思わない	125	19.8
全くそう思わない	79	12.5
合計	630	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

次に、神崎市やその周辺に観光で訪れるとした場合の宿泊意向について質問を行った。その結果、「嬉野温泉・武雄温泉」と回答した人が 253 人 (40.2%) で最も多かった。次いで、回答者居住地である近畿圏と神崎市との移動経路途中に当たる「福岡県内」と回答した人が 99 人 (15.7%)、さらに足を伸ばした「長崎県内」が 54 人 (8.6%) と、周遊観光を想定した回答が次いで多かった。

表 14 神崎市への宿泊観光意向及び希望する宿泊地

	人数	%
日帰りするので宿泊はしない	65	10.3
神崎市	39	6.2
佐賀市	58	9.2
上峰町・吉野ヶ里町	11	1.7
嬉野温泉・武雄温泉	253	40.2
唐津市	13	2.1
長崎県内	54	8.6
福岡県内	99	15.7
熊本県内	12	1.9
上記以外の九州内	22	3.5
九州以外	4	0.6
合計	630	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

また、神埼市内あるいは周辺の佐賀市、上峰町・吉野ヶ里町と回答した人も、合わせれば 108 人 (17.1%) となり、神埼市周辺に宿泊し余裕のある旅程を提案できる可能性が示唆された。新型コロナウイルス感染症の影響もあってか、「日帰りをするので宿泊はしない」と回答した人も 65 人 (10.3%) いた (表 14)。

#### 4. 神埼市と吉野ヶ里町の観光資源に対する支払い意思額

##### 4.1 九年庵の観光活用

現在、九年庵に入園できるのは、春と秋の一般公開期間の限られた時間帯 (8:30~16:00) のみで、美化協力金という名目で 400 円の入園料を支払うことになっている。この時期以外の観光活用の可能性を探ることを目的に、この期間・時間帯以外に有料で入園できる 3 つのパターンを仮想的に設定し、それぞれの訪問意向に関して質問を行った (表 15)。

表 15 九年庵への入園パターンと訪問意向 (複数回答)

入園パターン	人数	%
周辺の提携宿泊施設の宿泊客限定で、早朝 (午前 8 時前)・薄暮 (午後 4 時以降) の入園が可能となる	244	38.7
年間を通じ郷土史等の生涯学習講座を受講することを条件に、一般公開期間外の入園が可能となる	54	8.6
ボランティアで施設の清掃に協力することを条件に、早朝 (午前 8 時前)・薄暮 (午後 4 時以降) の入園が可能となる	49	7.8

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

「周辺の提携宿泊施設の宿泊客限定で、早朝 (午前 8 時前)・薄暮 (午後 4 時以降) の入園が可能となる」場合に参加してみたいと回答した人が 244 人 (回答率 38.7%) で最も多かった。「年間を通じ郷土史等の生涯学習講座を受講することを条件に、一般公開期間外の入園が可能となる」や「ボランティアで施設の清掃に協力することを条件に、早朝 (午前 8 時前)・薄暮 (午後 4 時以降) の入園が可能となる」場合に参加してみたいと回答した人はいずれも回答率 10%以下と少ない。

##### 4.2 九年庵と周辺観光に対する支払い意思額

さらに、観光活用の際の具体的な料金について検討を行うために、九年庵及び周辺観光の費用負担に関して質問を行った。ここでは、CVM のダブルバウンド方式 (二段階二肢選択方式) を採用し、①九年庵に入園できる仮想の条件、②周辺観光に関する仮想の条件をそれぞれ設定し、それに応じた支払い意思額について質問を行った。各設問文は以下の通りである。

【九年庵に関する設問】現在、九年庵には春と秋の一般公開期間に入園料 400 円で、順路に沿って庭園を約 30 分で見回れます。九年庵の庵を改修し、庵でお茶を飲みゆっくり鑑賞できるメニューを作った

場合、入場料〇〇円で入場しますか。

【周辺観光に関する設問】吉野ヶ里歴史公園、九年庵と近くの嘉瀬川ダムをめぐる緑と水の日帰りバスツアー料金が10,000円の場合、このバスツアーに参加しますか（博多駅発着の日帰り旅で、昼食代を含みます）。

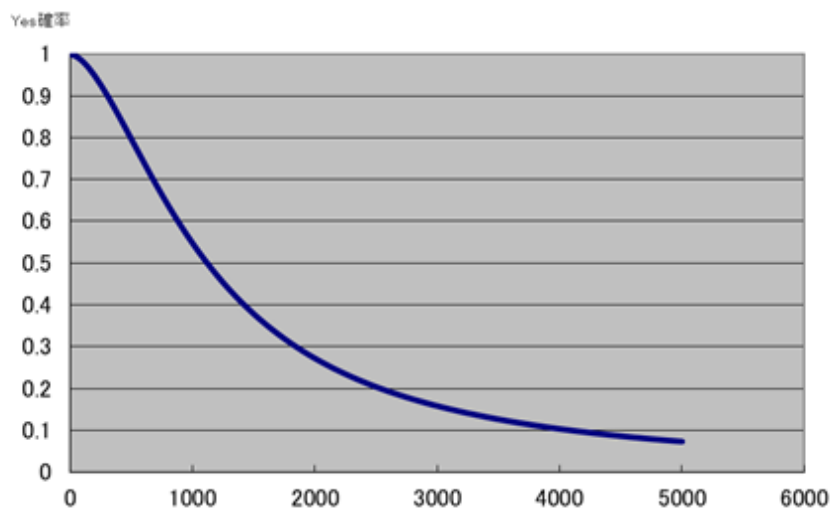
これらの設問について、1回目の提示額に対する支払いを受容した回答者にはさらに高い金額を、1回目の提示額への支払いを受容しなかった回答者にはより低い金額を提示した。提示する金額は各設問で3パターン用意した。得られた回答をもとに、対数線形ロジットモデルを用いて支払い意志額の推定を行った。推計にあたっては、栗山（2012）のCVM計算ツールを用いた。

#### (1) 九年庵に入園できる仮定の条件の場合の結果

図3及び表16は、アンケートデータに基づく設問①に関するロジット分析の推定結果を示している。提示額の対数値  $\ln(\text{Bid})$  値の係数の符号がマイナスであるため、提示額が大きくなるほど、回答者の効用が低下して、Yes回答が得られる確率が低下することを示している。

分析結果から回答者全体の支払意思額の中央値は1,120円、平均値は2,163円と読み取れる。つまり、1,120円を提示したとき、Yes回答とNo回答の効用が等しくなる。平均値が中央値よりも高いことから、高い代金を支払ってでも、提示したメニューを享受したい人がいることが明らかとなった。

図3 九年庵に入園できる仮定の条件に関するCVMの推定結果



出所：アンケート結果より筆者作成

表 16 九年庵に入園できる仮想の条件に関する推定結果と推定支払意思額

**推定結果**

変数	係数	t値	p値
constant	11.8985	14.520	0.000 ***
ln(Bid)	-1.6946	-15.450	0.000 ***
n	630		
対数尤度	-697.284		

**推定WTP**

(中央値)	1,120	
(平均値)	2,163	裾切りなし
	1,605	最大提示額で裾切り

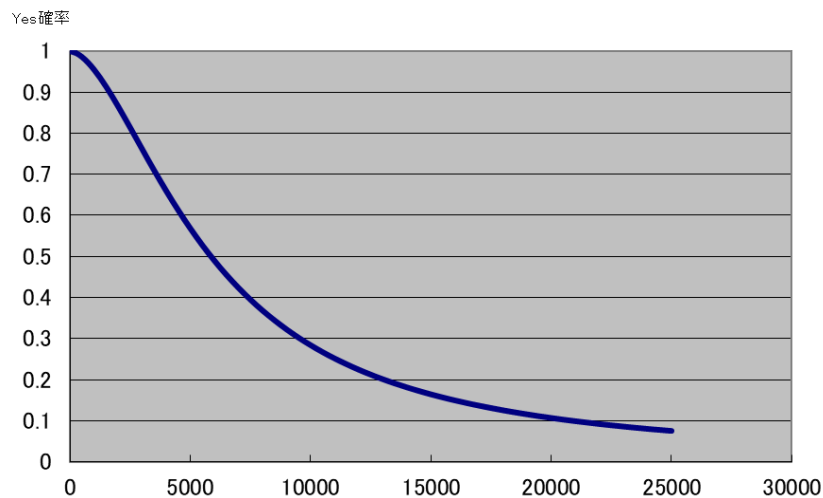
出所：アンケート結果より筆者作成

(2) 周辺観光に関する仮想の条件の場合の結果

図 4 及び表 17 は、アンケートデータに基づく設問②に関するロジット分析の推定結果を示している。提示額の対数値 ln (Bid) 値の係数の符号がマイナスであるため、提示額が大きくなるほど、回答者の効用が低下して、Yes 回答が得られる確率が低下することを示している。

分析結果から回答者全体の支払意思額の中央値は 5,862 円、平均値は 10,941 円と読み取れる。つまり、5,862 円を提示したとき、Yes 回答と No 回答の効用が等しくなる。平均値が中央値よりも高いことから、高い代金を支払ってでも、吉野ヶ里公園、九年庵と近くの嘉瀬川ダムをめぐる緑と水の日帰りバスツアーに参加したい人がいることが明らかとなった。

図 4 周辺観光に関する仮想の条件に関する CVM の推定結果



出所：アンケート結果より筆者作成

表 17 周辺観光に関する仮想の条件に関する推定結果と推定支払意思額

### 推定結果

変数	係数	t値	p値
constant	15.0399	13.630	0.000 ***
ln(Bid)	-1.7335	-14.325	0.000 ***
n	630		
対数尤度	-642.978		

### 推定WTP

(中央値)	5,862
-------	-------

(平均値)	10,941	裾切りなし
	8,246	最大提示額で裾切り

出所：アンケート結果より筆者作成

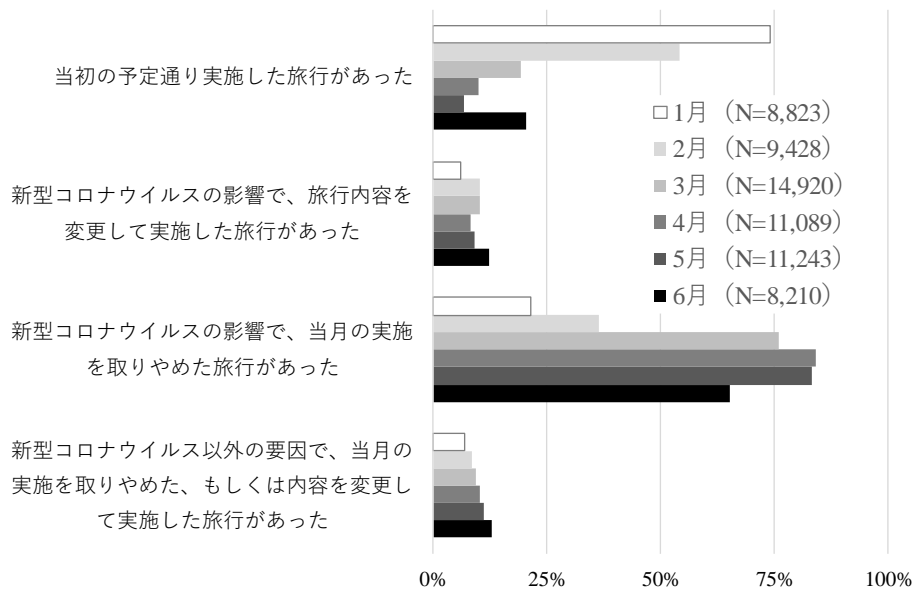
## 5. おわりに

近畿圏2府2県（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）の30歳以上の男女を対象にしたアンケート結果から、近畿圏市場における神崎市の認知度が現状では低いことがわかった。しかし、神崎市が誇る観光資源である九年庵を活用した観光商品に対しては、一定の付加価値を認め対価としての支払い意思額があることがわかった。このことは、九年庵や周辺観光にいわば潜在市場があることを示唆している。

図5は、コロナ後の旅行行動変化に関する全国を対象に、感染拡大後毎月実施されているアンケートの結果である。2020年1月以降徐々に予定していた観光旅行を取りやめる比率は高まり、1回目の非常事態宣言が出された（2020年4月）の前月である3月には、予定通り観光旅行に行くよりも取りやめる比率の方が上回っている。その後緊急事態宣言が全面解除されたものの、「GoToキャンペーン」のトラベル事業開始前の6月までは半数以上が観光旅行を取りやめる状態が続いていた。

今回のアンケートにおいても、アフターコロナの旅行計画はそれ以前とは行動様式が異なる可能性が示唆されており、「GoToキャンペーン」のトラベル事業が再開しても、観光地におけるオーバーツーリズムによる三密を回避する感染症対策を徹底し、これをターゲットとする市場に対してアピールしていくことが求められる。九年庵においても、入場者の混雑を避けるための早朝・薄暮を活用した新たな観光商品等の企画・催行について検討していくべきと考える。

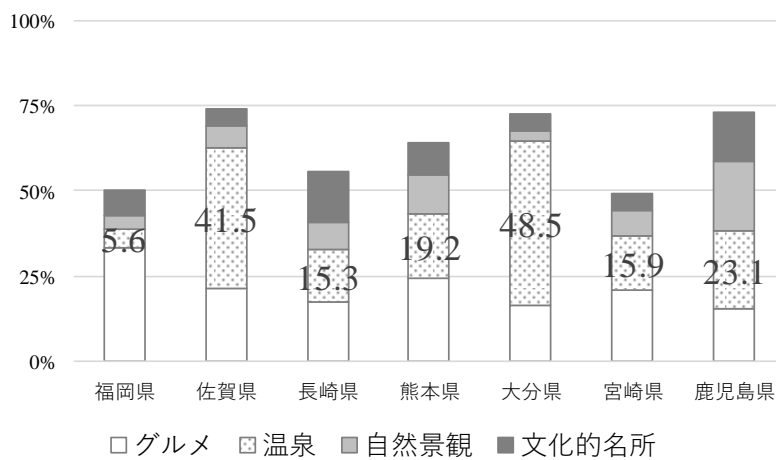
図5 新型コロナウイルスの影響で中止・延期した観光旅行の有無



出所：公益財団法人日本交通公社（2020）に基づき筆者作成

今回のアンケートにおいて、佐賀県への訪問経験者の多くが嬉野・武雄温泉を訪問していたことが示された。日本交通公社（2020）の全国を対象とした調査結果で佐賀県を詳細に見ると、大分県と並び旅行者が訪問先で最も楽しんでいるのは温泉となっている（図6）。マスクを外し不特定多数の他人と接近する可能性の高い大浴場は、感染症対策の最も難しい空間のひとつである。福岡都市圏のように隣県で気軽に訪問できる日帰り需要が中心の市場と異なり、地域への経済波及効果の大きい宿泊観光誘致市場であるため、家族旅行の多い近畿圏市場に対しては、家族風呂や宿所についても家族や同行者だけの少人数で泊まれる離れのような設えをアピールすることが有効と考える。

図6 旅行先県別の最も楽しみにしていたこと



出所：公益財団法人日本交通公社（2020）より筆者作成



今回のアンケートにおける現状の認知度や来訪意向を鑑みると、九年庵訪問のみを目的とした観光旅行を、近畿圏市場をターゲットにアピールすることは、かなり困難と言わざるを得ない。しかし、仮に神崎市を訪問するとした際に宿泊地として想定する先が、回答者の宿泊施設集積状況に関する保有情報の有無は不詳だが、神崎市内から周辺の佐賀市、吉野ヶ里町、上峰町といった広範囲なエリアで一定の回答数を得ていることは光明である。さらに、三密を避けた早朝・薄暮時間帯の九年庵訪問という近隣宿泊者に限定される観光商品に一定の評価が確認されたことから、神崎市は周辺市町の宿泊施設と連携し、宿泊観光で新たな付加価値を付与する旅行商品を企画・販促していくべきと考える。例えば、筆者が顧問を務める上峰町の佐賀県唯一の DMO である起立工商 DMO では、従前は割烹料理店であった大幸園の離れを改装し、家族やグループだけで泊まれるオーベルジュ（Auberge：フランス語で主に郊外や地方にある宿泊設備を備えたレストランを指す）に生まれ変わっている。このような周辺地域の施設と連携し、アフターコロナの観光行動に対応したアピールを行うことが重要と考える。

## 参考文献

栗山浩一（2012）「Excel でできる CVM Version4.0」

国土交通省九州運輸局（2014）「第 17 回九州地方交通審議会資料（九州新幹線鹿児島ルート全線開業 3 年間のまとめについて）」<https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/content/000014426.pdf>

佐賀県地域交流部観光課（各年版）「佐賀県観光客動態調査」

公益財団法人日本交通公社（2020）「旅行年報 2020」

## 神崎市におけるマイクロツーリズム展望 —北部九州地方居住者を対象とした意識調査—

佐賀大学経済学部 4年生 中村 祐斗

---

### 1. はじめに

今般、新型コロナウイルスの感染拡大により、世界中で観光旅行者の動きが停滞している。国際的な移動制限はもとより、緊急事態宣言の発出を受けて国内でも都道府県をまたぐ移動の自粛が求められた結果、日本の観光産業は大きな打撃を受けている。佐賀県にも例外ではなく、少なくない打撃を受けている。

このような事態を背景に、人の移動と三密を避けながら観光を楽しむための手段としてマイクロツーリズムが注目されている。マイクロツーリズムとは、自宅から1時間圏内の地元や近隣への短距離観光のことで、株式会社星野リゾートの代表である星野佳路氏によって提唱されたものである (<https://www.hoshinoresorts.com/information/release/2020/05/90190.html>)。今後、新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間、2003年のビジット・ジャパン・キャンペーン (VJC: Visit Japan Campaign) 以来、大きく依存してきたインバウンド需要の回復を願うのではなく、マイクロツーリズムの考えを参考に域内での循環型旅行に目を向け開拓していく必要があるだろう。そうした潜在的な域内需要を取り込むことは、佐賀県における観光産業のあり方を見直すきっかけになり得る。

本稿では、マイクロツーリズム推進の対象地域のひとつとして佐賀県神崎市に着目し、その可能性を検討したい。新たな域内需要を開拓していくための課題や消費者の意識を調べるために、北部九州地方居住者を対象としたアンケート調査をもとに検討する。本稿が域内需要の拡大に向けた取り組みの一助となることで、神崎市だけでなく佐賀県の地域活性化も寄与できる。

本稿の構成は次の通りである。第2節では、佐賀県内における観光資源を概観する。第3節では、佐賀市の観光資源に対する回答者の意識調査を活用し、その特徴を簡易集計によって概観する。第4節では、神崎市の観光資源に対する回答者の支払い意思額の分析結果を紹介する。第5節は調査結果のまとめである。

### 2. 佐賀県における観光施設

佐賀県は10市（佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市）10町（吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太

良町)で構成されている。各市町ともに有名な観光資源を有し、歴史的なイベントも行われている。本節では、アンケート調査の概観に先立って、同調査で取り上げた佐賀県内の観光資源を簡単に紹介しておく。

佐賀市では、毎年10月下旬から11月上旬にかけて、アジア最大級の国際熱気球大会(佐賀インターナショナルバルーンフェスタ)が開催されている。1980年に第1回大会が開催され、2019年度は92万8千人の来場者を誇るなど(<https://www.saga-s.co.jp/articles/-/450047>)、毎年世界中から多くの参加者や観客が訪れ賑わいをみせていたが、2020年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け中止となった。

唐津市では、毎年11月上旬に唐津神社で唐津くんちが開催されている。唐津くんちは1958年佐賀県重要有形文化財、また1980年国の重要無形民俗文化財に指定された。近年では海外にも広く紹介されており、2016年は、唐津くんちの曳山行事を含む「山・鉦・屋台行事」が、ユネスコ無形文化遺産に登録された。さらに、唐津市では呼子朝市という呼子港の東側の朝市通りで、毎朝7時30分からお昼の12時までとれたての魚介類や加工品、野菜や花が販売される催しがある。大正時代から続く地域の催しであるが、年間を通じて多くの観光客が訪れるようになっている(<https://www.karatsu-kankou.jp/feature/>)。

鳥栖市には、さわやかな空気と明るい陽光が似合うカリフォルニア州南部の街をイメージした施設として鳥栖プレミアムアウトレットがある。九州を代表するアウトレットとして、国内外有名ブランドが多数出展している。直近の来場者は2018年度で575万人と、インバウンド旅行者を含む大人数を集客してきた(<https://www.saga-s.co.jp/articles/-/450884#>)。

武雄市では、1,300年の歴史がある武雄温泉が有名であるが、1845年に武雄領主鍋島茂義の別邸跡として造園された御船山楽園も有数の地域資源である。武雄市の御船山山麓にあつて15万坪もの広さを持つ大庭園であり、2010年国登録記念物に登録された(<http://www.takeo-kk.net/sightseeing/>)。2018年度は約14万人の来場者を誇っている(<https://www.jalan.net/news/article/330439>)。

鹿島市には、京都の伏見稲荷大社、茨城の笠間稲荷神社とともに「日本三大稲荷」に数えられている祐徳稲荷神社がある。2018年度の来場者は約300万人で、九州では太宰府天満宮に次ぐ規模である(<https://saga-kashima-kankou.com/spot/301>)。近年、祐徳稲荷神社は、タイからのインバウンド旅行者の訪問先としても有名になっている。2013年にタイ人の訪日観光ビザ制度が緩和されたことをきっかけに、佐賀県はロケツーリズムの取り組みを開始した。佐賀県フィルムコミッション(文化課)がロケ誘致に取り組み、タイの映画撮影を祐徳稲荷神社で実施した。この映画がタイで上映されたことで、タイにおける佐賀県(祐徳稲荷神社)の認知度が向上した。佐賀県観光課が現地向けにプロモーションを展開し、タイからのインバウンド旅行者が大幅に増加した([https://action.jnto.go.jp/wp-content/uploads/2019/01/saga\\_inbound\\_0318.pdf](https://action.jnto.go.jp/wp-content/uploads/2019/01/saga_inbound_0318.pdf))。

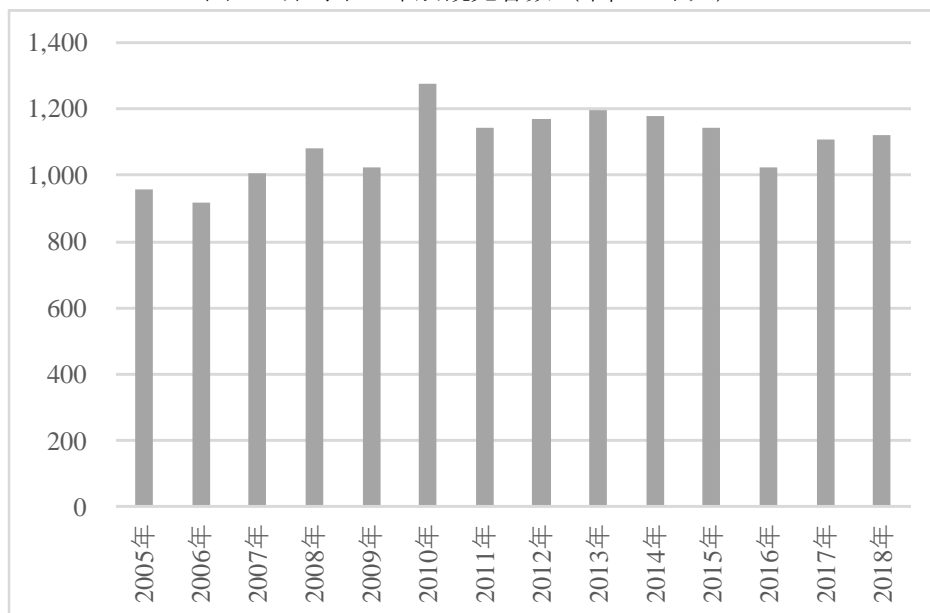
嬉野市では、武雄市と同様に嬉野温泉が有名である。「日本三大美肌の湯・嬉野温泉」、「佐賀・嬉野温泉」の名称で嬉野市が商標登録している(<https://spa-u.net/>)。

有田町では、日本を代表するお祭りである有田陶器市が毎年ゴールデンウィーク期間中に開催されている。全国のやきものファンが、山あいの静かなやきもの里である有田を目指し来訪し、町は賑わいをみせており、2019年度の来場者は126万人であった(<https://www.saga-s.co.jp/articles/-/370369>)。2020年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、Webを活用したオンライン開催となった。

最後に、今回の調査対象である神埼市では、九年庵と吉野ヶ里歴史公園が有名である。なお、吉野ヶ里歴

史公園は、神崎市と隣の吉野ヶ里町に跨っている。神崎市の観光客数は、2011年以降、ほぼ横ばいであることがわかる（図1）。

図1 神崎市の年別観光客数（単位：千人）



出所：佐賀県地域交流部観光課（2020）に基づき筆者作成

しかし、冒頭でも述べた通り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国内外の移動に制限がかかるなか、観光客数の落ち込みが予想される。今後、観光客数の減少幅を抑えていく上で、マイクロツーリズムの考えは参考になる。神崎市や吉野ヶ里町に近い北部九州地方居住者を対象として、九年庵と吉野ヶ里公園を含む周辺の観光資源をアピールし、域内需要の再発見に繋げることに期待がかかる。

### 3. アンケート調査の概要と結果

#### 3.1 回答者の特徴

本稿では、2020年8月に実施した「佐賀県神崎市の観光に関するアンケート調査」より、北部九州地方居住者の回答を抽出し、その結果をもとに、佐賀及び九年庵の観光における課題を考察していく。調査では、国内での観光行動一般、また佐賀及び神崎市の観光に関して質問を行った。抽出された回答者数は115であった。

回答者の特徴から見ていく。年齢分布は、20代（27.0%）、40代（23.5%）、50代（24.3%）が中心であり、これらが全体の約75%を占めていた（表1）。平均年齢は43.3歳であった。

回答者の居住地分布は、福岡県が66人（57.4%）で最も多く、次に長崎県が45人（39.1%）であった。2県の合計で全体の約95%を占めていた（表2）。このことから、佐賀県の隣県の回答者が中心で、その観光行動を知る機会となった。

表1 アンケート回答者の年齢分布

	人数	%
10代	3	2.6
20代	31	27.0
30代	10	8.7
40代	27	23.5
50代	28	24.3
60代	8	7.0
70代	3	2.6
80代	3	4.3
合計	115	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

表2 アンケート回答者の居住地分布

	人数	%
福岡県	66	57.4
長崎県	45	39.1
大分県	3	2.6
佐賀県	1	0.9
合計	115	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

### 3.2 観光行動一般について

#### (1) 過去1年間の旅行経験

前年（2019年）1年間の国内旅行回数を見ると、全く出かけていない人が30人（26.1%）と最も多かった（表3）。一方、出かけた人については、1回が最も多く30人（26.1%）、次いで3～5回程度が26人（22.6%）であった。また、旅行に出かけた人に対し、その主な同行者を尋ねたところ、家族が46人（40.0%）であった（表4）。その他としては、友人が24人（20.8%）、学校・職場などの団体15人（13.0%）であった。このことから、1人当たりの旅行回数は数回程度であり、旅行の際は2人以上で行動していることがわかった。

表3 前年（2019年）1年間の国内旅行回数

	人数	%
0回	30	26.1
1回	30	26.1
2回	21	18.2
3～5回程度	26	22.6
6回以上	8	7.0
合計	115	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

表4 旅行時の主な同行者

	人数	%
友人	24	20.8
学校・職場などの団体	15	13.0
なし	14	12.2
家族	46	40.0
恋人	8	7.0
無回答	8	7.0
合計	115	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

さらに、国内宿泊旅行に費やした金額を見ると、1年間で2.5万円以下という回答が約半数を占めており、国内での旅行消費が低いことを示唆している（表5）。

表5 国内宿泊旅行に費やす平均金額（年間1人当たり）

	人数	%
2.5万円以下	52	45.2
2.6～5.0万円	42	36.5
5.1～10万円	13	11.3
10.1万円以上	8	7.0
合計	115	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

また、新型コロナウイルス感染症が克服された後の旅行に対する態度を尋ねたところ、「感染症流行以前ほど旅行には出かけないだろう」と回答した人が51人（44.4%）、「どちらとも言えない」が20人

(17.4%)、「わからない」が5人(4.3%)と新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて旅行活動にネガティブな気持ちを持つ人が半数以上を占めており、表5とあわせて考えると、国内での観光消費がさらに落ち込むことを示唆している(表6)。

表6 新型コロナウイルス終息後の観光行動に対する考え

	人数	%
感染症流行以前の計画のまま変わらない	33	28.7
感染症流行以前の計画以上に積極的に観光地を訪問する	6	5.2
感染症流行以前ほど旅行には出かけない	51	44.4
どちらとも言えない	20	17.4
わからない	5	4.3
合計	115	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

## (2) 観光旅行において重視する項目

日本国内での観光旅行に出かける際、目的地の選択において重要視する項目を尋ねた。最も多かったのが、「現地での交通の良さ」の89人である(表7)。続いて、「観光地(現地)へのアクセス」の64人、「感染症対策が整っている」の53人、「現地で散策できる」の52人となっている。また、「その他」の回答には、「治安」や「駐車スペースの有無」が挙げられた。

表7 観光目的地選択の際に重視する項目(複数回答)

	延べ人数
現地での交通手段の良さ	89
観光地(現地)へのアクセス	64
現地で散策できる	52
Wi-Fi環境が整っている	20
キャッシュレス決済ができる	14
感染症対策が整っている	53
口コミサイトなどが充実している	39
その他	6

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

## 3.3 佐賀県への観光について

これまで佐賀県を訪れたことがあるかどうか尋ねたところ、ほとんどの回答者が隣県ということもあり、6回以上が63人(54.8%)と半数以上を占めた(表8)。また、佐賀県来訪の際に訪れた場所を見る



と、鳥栖アウトレットの66人が最も多く、次いで、祐徳稲荷神社が57人、呼子が55人、吉野ヶ里公園が54人であり、佐賀市外での観光が多く見られた（表9）。

表8 佐賀への訪問回数

	人数	%
0回	1	0.9
1回	2	1.7
2回	9	7.8
3～5回程度	20	17.4
6回以上	63	54.8
居住、通勤・通学経験がある	20	17.4
合計	115	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

表9 佐賀での訪問先（複数回答）

訪問先	延べ人数
佐賀インターナショナルバルーンフェスタ	51
唐津くんち	17
鳥栖プレミアムアウトレット	66
有田陶器市	49
嬉野・武雄温泉	4
祐徳稲荷神社	57
御船山楽園	22
吉野ヶ里歴史公園	54
呼子	55
九年庵	10

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

### 3.4 九年庵への観光について

#### (1) 九年庵に対する認識

アンケート調査では、回答者に九年庵を紹介する約3分半の動画を視聴してもらった後で、九年庵に関連する質問を行った。動画は、九年庵の全景と内部の映像を中心に、周辺の空撮映像、周辺の観光スポット（仁比山神社や吉野ヶ里歴史公園）の画像、ロケーションマップ、アクセス情報で構成されている。

今回の調査以前に九年庵を知っていたかどうかを見ると、「知らなかった」が62人（53.9%）と半数

以上を占めた（表 10）。知っているとした回答者の中でも、「名前を知る程度」が 14 人（18.3%）、「少し知っていた」が 26 人（22.6%）であり、「詳しく知っていた」という回答者はわずかに 6 人（5.2%）であった。

表 10 九年庵に対する認識

	人数	%
知らなかった	62	53.9
名前を知る程度	14	18.3
少し知っていた	26	22.6
詳しく知っていた	6	5.2
合計	115	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

## (2) 九年庵への訪問意向

動画を見て、九年庵及び周辺地域に旅行で訪れてみたいと思ったどうかをたずねたところ、「とてもそう思う」と回答した人が 21 人（18.3%）、「ややそう思う」が 48 人（41.7%）という結果であった（表 17）。おおむね肯定的な回答ではあるものの、それほど強い来訪意向ではないといえる。また、否定的な回答者も約 20%程度見られた（表 11）。

表 11 九年庵及び周辺地域への訪問意向

	人数	%
とてもそう思う	21	18.3
ややそう思う	48	41.7
どちらでもない	19	16.5
あまりそう思わない	24	20.9
全くそう思わない	3	2.6
合計	115	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

次に、神崎市やその周辺に観光で訪れるとした場合の宿泊意向について質問を行った。その結果、「嬉野温泉・武雄温泉」と回答した人が 50 人（43.4%）で最も多かった。表 9 とあわせて考えると、過去に訪れたことのない施設にはある程度興味を持っていることがわかる。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響もあってか、「日帰りをするので宿泊はしない」と回答した人が 31 人（28.0%）で次点になっていた（表 12）。

表 12 神崎市への宿泊観光意向及び希望する宿泊地

	人数	%
目帰りするので宿泊はしない	31	28.0
神崎市	0	0.0
佐賀市	18	15.7
上峰町・吉野ヶ里町	0	0.0
嬉野温泉・武雄温泉	50	43.4
唐津市	5	4.3
福岡県内	5	4.3
長崎県内	5	4.3
熊本県内	0	0.0
上記以外の九州内	1	0.9
九州以外	0	0.0
合計	115	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

#### 4. 神崎市と吉野ヶ里町の観光資源に対する支払い意思額

##### 4.1 九年庵の観光活用

現在、九年庵に入園できるのは、春と秋の一般公開期間の限られた時間帯（8：30～16：00）のみで、美化協力金という名目で400円の入園料を支払うことになっている。この時期以外の観光活用の可能性を探ることを目的に、この期間・時間帯以外に有料で入園できる3つのパターンを仮想的に設定し、それぞれの訪問意向に関して質問を行った（表13）。

表 13 九年庵への入園パターンと訪問意向（複数回答）

入園パターン	延べ人数
周辺の提携宿泊施設の宿泊客限定で、早朝（午前8時前）・薄暮（午後4時以降）の入園が可能となる。	46
年間を通じ郷土史等の生涯学習講座を受講することを条件に、一般公開期間外の入園が可能となる。	34
ボランティアで施設の清掃に協力することを条件に、早朝（午前8時前）・薄暮（午後4時以降）の入園が可能となる。	35

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

回答結果をまとめると、「周辺の提携宿泊施設の宿泊客限定で、早朝（午前8時前）・薄暮（午後4時以降）の入園が可能となる」場合に参加してみたいと回答した人は46人、「年間を通じ郷土史等の生涯学

習講座を受講することを条件に、一般公開期間外の入園が可能となる」場合に参加してみたいと回答した人が 34 人、「ボランティアで施設の清掃に協力することを条件に、早朝（午前 8 時前）・薄暮（午後 4 時以降）の入園が可能となる」場合に参加してみたいと回答した人が 35 人であった。

#### 4.2 九年庵と周辺観光に対する支払い意思額

さらに、観光活用の際の具体的な料金について検討を行うために、九年庵及び周辺観光の費用負担に関して質問を行った。ここでは、仮想評価法（CVM：Contingent Valuation Method）のダブルバウンド方式（二段階二肢選択方式）を採用し、九年庵に入園できる仮想の条件、また周辺観光に関する仮想の条件をそれぞれ設定し、それに応じた支払い意思額について質問を行った。各設問文は以下の通りである。

【九年庵に関する設問】現在、九年庵には春と秋の一般公開期間に入園料 400 円で、順路に沿って庭園を約 30 分で見回れます。九年庵の庵を改修し、庵でお茶を飲みゆっくり鑑賞できるメニューを作った場合、入場料〇〇円で入場しますか。

【周辺観光に関する設問】吉野ヶ里歴史公園、九年庵と近くの嘉瀬川ダムをめぐる緑と水の日帰りバスツアー料金が 10,000 円の場合、このバスツアーに参加しますか（博多駅発着の日帰り旅で、昼食代を含みます）。

これらの設問について、1 回目の提示額に対する支払いを受容した回答者にはさらに高い金額を、1 回目の提示額への支払いを受容しなかった回答者にはより低い金額を提示した。提示する金額は各設問で 3 パターン用意した。各設問の提示額及び回答を表 14～15 に示す。

得られた回答をもとに、対数線形ロジットモデルを用いて支払い意思額の推定を行った。推計にあたっては、栗山（2012）の CVM 計算ツールを用いた。推計結果から、支払い意思額は、九年庵入園については、中央値（回答者の半数が支払いを受容する金額）が 1,610 円、平均値が 1,964 円であった。一方、周辺観光については、推定された支払い意思額の中央値が 8,255 円、平均値が 12,159 円であった。

表 14 九年庵に関する設問の提示額と回答

T1	TU	TL	YY	YN	NY	NN	標本数計
2,000 円	3,000 円	1,000 円	1	10	18	9	38
3,000 円	4,000 円	1,500 円	1	3	21	14	39
4,000 円	5,000 円	2,000 円	4	4	5	25	38

注：T1=最初に示された金額、TU=最初の提示額に「入場（参加）する」と答えた人への 2 回目の提示額、TL=最初の提示額に「入場（参加）しない」と答えた人への 2 回目の提示額、YY=最初と 2 回目両方の提示額に「入場（参加）する」と答えた人数、YN=最初の提示額に「入場（参加）する」、2 回目の提示額に「入場（参加）しない」と答えた人数、NY=最初の提示額に「入場（参加）しない」、2 回目の提示額に「入場（参加）する」と答えた人数、NN=最初と 2 回目両方の提示額に「入場（参加）しない」と答えた人数

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

表 15 周辺観光に関する設問の提示額と回答

T1	TU	TL	YY	YN	NY	NN	標本数計
10,000 円	20,000 円	5,000 円	1	11	13	13	38
15,000 円	20,000 円	10,000 円	1	9	9	20	39
20,000 円	25,000 円	15,000 円	1	2	3	32	38

注：表内の記載については表 14 と同じ

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

### 4.3 九年庵と周辺観光に対する支払い意思額の要因分析

表 14～15 とともに、そのプランへの支払い額への評価は、対象となる施設の認知度などの可視化できない価値によって決まる部分がある。さらに、年齢や生活スタイルなどの個人の属性にも影響を受ける可能性がある。そこで、アンケート調査で回答してもらった属性データの中から影響を受けると考えられる要因をモデルに組み込んだ形で、支払い意思額の要因分析を行った。表 16 はその変数リストである。表 17～18 に要因分析の結果を示す。

表 16 要因分析の変数リスト

変数	値
年齢	10 代～20 代=1、30 代=2 40 代=3、50 代=4、60 代以降=5
世帯主	はい=1、いいえ=0
1 人暮らし	はい=1、いいえ=0
免許保持	はい=1、いいえ=0
ウォーキングを行うか	はい=1、いいえ=0
2019 年の国内旅行回数	0 回=0、1 回=1、2 回=2、 3～5 回=3、6 回以上=4
2019 年の旅行費/1 人	回答値
佐賀県来県回数	0 回=0、1 回=1、2 回=2、 3～5 回=3、6 回以上=4
九年庵を知っているか	はい=1、いいえ=0
九年庵に訪れたいか	はい=1、いいえ=0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

表 17 にしたがって九年庵入園の要因分析の結果を見ると、5%の有意水準を満たしたのは、「ウォーキングを行うか」と「九年庵に訪れたいか」であり、10%の有意水準を満たしたのは、「世帯主」であった。係数の符号がプラスのものは支払い意思額に正の影響を与え、逆に符号がマイナスのものは支払い意思

額に負の影響を与えることを示している。

つまり、九年庵に訪れたいと思っている人ほど、受容確率を上げる要因となっており、日常的にウォーキングを行っている人ほど、アンケートで提示したメニューとの関係から受容確率を上げる要因となっていることが読み取れる。また、世帯主ダミーの結果から、世帯主であると受容確率を下げる要因となることがわかった。これは、時間的制約などの要因が影響しているものと解釈できる。このことから、健康志向が高い人に、動画の視聴を促すことで九年庵来訪意欲を高め、収益の上がる事業にできる可能性があるものと考えられる。

表 17 九年庵入園における属性ごとの要因分析の結果

変数	係数	t 値	p 値
constant	21.702	6.825	0.000 ***
ln (Bid)	-3.180	-8.856	0.000 ***
年齢	-0.010	-0.051	0.960
世帯主	-0.896	-1.954	0.053 *
1 人暮らし	-0.062	-0.113	0.910
免許保持	0.620	0.606	0.546
ウォーキングを行うか	0.936	2.170	0.032 **
2019 年の国内旅行回数	0.053	0.318	0.751
2019 年の旅行費/1 人	-0.002	-0.072	0.942
佐賀県来県回数	0.182	0.768	0.444
九年庵を知っているか	0.002	0.004	0.997
九年庵に訪れたいか	0.910	2.097	0.038 **
n	115		
対数尤度	-123.404		

注：\*\*\*は 1%、\*\*は 5%、\*は 10%の有意水準を示す。

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

一方、表 18 にしたがって周辺観光の要因分析を見ると、1%の有意水準を満たしたのは、「1 人暮らし」であり、10%の有意水準を満たしたのは、「2019 年の旅行費/1 人」であった。係数の符号がプラスのものは支払い意思額に正の影響を与え、逆に符号がマイナスのものは支払い意思額に負の影響を与えることを示している。

つまり、1 人暮らしをしている人ほど、受容確率を下げる要因となっており、2019 年に消費した旅行費が多い人ほど、受容確率を上げる要因となっていることが読み取れる。受容確率を下げる要因となしたのは、価値観の共有などができないことや集団での行動を好まないなどの要因が影響しているからであると考えられる。また、表 17 で見た 1 人暮らしの係数と比較して 30 倍以上となっているため、1 人

暮らしをしている人にとっては、吉野ヶ里公園、九年庵と近くの嘉瀬川ダムをめぐる緑と水の日帰りバスツアーがあったとしても、興味の対象ではないものと解釈できる。このことから、1人暮らしの有無がプランの参加の可否に最大の影響を及ぼしているといえ、パッケージツアーを作る際は、友人との参加や家族、団体に焦点を当てることで、来訪意欲を高め、収益の上がる事業にできる可能性があるものと考えられる。

表 18 周辺観光における要因分析の推定結果

変数	係数	t 値	p 値
constant	29.858	5.998	0.000 ***
ln (Bid)	-3.086	-6.630	0.000 ***
年齢	-0.111	-0.567	0.572
世帯主	0.165	0.326	0.745
1人暮らし	-1.907	-2.651	0.009 ***
免許保持	-0.206	-0.097	0.923
ウォーキングを行うか	0.569	1.300	0.196
2019年の国内旅行回数	-0.248	-1.301	0.196
2019年の旅行費/1人	0.044	1.622	0.098 *
佐賀県来県回数	-0.421	-1.532	0.128
九年庵を知っているか	-0.360	-0.750	0.455
九年庵を訪れたいか	0.540	1.285	0.201
n	115		
対数尤度	-123.404		

注：\*\*\*は1%、\*\*は5%、\*は10%の有意水準を示す。

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

## 5. おわりに

本稿では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、人の移動と三密を避けながら観光を楽しむための手段であるマイクロツーリズムに着目した。マイクロツーリズム推進の対象地域のひとつとして、佐賀県神埼市の可能性を検討するために、2020年8月に北部九州地方居住者を対象とした佐賀県神埼市の観光に関するアンケート調査を行った。回答者の支払い意思額に関する調査結果をもとに、神埼市の観光資源である九年庵の新たな活用方法を提案したところ、1,610円の支払い意思額があることがわかった。特に動画の視聴などによって事前に九年庵を認知している回答者ほど、また日常的に健康志向が高い回答者ほど、この金額を受容しやすいことがわかった。これらの結果を踏まえて、今後、神埼市が観光需要の取り込みを進めるための課題を考察する。

第1の課題は、神崎市全体を観光地としてアピールすることである。本調査では、回答者の半数以上が観光目的で佐賀県に6回以上訪問していたにもかかわらず、神崎市を目的として訪問していた回答者は2割にも満たなかった。佐賀県は観光地として商業施設（鳥栖プレミアムアウトレット）が人気を集めており、観光客にとって歴史や文化、体験等に関心を持ちにくく、佐賀県や神崎市が持つ自然や歴史的な施設を十分にアピールできていないと考えられる。九年庵に関する動画を視聴してもらう前は約半数の回答者が九年庵を知らなかったと回答していた。しかし、動画視聴後は約6割の回答者が来訪意志を持つようになっていた。そこで、まずは動画などを用いて神崎市が持つ自然や歴史ある施設を紹介していくことが望ましい。なかでも日常的に運動をしているような健康志向が高い人に寄り添うことは、より集客化を図ることができ、神崎市がもつ緑豊かな環境を味わってもらえると考えられる。

第2に、九年庵の新たな活用方法を検討することである。現在、九年庵に入園できるのは、春と秋の一般公開期間の限られた時間帯（8:30～16:00）のみで、美化協力金という名目で400円の入園料を支払うことになっているが、本調査において地域性を活かした仮のプランについて検討してもらったところ、宿泊客限定のプランや歴史を学べるプラン、ボランティア活動が付随したプランなど、年間を通じたプランを望む声が多かった。また、九年庵の新たなプランに対する支払い意思額の結果から、入園に回答者の半数が1,610円支払うことができるとされ、現在の400円の4倍以上の価値を生み出すことが可能であると示唆された。そのため、新たな活用方法を検討し、持続可能な活用を実現していく必要がある。

今回の調査でも明らかとなったように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、多くの人が旅行活動にネガティブな気持ちを持っていた。そのため、まずは冒頭でも述べた通り、マイクロツーリズムの考えを参考に佐賀県神崎市を軸とした場合、北部九州地方といった比較的近場に居住する人々に観光施設を認知してもらい城内需要を獲得していくことが求められる。今回の調査のCVMで例示した「九年庵の新しい活用プラン」など、既存の施設の新たな活用方法を模索していくことも重要な課題となる。

## 参考文献

栗山浩一（2012）「ExcelでできるCVM Version4.0」

(<http://kkuri.eco.coocan.jp/>)

佐賀県地域交流部観光課（2020）「平成30年佐賀県観光客動態調査」

([https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00362356/3\\_62356\\_173094\\_up\\_ue5mb4s4.pdf](https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00362356/3_62356_173094_up_ue5mb4s4.pdf))

## 本文で引用したHP一覧

嬉野温泉観光協会うれしの温泉のほほーん情報局

(<https://spa-u.net/>)

唐津観光協会「唐津のおすすめ」

(<https://www.karatsu-kankou.jp/feature/>)

佐賀県鹿島市公式観光サイトかしまいろ「祐徳稲荷神社」



(<https://saga-kashima-kankou.com/spot/301>)

佐賀県の観光情報ポータルサイトあそぼーさが「有田陶器市」

(<https://www.asobo-saga.jp/search/detail.html?id=1>)

佐賀県の観光情報ポータルサイトあそぼーさが「佐賀インターナショナルバルーンフェスタ」

(<https://www.asobo-saga.jp/search/detail.html?id=9>)

佐賀県地域交流部観光課「佐賀県インバウンド事例調査レポート」

([https://action.jnto.go.jp/wp-content/uploads/2019/01/saga\\_inbound\\_0318.pdf](https://action.jnto.go.jp/wp-content/uploads/2019/01/saga_inbound_0318.pdf))

武雄市観光協会「見る・学ぶ」

(<http://www.takeo-kk.net/sightseeing/>)

## 神崎市におけるインバウンド観光の新たな可能性 ー日本在留外国人を対象とした調査からー

九州産業大学地域共創学部 教授 大方 優子

### 1. はじめに

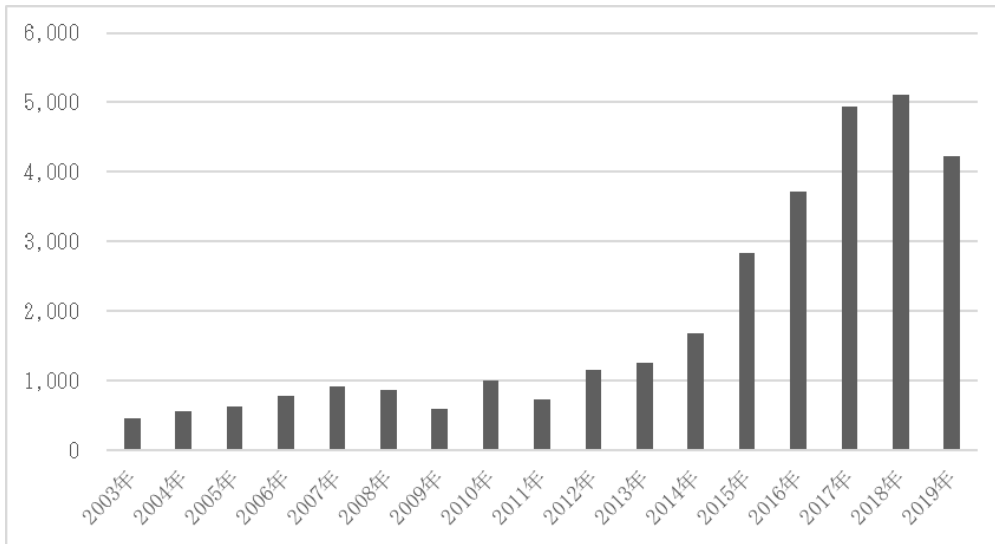
日本を訪れる外国人旅行者数は2019年に3,188万人に達し、2013年以降連続で過去最高を更新し続けている。それに伴い九州への外国人入国者数も近年増加傾向が続いていたが、2019年は422.2万人、前年比マイナス17.5%と8年ぶりの減少となった(図1)。これは、日韓関係の悪化や中国からのクルーズ船の寄港回数の減少などにより、九州へのインバウンド市場の大半を占める韓国、中国からの入国者が減少したことが大きく影響したものとみられている(国土交通省九州運輸局、2020)。2019年における九州への外国人入国者数の地域別内訳をみると、韓国が40.4%、中国31.5%、台湾10.9%、香港7.6%の順となっており、東アジア地域で全体の約9割をも占めていることがわかる(図2)。2020年現在、新型コロナウイルスの世界的感染拡大により、世界中で一時的に観光旅行者の動きがストップしているものの、今後感染が収束すれば、観光旅行者の動きは再び活発化することが予測される。その際、九州のインバウンド市場を再び拡大させていくためには、これまで大きく依存していた東アジア圏以外の層を開拓していく必要があるだろう。九州観光のマーケティング及びマネジメントを担う広域連携DMOである一般社団法人九州観光推進機構においても、九州への来訪促進戦略の重要項目の1つとして、近年は東アジア圏以外からの誘客に重点を置き、ASEANおよび欧米豪からの誘客拡大にむけた積極的なプロモーション活動等を展開している(九州観光推進機構、2020)。また、特に現在のコロナ禍によって多くの国内観光地が深刻な打撃を受ける中、特定の旅行者市場に依存するリスクに対する認識が高まっている。このようなことから、今後の九州観光において、東アジア圏以外のインバウンド市場の重要性がさらに高まるものと考えられる。

一方、九州内での訪日外国人旅行者の訪問先について全国都道府県別の訪問率からみると、福岡県が全国7位の8.7%と最も高く、その他の県との大きな開きがみられる(図3)。すなわち、九州内でのインバウンド観光は、福岡県に集中している傾向にあるといえるだろう。このような旅行者の一極集中がもたらす弊害として、近年オーバーツーリズム問題が指摘されており、観光庁も、持続可能な観光先進国に向けた今後の取り組みのひとつとして観光需要の分散化を掲げている(国土交通省観光庁、2019)。今後、新型コロナウイルス収束に伴い入国規制が緩和されれば、外国人観光客の回復も見込まれ、再びオーバーツーリズムへの対応が迫られることが予想される。このような状況を鑑みると、福岡県以外の他の地域に観光需要を分散させることが、新型コロナウイルス収束後の九州観光をさらに活性化させてい

くために望ましいといえる。

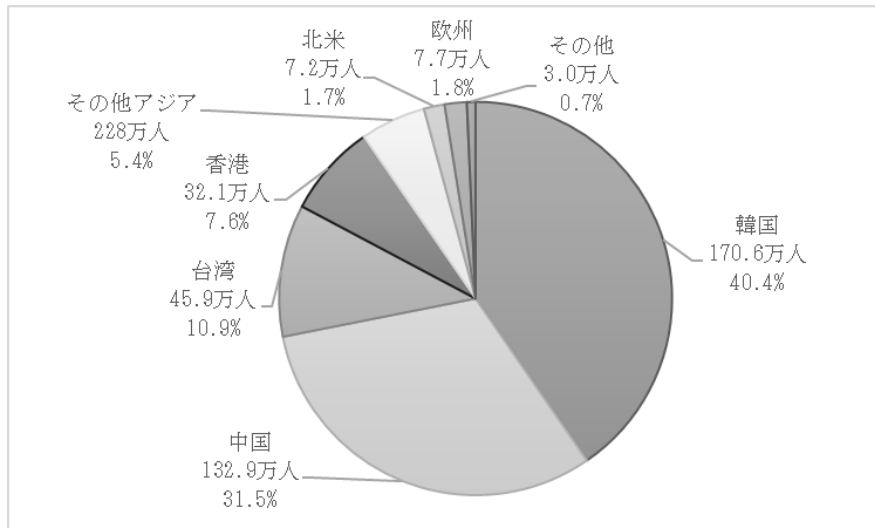
そこで本稿では、このような九州におけるインバウンド観光の2つの課題を踏まえ、九州内における観光需要分散の対象地域のひとつとして佐賀県神埼市に着目し、日本在留外国人を対象とした調査をもとに、新たなインバウンド市場を開拓していくための課題について検討する。

図1 九州への外国人入国者数の推移（単位：千人）



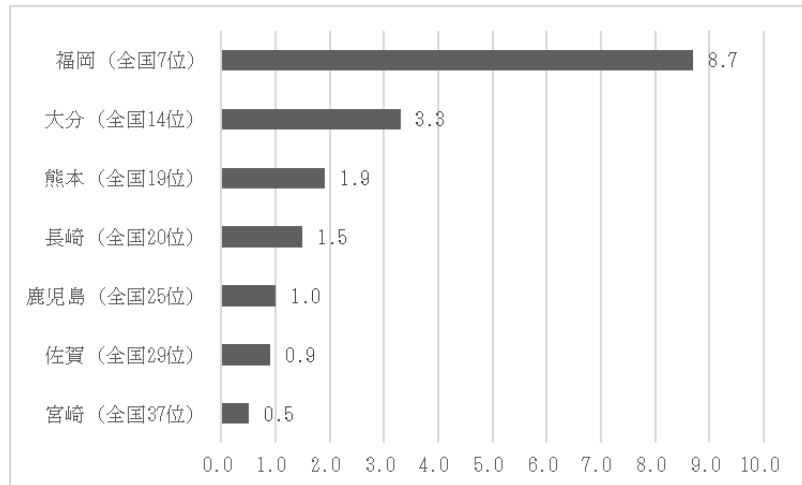
出所：国土交通省九州運輸局（2020）に基づき筆者作成

図2 九州への外国人入国者数の国・地域別内訳（2019年）



出所：国土交通省九州運輸局（2020）に基づき筆者作成

図3 九州における訪日外国人の県別訪問率（2019年）（単位：％）



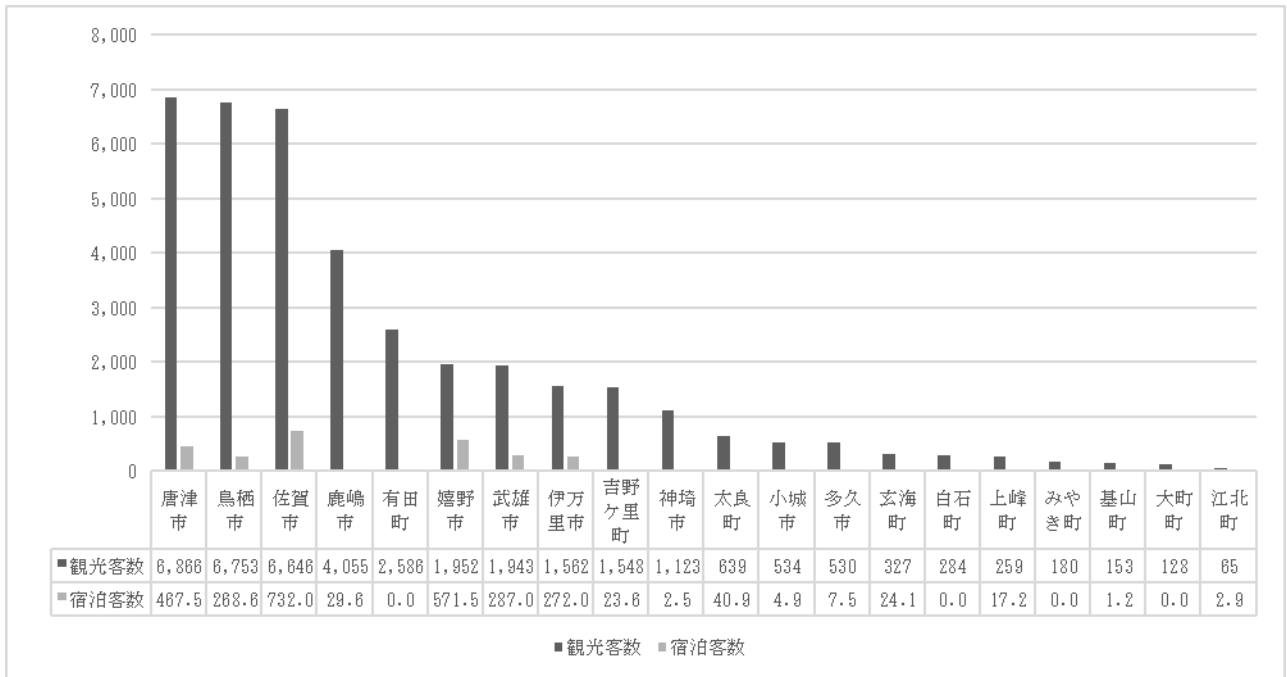
出所：日本政府観光局（2020）に基づき筆者作成

## 2. 佐賀県神埼市における観光の現状について

神埼市は佐賀県の東部に位置する人口 3.1 万人の地方都市である（神埼市、2020）。東は神埼郡吉野ヶ里町および三養基郡みやき町、北は佐賀市三瀬村および脊振山地を隔てて福岡市、南は筑後川を挟んで福岡県久留米市、西は佐賀市と隣接しており、緑豊かな環境が広がっている。神埼市の観光名所として知られているのが、明治時代に建てられた佐賀の実業家伊丹弥太郎の別荘と庭園「九年庵」で、国の名勝にも指定されている。九年の歳月を費やして築造されたことから九年庵と呼ばれ、園内は、庭一面にコケが広がり、その上はモミジやツツジなど約 60 種 700 本の樹木で彩られているのが特徴である。特に秋には美しい紅葉が楽しめることから、1988 年から毎年紅葉の時期に限り一般公開されており、九州各地また全国からバスツアーなどを利用し多くの観光客が訪れている。また、2010 年からは春（5 月）の新緑の時期にも一般公開されるようになってきている。その他の観光名所としては、弥生時代の集落跡である吉野ヶ里遺跡の展示体験施設「国営吉野ヶ里歴史公園」が隣接する吉野ヶ里町にまたがって存在しており、修学旅行や学習遠足、また家族連れなどでにぎわっている。

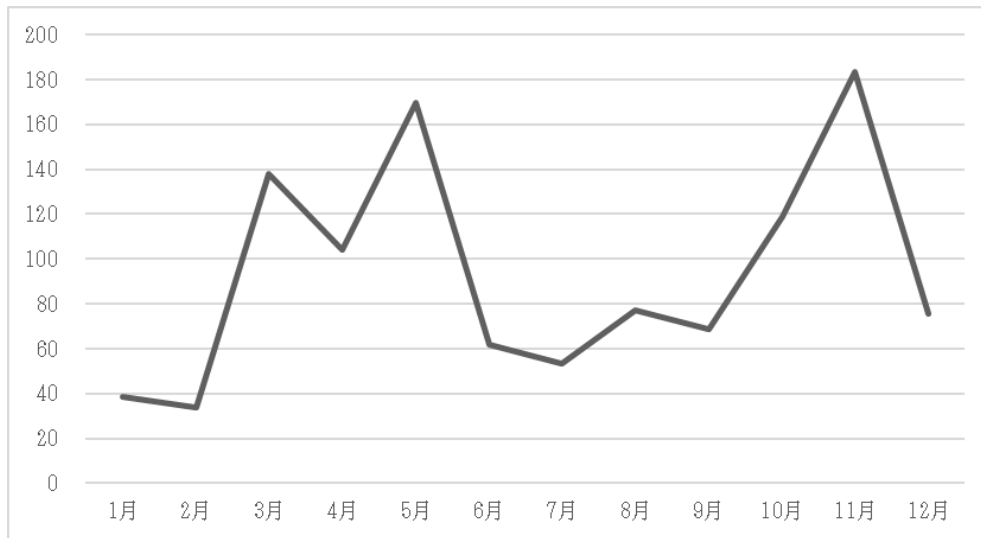
神埼市の観光の現状についてみると、2018 年の観光客数 112.3 万人であり、これは県内 20 の自治体の中で 10 位であった（図 4）。ただ、このうち市内に宿泊した人はわずか 2.5 万人であり、ほとんどすべてが日帰り客である。また、月別観光客数では、九年庵が一般公開される 11 月、そのほか 3 月と 5 月と特定の時期に偏っていることがわかる（図 5）。今後、年間を通じて観光客に訪れてもらい、また滞在時間を延ばしていくためには、神埼市の主要資源である九年庵について、新たなターゲット層である外国人旅行者にアピールしていくことや、また吉野ヶ里歴史公園など他の資源・地域とも連携したうえで、九年庵の春・夏期以外の観光活用法について検討する余地があるだろう。特に前項で述べた通り、東アジア圏以外の外国人旅行者に着目し、彼らに向けて九年庵をアピールしていくことは、今後の九州観光において新たな流れを創出するものと期待できる。

図4 佐賀県市町別観光客数と宿泊客数（2018年）（単位：千人）



出所：佐賀県地域交流部観光課（2020）に基づき筆者作成

図5 神埼市の月別観光客数（2018年）（単位：千人）



出所：佐賀県地域交流部観光課（2020）に基づき筆者作成

### 3. アンケート調査の概要と結果

#### 3.1 回答者の特徴

本稿では、2020年7月に実施した「佐賀県神埼市の観光に関するアンケート調査」より、東アジア圏以外の日本在留外国人の回答を抽出し、その結果を基に佐賀および九年庵の観光における課題を考察し

ていく。調査では、日本での観光行動一般、また佐賀及び神埼市の観光に関して質問を行った。抽出された回答者数は54であった。

まず回答者の特徴について、年齢分布は20代(50.0%)と30代(40.7%)が中心であり、これらが全体の約9割を占めていた(表1)。平均年齢は31.6歳であった。また、回答者の職業については留学生が49人であり、全体の90.7%であった。その他は、研究職(2名)、民間企業(1名)、公務員(1名)、無職(1名)である。

表1 アンケート回答者の年齢分布

	人数	%
20代	27	50.0
30代	22	40.7
40代	4	7.4
50代	1	1.9
合計	54	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

回答者の居住地分布は、福岡県が28人(51.8%)で最も多く、その他九州各県(長崎県、大分県、宮崎県、佐賀県、鹿児島県)を含めると全体の約8割(77.8%)であった(表2)。九州以外の内訳としては、北海道、東京都、大阪府、福井県であった。

表2 アンケート回答者の居住地分布

	人数	%
福岡県	28	51.9
長崎県	6	11.1
大分県	3	5.6
宮崎県	3	5.6
佐賀県	1	1.9
鹿児島県	1	1.9
九州以外	4	7.4
不明、無回答	8	14.8
合計	54	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

回答者の出身地域は、アフリカが17人(31.5%)、南アジアが15人(27.8%)、東南アジアが10人(18.5%)、その他が12人(22.2%)であった(表3)。具体的な国名については、アフリカ地域では、ケニア、コンゴ民主共和国、ガーナ、マラウイ、モザンビーク、ルワンダ、スーダン、タンザニア、ガンビア、ウガンダ、南アジアでは、アフガニスタン、バングラデシュ、インド、スリランカ、東南アジアではカンボ

ジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、ベトナムが挙げられた。その他の国々としては、ドミニカ共和国、カザフスタン、ニカラグア、ニュージーランド、シリア、トンガであった。

表3 アンケート回答者の出身地域分布

	人数	%
アフリカ	17	31.5
南アジア	15	27.8
東南アジア	10	18.5
その他	12	22.2
合計	54	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

### 3.2 観光行動一般について

#### (1) 過去1年間の旅行経験

前年（2019年）1年間の国内旅行回数については、全く出かけていない人が21人（38.9%）と最も多かった（表4）。一方、出かけた人については、3～5回程度が最も多く12人（22.2%）、次いで1回が11人（20.4%）、2回が9人（16.7%）となっている。また、旅行に出かけた人に対し、その主な同行者を尋ねたところ、友人が16人（48.5%）と約半数を占めていた（表5）。その他としては、学校・職場などの団体8人（24.2%）、同行者なしが5人（15.2%）であった。さらに、国内宿泊旅行に費やした金額については、1年間で51～100米ドルが9人（27.3%）で最も多く、50米ドル以下が8人（24.2%）と続いている（表6）。最も高い金額は2,600米ドルであった。また、新型コロナウイルス感染症が克服された後の旅行に対する態度について尋ねたところ、感染症流行以前ほど旅行には出かけないだろうと回答した人が30人（55.6%）で半数以上を占めた（表7）。

表4 前年1年間の国内旅行回数

	人数	%
0回	21	38.9
1回	11	20.4
2回	9	16.7
3～5回程度	12	22.2
6回以上	1	1.9
合計	54	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

表5 旅行の主な同行者

	人数	%
友人	16	48.5
学校・職場などの団体	8	24.2
なし	5	15.2
家族	3	9.1
その他	1	3.0
合計	33	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

表6 国内宿泊旅行に費やす平均金額（年間1人当たり）

	人数	%
50米ドル以下	8	24.2
51～100米ドル	9	27.3
101～200米ドル	4	12.1
201～500米ドル	4	12.1
501米ドル以上	3	9.1
無回答	5	15.2
合計	33	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

表7 新型コロナウイルス収束後の観光行動に対する考え

	人数	%
感染症流行以前の計画のまま変わらない	4	7.4
感染症流行以前の計画以上に積極的に観光地を訪問する	7	13.0
感染症流行以前ほど旅行には出かけない	30	55.6
どちらとも言えない	7	13.0
わからない	6	11.1
合計	54	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

## (2) 観光における交通利用

観光の際に訪問先で利用する交通手段についてみると、電車が34人、路線バスが33人と公共交通が上位に挙げられている（表8）。その他、徒歩（19人）、自転車（10人）ツアーバス（10人）



と続く。

表8 観光訪問先で利用する交通手段（複数回答）

	述べ人数
電車	34
路線バス	33
徒歩	19
自転車	12
ツアーバス	10
自家用車	7
タクシー	4
レンタカー	4

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

参考までに、日常生活で利用する交通手段に尋ねたところ、自転車が最も多く（45人）、徒歩（35人）、路線バス（30人）、電車（27人）と続いていた（表9）。なお、あわせて、自動車運転免許の保有について尋ねたところ、保有していると答えた人は8人（14.8%）であった（表10）。このことから、回答者の日常での交通手段として自家用車は自転車、徒歩、公共交通機関が主であり、観光においてもほぼ同様の傾向にあることがわかる。

表9 日常生活で利用する交通手段（複数回答）

	延べ人数
自転車	45
徒歩	35
路線バス	30
電車	27
自家用車（家族等の運転含）	2
タクシー	1

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

表10 自家用車および自動車運転免許の保有

	人数	%
いずれもなし	46	85.2
免許のみ	8	14.8
合計	54	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

さらに、ウォーキングの習慣についても質問を行ったところ、日常的に歩いたりウォーキングをしたりする習慣があると答えた人が47人(87.0%)であった。ウォーキングの習慣がある人にそのおよその時間を尋ねたところ、最も多かったのが31～60分であり、21人(44.7%)が該当した。続いて、30分以下が11人(23.4%)、61～120分が7人(14.9%)、121分以上が5人(10.6%)となっている。

表11 日常的なウォーキングの習慣

	人数	%
ある	47	87.0
なし	7	13.0
合計	54	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

表12 1日のウォーキング時間

	人数	%
30分以下	11	23.4
31～60分	21	44.7
61～120分	7	14.9
120分以上	5	10.6
無回答	3	6.4
合計	47	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

### (3) 観光旅行において重視する項目

日本国内での観光旅行に出かける際、目的地の選択において重要視する項目について尋ねた。最も多かったのが、「現地での交通の良さ」であり、46名が回答している(表13)。続いて、「観光地(現地)へのアクセス」(38人)、「現地で散策できる」(29人)、「wi-fi環境が整っている」(24人)となっている。また、新型コロナウイルスの世界的流行という状況を反映して、「感染症対策が整っている」についても10名が重要視すると回答した。「その他」の回答には、「英語の通訳または案内が利用できること」(3人)、「安全性」(1人)が挙げられた。

表 13 観光目的地選択の際に重視する項目（複数回答）

	延べ人数
現地での交通手段の良さ	46
観光地（現地）へのアクセス	38
現地で散策できる	29
Wi-Fi 環境が整っている	24
キャッシュレス決済ができる	10
感染症対策が整っている	10
口コミサイトなどが充実している	1
その他	4

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

### 3.3 佐賀への観光について

まず、これまで佐賀を訪れたかどうか尋ねたところ、回答者の約 6 割 (33 人) が 0 回であった (表 14)。一方、佐賀を訪れたことがある人にその回数を尋ねたところ、最も多い回答は 1 回 (12 人、22.2%) であった。また、佐賀来訪の際に訪れた場所については、バルーンフェスタ (12 人)、唐津くんち (11 人) が上位に挙がり、続いて鳥栖アウトレット (7 人)、有田陶器市 (5 人) などが見られた (表 15)。なお、神埼市の九年庵については、訪れた人はいなかった。

表 14 佐賀への訪問回数

	人数	%
0 回	33	61.1
1 回	12	22.2
2 回	3	5.6
3～5 回程度	4	7.4
居住、通勤・通学経験がある	2	3.7
合計	54	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

表 15 佐賀での訪問先（複数回答）

訪問先	延べ人数
佐賀インターナショナルバルーンフェスタ	12
唐津くんち	11
鳥栖プレミアムアウトレット	7
有田陶器市	5
嬉野・武雄温泉	4
祐徳稲荷神社	4
御船山楽園	4
吉野ヶ里歴史公園	3
呼子	0
九年庵	0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

### 3.4 九年庵への観光について

#### (1) 九年庵に対する認識

調査では、回答者に九年庵を紹介する約3分半の動画を視聴してもらい、その後動画および九年庵に関連する質問を行った。動画は、九年庵の全景および内部の映像を中心に、周辺の空撮映像、周辺観光スポット（吉野ヶ里遺跡、仁比山神社）の画像、マップおよびアクセス情報で構成されているものである。まず、本調査以前に九年庵を知っていたかについては、約9割の48人が「知らなかった」と回答した（表16）。知っていた人の中でも、「名前を知る程度」が4人、「少し知っていた」が2人であり、九年庵について詳しく知っている回答者はいなかった。

表 16 九年庵に対する認識

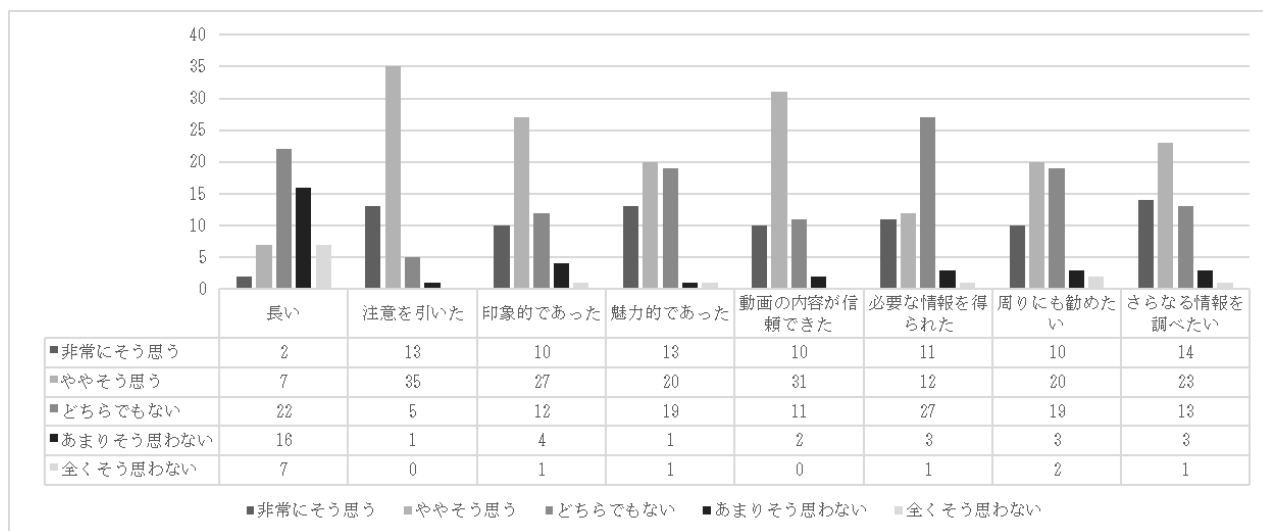
	人数	%
知らなかった	48	88.9
名前を知る程度	4	7.4
少し知っていた	2	3.7
詳しく知っていた	0	0.0
合計	54	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

また、動画についての印象を尋ねた結果が図6である。まず「長い」については、「どちらでもない」と回答した人が22人（40.7%）と最も多かった。また「注意を引いた」「印象的であった」については、いずれも「ややそう思う」が最も多く、それぞれ35人（64.8%）、27人（64.8%）となっている。また、

動画の情報に関しては、「動画の内容が信頼できた」については、「ややそう思う」が31人（57.4%）で最も多かった一方、「必要な情報を得られた」については「どちらでもない」と回答した人が27人（50.0%）であった。今回調査で使用した動画にはアクセス情報以外に対象についての説明はほとんど含まれていなかった。そのため、「さらなる情報を調べたい」については「ややそう思う」が23人（42.6%）と最も多い回答となった。また、「周りにも勧めたい」については、「ややそう思う」（20人）、「どちらでもない」（19人）に回答が集まっていた。これらの結果より、動画によって対象への興味・関心は喚起されたものの、強いインパクトを与えるまでには至っていないといえる。

図6 九年庵紹介動画についての印象（単位：人）



出所：アンケートデータに基づき筆者作成

## (2) 九年庵への訪問意向

動画を見て、九年庵および周辺地域に旅行で訪れてみたいと思ったどうかをたずねたところ、「とてもそう思う」と回答した人が14人（25.9%）、「そう思う」が26人（48.1%）、「ややそう思う」が4人（10%）という結果であった（表17）。おおむね肯定的な回答ではあるものの、それほど強い来訪意志ではないといえる。また、「全くそう思わない」と回答した人が4人いた。なお、加えて理由を自由回答で尋ねたところ、肯定的な回答としては、「自然豊かで美しい」（11件）、「静かで安らげる雰囲気」（10件）、「日本の歴史・文化に関心がある」（8件）、「建築が興味深い」（3件）などが主に挙げられた。また、「九年庵の由来などについてもっと知りたい」という回答も4件あった。一方、否定的な意見としては、「特徴や魅力がない」（5件）、「九年庵以外に訪れる場所がなさそう」（4件）、「交通の便が悪い」（2件）などが挙げられた。

表 17 九年庵および周辺地域への訪問意向

	人数	%
とてもそう思う	14	25.9
そう思う	26	48.1
ややそう思う	10	18.5
全くそう思わない	4	7.4
合計	54	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

あわせて、神崎市やその周辺に観光で訪れるとした場合の宿泊意向について質問を行った。その結果、「日帰りするので宿泊はしない」と回答した人が10人（18.5%）で最も多かった。また宿泊意向を示した人に希望する宿泊地について尋ねたところ、佐賀市が最も多く10人（18.5%）であり、神崎市と回答した人よりも多い結果となった。また、長崎県、福岡県、熊本県など佐賀県外を希望する人も合わせて21名（38%）みられた。

表 18 神崎市への宿泊観光意向及び希望する宿泊地

	人数	%
日帰りするので宿泊はしない	10	18.5
神崎市	7	13.0
佐賀市	10	18.5
上峰町・吉野ヶ里町	1	1.9
嬉野温泉・武雄温泉	5	9.3
唐津市	0	0.0
長崎県内	9	16.7
福岡県内	6	11.1
熊本県内	4	7.4
上記以外の九州内	0	0.0
九州外	2	3.7
合計	54	100.0

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

### (3) 九年庵の観光活用

現在、九年庵に入園できるのは、春と秋の一般公開期間の限られた時間帯（8：30～16：00）のみで、

美化協力金という名目で400円の入園料を支払うことになっている。そこで、この時期以外の観光活用法の可能性について検討するため、有料でこの期間・時間帯以外に入園できる3つのパターンを設定し、それぞれの訪問意向に関する質問を行った（表19）。その結果、「周辺の提携宿泊施設の宿泊客限定で、早朝（午前8時前）・薄暮（午後4時以降）の入園が可能となる」場合に参加してみたいと回答した人は27人で全体の50.0%、「年間を通じ郷土史等の生涯学習講座を受講することを条件に、一般公開期間外の入園が可能となる」場合に参加してみたいと回答した人が17人（全体の31.4%）、「ボランティアで施設の清掃に協力することを条件に、早朝（午前8時前）・薄暮（午後4時以降）の入園が可能となる」場合に参加してみたいと回答した人が16人（全体の29.6%）であった。

表19 九年庵への入園パターンと訪問意向（複数回答）

入園パターン	延べ人数
周辺の提携宿泊施設の宿泊客限定で、早朝（午前8時前）・薄暮（午後4時以降）の入園が可能となる。	27
年間を通じ郷土史等の生涯学習講座を受講することを条件に、一般公開期間外の入園が可能となる。	17
ボランティアで施設の清掃に協力することを条件に、早朝（午前8時前）・薄暮（午後4時以降）の入園が可能となる。	16

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

さらに、観光活用の際の具体的な料金についても検討を行うため、九年庵および周辺観光の費用負担に関して質問を行った。ここでは、仮想評価法（CVM：Contingent Valuation Method）のダブルバウンド方式（二段階二肢選択方式）を採用し、九年庵に入園できる仮想の条件、また周辺観光に関する仮想の条件をそれぞれ設定し、それに応じた支払い意志額について質問を行った。各設問文は以下の通りである。

【九年庵に関する設問】現在、九年庵には春と秋の一般公開期間に入園料400円で、順路に沿って庭園を約30分で見回れます。九年庵の庵を改修し、庵でお茶を飲みゆっくり鑑賞できるメニューを作った場合、入場料〇〇円で入場しますか。

【周辺観光に関する設問】吉野ヶ里公園、九年庵と近くの嘉瀬川ダムをめぐる緑と水の日帰りバスツアー料金が10,000円の場合、このバスツアーに参加しますか（博多駅発着の日帰り旅で、昼食代を含みます）。

これらの設問について、1回目の提示額に対する支払いに賛成した回答者にはさらに高い金額を、1回目の提示額への支払いに反対した回答者にはより低い金額を提示した。提示する金額は各設問で3パターン用意した。各設問の提示額及び回答を表20～21に示す。

得られた回答をもとに、対数線形ロジットモデルを用いて支払い意志額の推定を行った。推計にあた

っては、栗山（2012）の CVM 計算ツールを用いた。推計結果から、支払い意志額は、九年庵入園については、中央値、すなわち回答者の半数の回答者が支払ってもよいとする額が 2,690 円であった。また平均値は、裾切りなしの場合 3,646 円、最大提示額で裾切りした場合が 2,898 円であった。一方、周辺観光については、推定された支払い意志額の中央値が 15,268 円、平均値が 18,470 円（裾切りなし）、15,842 円（裾切り）であった。

表 20 九年庵に関する設問の提示額と回答

T1	TU	TL	YY	YN	NY	NN	標本数計
2,000 円	3,000 円	1,000 円	2	7	1	3	14
3,000 円	4,000 円	1,500 円	5	7	5	5	22
4,000 円	5,000 円	2,000 円	3	6	4	5	18

注：T1=最初に示された金額、TU=最初の提示額に「入場（参加）する」と答えた人への 2 回目の提示額、TL=最初の提示額に「入場（参加）しない」と答えた人への 2 回目の提示額、YY=最初と 2 回目両方の提示額に「入場（参加）する」と答えた人数、YN=最初の提示額に「入場（参加）する」、2 回目の提示額に「入場（参加）しない」と答えた人数、NY=最初の提示額に「入場（参加）しない」2 回目の提示額に「入場（参加）する」と答えた人数、NN=最初と 2 回目両方の提示額に「入場（参加）しない」と答えた人数

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

表 21 周辺観光に関する設問の提示額と回答

T1	TU	TL	YY	YN	NY	NN	標本数計
10,000 円	20,000 円	5,000 円	2	8	1	3	14
15,000 円	20,000 円	10,000 円	5	7	5	5	22
20,000 円	25,000 円	15,000 円	3	6	4	5	18

注：表内の記載については表 20 と同じ

出所：アンケートデータに基づき筆者作成

#### 4. おわりに

本稿では、佐賀県神埼市の観光に関するアンケート調査から、東アジア圏以外の日本在留外国人の回答を抽出し分析を行ってきた。最後にこれらの結果をもとに、今後神埼市が、新たなインバウンド市場を拡大し、九州内における観光需要分散の受け皿となるための課題について検討する。

第 1 の課題は、観光目的地としての知名度の向上である。本調査では、回答者の約 8 割が九州内に在住していたにもかかわらず、全体の 6 割がこれまで佐賀県に訪れた経験がなかった。また、訪れた人の訪問地をみると、イベントや祭りのような季節的行事、また商業施設のような地域性の薄いものが上位に挙がっており、自然や温泉など佐賀が有する基本的な観光資源について、在留外国人にはまだ十分ア



ピールされていないと考えられる。九年庵についてもほぼ9割が知らなかったと回答していた。そのため、まずは彼らの旅行先選択の際の地名集合そして考慮集合に神崎市が含まれるよう、観光目的地としての情報提供を積極的に行っていく必要があるだろう。そこで有効なのは、その資源の背景をストーリーとして伝えていくことであろう。本調査では映像を使った情報提供を行ったが、調査結果をみると、映像により、回答者の九年庵及び周辺地域に対する興味、関心を喚起することができ、さらに詳しい情報を求める態度を引き出すことができた。具体的には、九年庵の由来や周辺の観光情報などについての情報を求める声があった。そこで、まずは映像などを用いて神崎市の観光目的地としての存在を認知させ、次の段階として、地域の歴史や楽しみ方などの具体的な情報をストーリーとして伝えていくことが有効であろう。

第2に、交通アクセスに関する工夫である。調査の結果にもあったように、在留外国人の日常的な交通手段は自転車や徒歩、また公共交通が主であり、観光においてもその傾向は変わらないようであった。つまり、自家用車でしかアクセスできないようなところは、旅行先としてそもそも選択されにくいといえ、これは観光目的で訪れた外国人も同様であるだろう。本調査においても、日本国内での観光目的地の選択においてアクセス面を重要視するという回答が最も多く、インバウンド観光、とくに個人旅行の傾向が高い東アジア圏以外の旅行者に対しては、交通の利便性は最も重要な要素であるといえよう。ただ、地域が新たに交通インフラを整備するなどといったことは非現実的であるため、現在の地域内における交通インフラを組み合わせ、観光客の目線で魅力あるものとして提案するというのであれば可能であろう。例えば、一般的には不便とみなされる地域の路線バスのようなものでも、外国人旅行者が日本の生活文化を体験するためのアトラクションとして位置づけることで、魅力的な観光資源の一部となるかもしれない。また、調査の結果から、日常的に歩く習慣のある在留外国人が多いことも明らかになっており、あえて地域内を歩いて移動してもらうという提案をすることで、交通アクセスの不便さを、ウォーキングという観光目的の一つに転換することも可能であろう。このように様々な工夫により、交通アクセスに関する課題に取り組んでいくことが必要である。

第3の課題は、神崎市の主要観光資源である九年庵のさらなる観光活用の検討である。本調査において、回答者が九年庵に対して観光資源としての魅力を感じていたことは見えてきたが、実際の行動に結びつくような強い関心までは見出すことができなかつたといえる。その理由として、回答にもあったように、映像だけでは他の同様の資源と比較した際の特別感が見いだせない、すなわち観光資源としての差別化が十分にできていないことが挙げられるであろう。そこで、九年庵の魅力をさらに高めるには、九年庵の特徴と周辺の地域性を生かした観光プログラムを提案することが考えられる。九年庵の由来や建物の特徴を生かした九年庵ならではの日本文化体験プログラムを提供することや、民泊などを活用し周辺地域に滞在する地方生活体験の一部に組み込むなど、九年庵の特徴と周辺の地域性を生かした様々な展開が考えられるであろう。調査においても、九年庵そのものの魅力に加え、周辺の自然環境や雰囲気に魅力を感じたとの回答が多くみられ、現地での体験についても、ある程度のお金を払ってでも参加してみたいという意向が明らかになっている。このように、現在は特定の時期にしか観光活用されていない九年庵であるが、さらに魅力ある観光資源として多様な可能性を持ち合わせているといえる。このような地域性を生かしたプログラムであれば、比較的小規模ながらも年間を通じた展開が可能であり、

環境容量内で持続可能な観光を実現していくことができるだろう。

最初にも述べた通り、今後の九州における観光の課題として、東アジア圏以外のインバウンド観光市場を開拓していくこと、また九州内の観光需要の分散化を図ることが指摘されているが、佐賀県神崎市は、これらの課題を踏まえたうえで新たなインバウンド観光を展開できる可能性を持つ地域であることが、本調査より示唆された。本調査結果を参照することで、東アジア圏以外の人々を直接的にターゲットとしていく際の観光マーケティングにおけるヒントが得られると同時に、日本在留外国人をターゲットとした戦略にも役立てることができるだろう。つまり、まずは在留外国人をターゲットとした観光マーケティングを展開し、訪日外国人旅行者に対するインフルエンサーとしての役割を果たしてもらうことも可能であろう。今回の調査では限られたサンプルによる探索的な分析となったが、今後さらに調査を拡大することで、神崎市における今後の観光の展開方法についてより具体的な示唆が得られるものと期待される。

## 参考文献

神崎市（2020）「佐賀県神崎市 人口・世帯数」

([https://www.city.kanzaki.saga.jp/site\\_files/file/2020/202010/p1ejjg13i5deollo7mg118h1h1d4.pdf](https://www.city.kanzaki.saga.jp/site_files/file/2020/202010/p1ejjg13i5deollo7mg118h1h1d4.pdf))

九州観光推進機構（2020）「2019 年度事業実施報告」(<https://welcomekyushu.jp/kaiin/abouts/jigyo2019.pdf>)

栗山浩一（2012）「Excel でできる CVM Version4.0」(<http://kkuri.eco.coocan.jp/>)

国土交通省観光庁（2019）「持続可能な観光先進国に向けて」(<https://www.mlit.go.jp/common/001293012.pdf>)

国土交通省九州運輸局（2020）「九州への外国人入国者数の推移」(<https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/content/000160237.pdf>)

佐賀県地域交流部観光課（2020）「平成 30 年佐賀県観光客動態調査」

([https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00362356/3\\_62356\\_173094\\_up\\_ue5mb4s4.pdf](https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00362356/3_62356_173094_up_ue5mb4s4.pdf))

日本政府観光局（2020）『訪日旅行データハンドブック 2020』([https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/jnto\\_databook\\_2020.pdf](https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/jnto_databook_2020.pdf))

第 223 回 佐賀地域経済研究会  
神崎市観光戦略のプロセス

佐賀地域経済研究会では、令和 2 年 2 月に神崎市千代田支所において、「神崎市観光戦略のプロセス」と題した講演会を開催した。

本講演では、神崎市文化財観光専門員を務められている執行眞知子氏を講師にお迎えし、神崎市の観光振興のプロセスについて、お話しいただいた。

以下は、講演の概要をまとめたものである。

【日時】 令和 2 年 2 月 6 日（木）14:00～16:00

【会場】 神崎市千代田支所（2 階 2-2 会議室）

【主催】 佐賀地域経済研究会

（参加者：21 名）

■講演

◇はじめに

冒頭に執行氏より、神崎市の持つ観光資源について紹介がなされた。神崎市の観光資源は、吉野ヶ里遺跡と九年庵（写真 1）が双璧をなしている。これら以外にも、高床式倉庫をイメージして作られた JR 神崎駅、石工によって作られた脊振眼鏡橋（写真 2）、300 年近く続く大島の水かけ祭り、明治時代に建設された広滝第一発電所、宝珠寺のヒメシダレ桜等が紹介された。執行氏は、これらの観光資源の売り込みに取り組んできた。

写真 1



写真 2



◇宝珠寺のヒメシダレ桜

まず宝珠寺のヒメシダレ桜の売り込みの経緯について説明がなされた。2001 年に、執行氏は福岡のテレビ局に対して宝珠寺のヒメシダレ桜の売り込みを行った。テレビ放送が反響を呼び、宝珠寺はツアーコースの 1 つとして取り入れられるようになった。しかし、観光客の増加に伴いトイレや駐車場の不足が問題となった。そこで、宝珠寺から徒歩約 8 分の距離にある水車の里のトイレと駐車場を活用することによって、この問題に対処した。また、ツアーバスの駐車に関しては、近隣の仁比山公園にバ

スの待機場所を用意し、ツアー参加者の乗降のみを宝珠寺で行うことで対応した。こうして、宝珠寺におけるトイレと駐車場の不足という問題を解決し、ヒメシダレ桜を神埼市の新たな観光資源の一部として定着させることに成功した。例年、宝珠寺には多くの観光客が訪れるようになっている。

#### ◇九年庵の歴史

続いて、九年庵の紹介及び観光動向の説明がなされた。九年庵は、1982年から現在に至るまで佐賀県の森林整備課が維持管理している。元来、九年庵は明治期の実業家である伊丹弥太郎の別荘として建築されたものであった。しかし、大正時代末期に伊丹家は没落し、九年庵は手放されることになった。その後「月星ゴム」の創始者である倉田泰造の所有を経て1982年に佐賀県の所有となった。

九年庵の秋の一般公開は、1988年に始まった。当初は、佐賀県庁の単独事業として、2週間の一般公開を実施していた。しかし、観光客の増加に伴い人員不足が深刻化し、当時の神埼町役場の商工観光課と観光協会が一般公開に協力することになった。その後、一般公開の日程等が見直されることになり、協議を経て、毎年11月15日～23日の9日間のみ一般公開を実施するようになった。この日程は、紅葉の時期に合わせたものであるが、落ち紅葉よりも青々としている方が庭園の見栄えが良いことから、一般公開初日に紅葉がピークを迎えることがないように設定されている。

#### ◇九年庵の団体客の推移とツアー観光

1999年11月に、テレビ朝日系列の報道番組「ニュースステーション」で取り上げられて、全国放送されて以降、九年庵への九州圏内からの観光客は急増した。2001（平成13）年には、執行氏は佐賀県の観光課と共に東京、名古屋、

大阪で九年庵観光の説明会を開催したところ、2003年以降、九州圏外からの観光客も増加した。

大手の旅行会社は、九年庵を秋の観光資源の定番として九年庵を組み込んだツアーを企画している。九年庵を午前中に訪れるツアー企画が多い。九年庵の見学後、旅行会社によって様々なルートが作成されており、1つの旅行会社内でも複数のルートが設定されている。なお、九年庵の一般公開終了後、各旅行会社は速やかに次年度のツアーの準備に着手する。これは、九年庵の一般公開が毎年同日程であり、日が近づくにつれてバス車両の確保や宿泊所の手配が著しく困難になるからである。

観光客の宿泊地に関しては、嬉野市、武雄市及び唐津市が定番となっている。これらの市内の宿泊所は、九年庵の一般公開期間中は、例年、満室となるという。そのため、同期間中は、福岡県筑後市や福岡県朝倉市の原鶴温泉を宿泊先とする観光客も多いという。県内外を問わず、九年庵が近隣の地域にもたらす経済効果は大きい。

#### ◇広域連携を通じた営業の活動

観光素材によっては、日本全国に売り込んだとしても、そのコストに見合うだけの誘客を期待できないものもある。これらについて、執行氏は九州内で年間1～2回の営業を行っている。営業では、神埼市の観光資源を個別に売り込むだけでは迫力不足であるため、佐賀県内で広域連携を行い、観光シーズンが一致する他の市町村の観光資源と組み合わせて売り込んでいる。

具体的な観光資源として、有田町の秋の有田陶磁器祭り、九州陶磁文化館、唐津市の環境芸術の森、武雄市御船山楽園の紅葉まつり、基山市の大興禅寺、多久市の孔子の里紅葉まつり、みやき町山田地区の秋のひまわり園等が挙げられた。

### ◇教育旅行向けの営業活動

近年、教育旅行向けの観光資源として、王仁博士顕彰公園を売り込んでいる。王仁博士顕彰公園は、社会科見学での利用が多い吉野ヶ里遺跡の近くに位置し、バスの駐車スペースとトイレに加え、大規模収容施設も備えている。そこで、執行氏は教育旅行の道中で安心して弁当を食べることができる場所として同公園を売り込んでいる。

売り込みにあたり、県内の教育委員会、近隣の福岡県筑後市、二日市市の教育委員会に営業を行った。教育旅行専門の旅行会社にも営業を行ったが、教育旅行は1~3年前から計画されているため、営業が即座に実を結ぶのは難しいことを知ったという。

さらに、教育旅行の道中に滞在可能なレジャー施設の定番であった北九州のスペースワールドの閉鎖に伴い、遠方の学校が神崎市から他地域へ教育旅行の行き先を変更するという事態が発生している。今後は、グリーンランドや城島高原といった近隣のレジャー施設がスペースワールドの代わりとなることが期待される。

これ以外でも、最近、唐津市では教育旅行向けに民泊を行なっている。民泊は田舎の子供には人気がないが、都会の子供には好まれる傾向がある。執行氏は、体験型の修学旅行を都会の学校の教育旅行向けに営業するのは良案であると考えている。

### ◇お金が落ちない公園の活用

さらに、教育旅行向け以外での王仁博士顕彰公園の活用方法の紹介がなされた。冬季のオフシーズンに霧島観光のための冬期1泊2日のツアーがあり、ツアー参加者は川上峡に宿泊した後、翌朝9時に王仁博士顕彰公園を訪れる流れになっていた。しかし、王仁博士顕彰公園で何らかの有料サービスを提供していなかったため、公

園にはお金が落ちない状況であった。執行氏は王仁博士顕彰公園に付加価値を付けることにした。王仁博士顕彰公園が神崎市役所から自動車です約5分の位置にあることから、執行氏や市役所の職員が王仁博士顕彰公園のガイドを始めた。

さらに、王仁博士顕彰公園に賑わいを創出するため、神崎市観光協会による物産の出張販売を手配した。霧島観光ツアー参加者は、初日に宮地岳から神崎市を経由する際に、井上製麺で特産品を購入するのが定番になっている。が、この出張販売でも、1開催あたり1万円を超える売上があるという。また、販売所を訪れた観光客に市内企業の工場見学を促すためのパンフレットを配布している。これによって、工場見学にも観光客が流れるようになったという。

### ◇神崎めん懷石の立ち上げ

2010年頃、神崎市では、商工会、割烹組合及び商工観光課が共同で「神崎めん懷石」というブランドを立ち上げた。「神崎めん懷石」とは、神崎市の名産品である神崎そうめんを使用した懷石料理である。市内の飲食店は一律2千円でその提供を始めた。結果として、以前よりも神崎市内にお金が落ちるようになった。しかし、店舗の立地によって売上に差が見られるという問題も生じている。

### ◇海外からの需要と観光動向の変化

最後に、海外からの観光需要及び国内外の観光動向の変化について説明がなされた。近年の訪日外国人旅行者の動向としては、九年庵の秋の一般公開に、訪日外国人旅行者が多く訪れるようになっている。特に2018年は中華圏からの来園者数が顕著であり、記録によると、台湾から566人、中国から348人、香港から205人が訪れている。インドネシアやタイからも来園があり、様々な国からの訪日外国人

旅行者が九年庵を訪れるようになってきている。さらに、台湾からの訪日旅行者がヤクルト佐賀工場の見学に多く訪れている。

ただし、海外からの観光需要は政治問題や感染症等によって大きく変動する。近年の海外需要の変動要因としては、韓国との関係悪化による t'way 航空の運休が挙げられる。

海外だけでなく国内についても、例えば自然災害の後には観光客の数が激変する。観光動向は様々な要因によって左右され、予測が困難である。しかし、観光客の誘致に向けて動き続ける必要があることは確実である。

メディアを通じた誘致に関しては、特に情報番組内の 1~2 分程度の宣伝であっても非常に効果的であるため、積極的に仕掛けているという。新聞では、懇意にしている記者に依頼し、催しが開催される直前に広告を打つといった工夫を行っているという。

## ■質疑応答

講演終了後には、フロアからの質問を受け付ける時間が設けられた。

地方自治体に勤務する聴講者から、「神崎市の観光に携わりたいという意識が芽生えたのはいつ頃で、何かきっかけがあったのであれば伺いたい」という質問があった。

これに対して執行氏から、「神崎市の観光に携わって丸々 19 年、2020 年で 20 年目になる。神崎市の観光に携わりたいという意識が芽生えたのは、1989 年に遡る。1989 年から 12 年間にわたって吉野ヶ里遺跡のガイド業に携わってきた。そのきっかけは、旧三田川町、東脊振村、神崎町を対象とする商工会の求人だった。自宅が吉野ヶ里遺跡の近くに位置し、発掘前から吉野ヶ里遺跡の地を知る強みがあることから、求人に応募した」という回答がなされた。

この回答に対して別の聴講者からは、「神崎にこのような方がいることが大きな強みのな

で、各自治体でも、このような人材を大事にしないといけない」という感想が述べられた。

さらに別の聴講者からは、「台湾からの訪日旅行者が多く訪れているということだが、台湾に限らず訪日外国人旅行者を対象とした取り組みは、今後どのように行っていく予定であるか」という質問が出された。

これに対して執行氏から、「訪日外国人旅行者を対象としたこれまでの取り組みとして、まず多言語対応のパンフレットを作成した。また、観光連盟と一緒に台湾と韓国の旅行会社への説明会等に参加してきた。特に台湾に関しては、説明会が奏功し、九年庵やヤクルトの工場見学等に多くの方が来訪してくれるようになってきている。今後も、これらの取り組みを維持しつつ、何かしらの形で海外に向けた取り組みを行っていききたい」という回答がなされた。

この回答に対して質問者からは、「台湾は古くからの産業遺産をリノベーションし、憩いの場や観光地として活用することに長けているように感じている。神崎市の観光の強みは、古くからの遺産や歴史的な建造物が現存していることであり、そのような点で台湾と共通する面がある。今後はそのような点にも目を配らせ神崎市の観光を推進していくことも重要ではないか」という意見が出された。

(藤井 翔)

## 佐賀地域経済研究会 開催記録

佐賀地域経済研究会では、佐賀県内 10 市から提案された調査課題の中から、毎年、地域課題と連携自治体を選出し、そこで設定された地域課題調査に対して、調査・研究を実施しています。同時に、地域課題調査に関連した内容のもと、研究会(講演会)を開催し、産学官で意見交換を行っています。

平成 31 年度 (令和元年度)

■第 219 回 2019 年 4 月 24 日 (水) 15 : 30~16 : 45

- ・佐賀大学経済学部 3 号館 第 2 会議室
- ・行政部会「令和元年度 地域課題調査について」

令和元年度 地域課題調査	
地域課題：「神埼市の観光資源の掘り起こしと情報発信」	
連携自治体：神埼市	
調査期間：2019 年 7 月~2020 年 6 月	
運営体制：佐賀大学経済学部 教授	亀山嘉大〔主幹〕
佐賀大学クリエイティブ・ラーニングセンター 特任助教	河道 威
九州産業大学地域共創学部 准教授	大方優子
北九州市立大学大学院マネジメント研究科 特任教授	幕 亮二
株式会社 THINK ZERO 代表取締役	八尋和郎

■第 220 回 2019 年 5 月 23 日 (木) 15 : 00~17 : 00

- ・佐賀大学経済学部 3 号館 第 1 会議室 (参加者 20 名)
- ・「医療介護総合確保基金に見る事業特性・地域特性」

北海道大学大学院法学研究科 教授 加藤 智章

■第 221 回 2019 年 7 月 31 日 (水) 14 : 50~17 : 00

- ・佐賀大学経済学部 3 号館 第 1 会議室 (参加者 40 名)
- ・論題「多久市におけるまちなかの役割」

第 1 部 平成 30 年度 地域課題調査 成果報告会 (連携自治体：多久市)

佐賀大学芸術地域デザイン学部 教授 有馬 隆文

佐賀大学経済学部 准教授 戸田順一郎

第 2 部 公開セミナー

「地域福祉とまちなかの役割」

北九州市立大学大学院マネジメント研究科 特任教授 幕 亮二

■第 222 回 2019 年 11 月 27 日 (金) 15 : 00~17 : 00

- ・佐賀大学経済学部 1 号館 多目的演習室 (参加者 25 名)
- ・「佐賀県内における外国人宿泊者の動向とインバウンド戦略」

日本大学経済学部 准教授 野方 大輔

■第 223 回 2020 年 2 月 6 日 (水) 14 : 00~16 : 00

- ・神埼市千代田支所 2-2 会議室 (参加者 21 名)
- ・「神埼市 観光戦略のプロセス」

神埼市文化財観光専門員 執行眞知子



佐賀地域経済研究会は、「佐賀県内における地域経済問題に関する情報交換、研究を行うことにより地域の振興に寄与すること」を目的に1989年(平成元年)に発会しました。2020年(令和2年)9月現在、佐賀県及び県内に所在する全10市(佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市)の企画担当課、九州経済連合会佐賀地域委員会、佐賀大学の教員などで構成されています。2019年(令和元年)7月から九州経済連合会佐賀地域委員会事務局に本会の事務局を移管いたしました。

佐賀地域経済研究会では、県内10市や会員企業や団体からなる産学官連携提案による地域課題の中から、毎年、地域課題と連携自治体をあわせて選出し、そこで設定された地域課題調査に対して、調査・研究を実施し、同時に関連のテーマのもと研究会(講演)を開催してきました。2019年度(令和元年度)は神崎市と連携し、「神崎市の観光資源の掘り起こしと情報発信」に関する調査・研究を実施しました。本来2020年3~5月に九年庵の撮影や調査の実施を検討していましたが、新型コロナウイルスの大流行によって、スケジュールの変更を余儀なくされました。どうにかこうにか3ヵ月程の遅れで調査・研究の実施ができ、これで10市の全てと連携した地域課題調査を実施したことになります。

これを踏まえて、2020年度(令和2年度)から、地域課題調査を地域課題討議に改めることになりました。地域課題討議では、年間の共通論題を設定した上で、事務局と幹事(当番)自治体が役割分担のもと、問題意識や事前の調査を例会に持ち寄って討議することになりました。地域課題討議の成果の取り扱いなどは、今後、議論していきます。

2017年(平成29年)9月に創刊した『九州佐賀 総合政策研究』は、従来、毎年の刊行であった『佐賀地域経済研究会報告書』、隔年の刊行であった『地域課題調査報告書』を一本化し、電子ジャーナルとして刊行しています。

『九州佐賀 総合政策研究』編集委員会

- ・編集委員長  
亀山 嘉大(佐賀大学経済学部 教授)
- ・編集委員  
伊藤 正哉(佐賀大学経済学部 准教授)  
児玉 弘(佐賀大学経済学部 准教授)
- ・編集協力  
藤井 翔 (佐賀大学経済学部経済学科 卒業生)
- ・表紙デザイン  
山内 誠也(佐賀大学経済学部経済学科 卒業生)

発行:

佐賀地域経済研究会事務局

企画・編集:

『九州佐賀 総合政策研究』編集委員会

発行人: 納富 一郎

発行日: 2020年12月31日

\* 本誌掲載の記事や写真などの無断転載を禁じます。



KYUSYU  
SAGA  
POLICY  
STUDIES



ISSN 2433-426X